

## II 作業部会2（都道府県の機能強化WG（権利擁護支援に関する意識の醸成、利益相反防止策の検討））

### II-1 ヒアリング調査実施概要

#### (1) 調査目的

本ヒアリング調査は、権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実に向けて、特に、都道府県単位での新たな取組の全国展開に向けた論点整理を行うことを目的に、すでに各取組を行っている法人・事業者等から、事業を推進するうえでの工夫や課題、留意点等についての現状把握を行った。

#### (2) 調査対象、主な調査テーマ

- ①権利擁護支援に関する意識や寄付文化の醸成（資金の適切な管理方法（寄付、公益信託）、利益相反）に向けた検討事項や留意点等

対象	調査テーマ
<b>ア. 市町村社会福祉協議会（自法人で寄付を集め、活動資金として寄付金を活用している団体）</b>	
(社福) 三芳町社会福祉協議会	・ファンドレイジング、「子供応援夢基金」の概要 ・ファンドレイジングや個別給付の全国展開に向けた検討事項等
(社福) 福岡市社会福祉協議会	・ファンドレイジング、「遺贈寄付」の概要 ・ファンドレイジングや「遺贈寄付」の全国展開に向けた検討事項等
<b>イ. 寄付金や助成金の仕組みの設立者、仲介者（活動者・団体への活動資金として、寄付金を助成している機関（基金、公益信託））</b>	
(公社) 京都地域創造基金	「事業指定助成プログラム（随時エントリーコース）」の仕組みについて ・活動団体等に対する助成事業の全国展開に向けた検討事項等
内閣府、(独法) 福祉医療機構 (WAM)	・「子供の未来応援基金」、「未来応援ネットワーク事業」について ・活動団体等に対する助成事業の全国展開に向けた検討事項等
(公社) 成年後見センター・リーガルサポート	・「公益信託 成年後見制度助成基金」の概要 ・活動団体等に対する助成事業の全国展開に向けた検討事項等
<b>ウ. 「遺贈寄付」の普及促進に取り組む機関</b>	
(一社) 全国レガシーギフト協会	・「遺贈寄付の倫理に関するガイドライン_第1版」の概要 ・「遺贈寄付」の倫理整備に向けた検討事項等

第1部 ヒアリング調査結果概要 II  
作業部会2（都道府県の機能強化WG（権利擁護支援に関する意識の醸成、利益相反防止策の検討））

## ②自己評価の実施、第三者評価の普及の全国展開に向けた検討事項や留意点

対象	調査テーマ
<b>ア. 自己評価を行っている法人後見実施団体</b>	
(特非) よこはま成年後見つばさ	・自己評価の仕組み、項目等の概要
<b>イ. 活動機関に対する第三者評価を行っている機関</b>	
(一財) 非営利組織評価センター	・法人が行っている評価の概要 ・自己評価の実施、第三者評価の普及の全国展開に向けた検討事項等
(公財) 日本医療機能評価機構	・法人が行っている評価の概要 ・自己評価の実施、第三者評価の普及の全国展開に向けた検討事項等
(社福) 全国社会福祉協議会	・法人が行っている評価の概要 ・自己評価の実施、第三者評価の普及の全国展開に向けた検討事項等

## ③「公的関与による法人後見の実施」に向けた検討事項や留意点等

対象	調査テーマ
(公社) 成年後見センター・リーガルサポート	・法人にとっての「支援困難事例」についての考え方、受任体制等 ・「公的関与による法人後見」の全国展開に向けた検討事項等
(特非) 後見ネットかがわ(事務局: 香川県社協)	・法人が受任している事例についての考え方、受任体制等 ・「公的関与による法人後見」の全国展開に向けた検討事項等
弁護士	・生活支援等のサービスの提供や財産管理・任意後見等を受任する法人(民間事業者)にとっての「支援困難事例」についての考え方、受任体制等 ・「公的関与による法人後見」の全国展開に向けた検討事項等

### (3) 調査方法

事前に用意した質問項目にもとづき、調査当日、オンラインにて聞き取りを行った。

### (4) 調査実施時期

令和3年10月～令和4年2月

### (5) 倫理的配慮

ヒアリング調査依頼状に以下の内容を記載し、承諾を得たうえで、ヒアリング調査及び報告書原稿作成を行った。

- ・ヒアリング調査では、正確な記録のために、メモ及び音声データを取らせていただくこと。
- ・記録の共有範囲は、本事業検討委員会、厚生労働省担当部署、事務局の範囲内であり、外部に公開するものではないこと。
- ・ヒアリング調査時の記録をもとに、本事業報告書等を作成すること。
- ・年度末、原稿案をお送りし、内容について承諾を得られたものについてのみ、本事業報告書等に掲載させていただくこと。

II-2 ヒアリング調査結果概要

1 「寄付等の活用による多様な主体の参画の検討」に向けた検討事項や留意点等

1-1. 市町村社会福祉協議会（自法人で寄付を集め、活動資金として寄付金を活用している団体）

1-1-1 社会福祉法人 三芳町社会福祉協議会：  
ファンドレイジングによる寄付金集め、「子ども応援夢基金」

(1) 法人概要

法人所在地	埼玉県三芳町
法人設立年月	任意団体の設立は、1951（昭和26）年 法人化は、1986（昭和61）年3月
法人設立の目的	当法人は、三芳町における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施</li> <li>(2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助</li> <li>(3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成</li> <li>(4) (1) から (3) のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業</li> <li>(5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡</li> <li>(6) ボランティア活動の振興</li> <li>(7) 共同募金事業への協力</li> <li>(8) 福祉サービス利用援助事業</li> <li>(9) 老人デイサービスセンター「けやきの家」の設置経営</li> <li>(10) 居宅介護支援事業所の経営</li> <li>(11) 介護保険法に基づく第1号介護予防支援事業</li> <li>(12) 生活福祉資金貸付事業</li> <li>(13) 福祉資金貸付事業</li> <li>(14) 福祉・生活相談事業</li> <li>(15) みよし友愛サービス（家事援助サービス）事業</li> <li>(16) 生活支援体制整備事業</li> <li>(17) 自立相談支援事業</li> <li>(18) 家計支援事業</li> <li>(19) その他この法人の目的達成のため必要な事業</li> </ul>

（社福）三芳町社会福祉協議会「定款」（<http://www.miyoshi-shakyo.or.jp/cmsdesigner/dlfile.php?entryname=rule&entryid=00001&fileid=00000004&/A-01%A1%A1%C4%EA%B4%BE%28H30.4.1%A1%CB.pdf&disp=inline>）から引用。

## (2) ファンドレイジングによる寄付金集めの概要

### ○ファンドレイジングに取り組み始めた経緯

- 平成30年度、埼玉県内の市町村社協連絡会主催の研修が開催され、テーマがファンドレイジングであった。当社協からその研修を受講した3名の職員が触発され、当社協内部でファンドレイジング研修を予算化できないかという相談が寄せられた。
- 当時はファンドレイジングの中身も分からなかったが、令和元年度に予算化し、講師を招聘し、正職員全員で受講した。あわせて、理事・評議員向けの研修も実施。加えて、外部研修として日本ファンドレイジング協会主催のファンドレイジング・日本という日本最大のカンファレンスに職員を7名参加させた。また令和2年度からはアドバイザーに入っただき、本格的に職員も勉強を開始し、現在に至っている状況である。
- あらゆる研修を積む過程で、今後、三芳町社協が組織として存続を続け、今後の社会課題解決及び資金確保を持続的に行うために、この取組が必要だという認識が徐々に醸成されたというのが近い。何かしらの取組を始めないと、市町村社協の財政状態は極めて悪い状態で、事業展開としてしっかりしたものを見通せない状況であった。
- 現場の担当職員は、目の前に利用者のニーズがあっても予算がつかない、スタッフが増やせない、少ししか支援できないくやしさを抱えていた。一方、法人としても、財政面でも、なかなか予算が組めない、収支が折り合わない、このままでは資金枯渇する危機感もあった。両方がマッチしたときに、ファンドレイジングに取り組もうという組織決定がなされたといえる。
- そのため、ファンドレイジングに取り組むにあたり、「検討会」という形で内部組織を作ったわけではない。小規模町村なので、正職員も15人程度、事務局10人という総がかりの体制で検討したのが、これまでの取組の経緯である。

### ○目標設定

- 具体的な目標設定はしていない。だが、現在の運営状態は、例えば自治体の税収減により、補助金の2～3割がカットされる状況になった場合、即座に法人存続の危機に陥るような状態。そのため、第一目標としては、寄付金を使って、例えば人件費の一部でも充当できるくらいの額がコンスタントに得られ、補助金削減があっても簡単には揺るがない、事業や雇用の継続ができる状態としていくことが目標。
- 指定寄付としたほうが、目的も用途も明確なため、寄付はいただきやすい。だが、それはファンドレイジングの考え方としては正しくないと考えている。最終的には、取組全般に対して応援者を増やすことが最終ゴールと考えている。

### ○職員体制

- 当社協では本部事務局、介護事業の出先機関と部門があり、ファンドレイジングは事務局が担当している。全職員数46名のうち、事務局が10名。
- 組織全体でファンドレイジング中心になって進めるチームを8名で構成。うち1名がファンドレイジング担当職員(兼務)として配置している。

## ○担当者の育成

### ■ 職員向け

- ・ファンディング・日本研修への参加費用を法人として負担している。
- ・日本ファンディング協会が認定する、認定ファンディングと準認定ファンディングがある（準認定ファンディングは試験に通過したら取得できるが）が、その費用も法人負担しており、資格取得を推進できる体制をとっている。

### ■ 上層部、理事・役員向け

- ・年1回、ファンディングの理解促進を目的とした役員研修を実施している。

### ■ 月に1度のアドバイザーを含む打ち合わせの機会が、多くの意味でファンディングの知識を学ぶ研修の場となっている。

## ○「地域課題」としてとらえていること、今後の取組予定

- 令和4年度～令和8年度の5か年計画となる「第三次地域福祉活動計画」の策定が完了し、実行に入った。計画策定にあたって実施したニーズ調査、インタビュー調査及び地域福祉懇談会の中で、新型コロナによる影響もあり、我々社協職員としても想像できなかったニーズ、地域住民の生の声が数多く挙がってきている。
  - ・ 子ども：学習支援や子ども食堂の取組は長く、各事業からみえてくる個別課題に対応する必要性が明確になった（「(3)「子ども応援夢基金」の概要」（後述 p.85～86））。
  - ・ 高齢者：高齢期の貧困・孤立・孤独の問題が顕著に浮かび上がった。また、新たな気付きとして、「スマホを教えて欲しい」というニーズが非常に高かった。さらに、終活に対する関心も強かった。恐らく住民の方のイメージは後片付けだと思うが、突き詰めると、資産整理や死後事務もあるはず。こうした結果に基づき、地域福祉活動計画においてどう対応策を講じるかが重要と考えている。
  - ・ 障害者及び障害児：自立支援協議会を設置して公的な支援ニーズに対応できるようになったと考えていたが、ヒアリング調査からは、いわゆる「親亡き後」のニーズが非常に高かった。これはヒアリング対象者ほぼ全員がおっしゃった。本人を支援する制度はあるが、家族や兄弟に対するケアが全くないことも明らかとなった。
  - ・ その他：外国人との多文化共生も課題に挙がった。

### (3) 「子ども応援夢基金」の概要

#### ○基金開始時期、目的、経緯

- 事業開始時期：平成 28 年 2 月
- 目的：当町の子どもの健やかな成長と夢と希望を応援するために、個別の支援と子ども達を支える事業の充足・促進をはかることを目的とする。
- 経緯：
  - ・平成18年度から、当社協で学習支援の無料塾を開始。そこに通う子どもたちの中に、保護者に奨学金を使いこまれ、教科書を購入できない、生活費がなくなった、食事もままならない等、個別対応しなければ、学業継続や生活できない子供たちの問題があった。
  - ・当時は個人的な関わりやグループで対応していたが、他にもこうした個別給付での対応を必要としている子どもはたくさんいるはずだという現場職員の問題意識から、平成28年2月、基金を立ち上げた。

#### ○要綱作成にあたっての検討会

- 当社協で「次世代を担う子ども達の支援検討委員会」という検討会を設置していた。その検討会で、基金設置に当たり、その検討委員会に素案を出して、協議をしていた。
- 構成メンバーは、行政区連絡会、民生委員・児童委員、福祉課、子ども支援課、保育所、学童、教育委員会、教育相談室、適応指導教室、公聴会、スクールソーシャルワーカー、生涯学習課、幼稚園、福祉協力員、協働のまちづくり、ライオンズクラブ、学習支援団体、社協以外の NPO やボランティア、更生保護女性会、保護会、学識者等。

#### ○職員体制

- 基金創設当初は 2 名。現在は兼務で 1 名。

#### ○基金で集まったお金の管理方法

- 「子ども応援夢基金の設置及び取扱いに関する規程」(後述 p.88 参照)を作成。専用口座で固定資産に計上し、使う場合は取り崩す。他の資金とは完全に会計処理を分けて管理している。

#### ○基金で集まったお金の使途に関する検討組織

- 特に審査会は設けていない。取扱い規程の「そのほか、必要な事項は本会会長が別に定める」という規定をもとに、学習支援や生活困窮者自立支援相談事業等、現場で支援する職員や一緒に活動する NPO のメンバー等とで課題を共有し、内部で協議しながら必要と考えられるものをスピーディに決定し、支援に結び付けている。

#### ○実績

- 平成 28 年 2 月に開始し、2 か月で 60 万円ほど集まった。その後は、毎年 300 万円近く集まっている。

#### ○使途

- 学習支援、子ども食堂、クリスマスに困窮世帯の子どもたちに届けているプレゼントの一部財源
- その他、個別給付

- ・学校の授業や部活、通学で使う物（体操着、運動靴、上履き、書初めの道具、定期券、部活のユニフォームや楽器、文化祭等にクラスや部活で作るTシャツ等）
- ・学校集金（PTA会費・生徒会費・教科書代）
- ・学力テスト・模擬試験の費用
- ・修学旅行費（カバン・着替え・現地での食費）
- ・学校の入学金や学費
- ・生活必需品（メガネ・自転車・食材・服・靴等）
- ・病院の治療代
- ・ひとり親家庭の特別支援学級や不登校の適応教室に通う子ども等の通学の送迎（社協の車両を活用し、ボランティアに運転を依頼。謝金 2,000 円/月） 等

### ○使途に関する広報

- 広報誌や毎年度の事業報告で、集まったお金の額、使途と金額等の概数を報告している。

## (4) 継続的に寄付等を集めるうえでの工夫、課題等

### 【工夫】

#### ○組織一体となって（特に上層部や理事等）、目的意識を共有すること

- 年1回、ファンドレイジングの理解促進を目的とした役員研修を実施しているが、その根底にあるのは、問題意識の共有。我々の場合、今、何かに取り組まなければ、組織として存続自体が非常に厳しい状況にある、そのための……という危機感。現場と本部事務局レベルがそのことを共有し、現場の取組と実績を積み重ね、上層部や理事等に報告している。
- また、理事や評議員は、地域住民であるとともに、一定数、民間企業出身者もいるため、こうした資金調達や資金獲得、寄付者への感謝、寄付者や住民への説明責任等は当たり前という意識があると感じる。
- こうした組織一体となった問題意識や認識の共有は不可欠と考える。

### 【課題】

#### ○現場レベルで問題を共有することの難しさ

- 一方、全部で50名弱の組織だが、介護保険事業担当部署と、本部事務局とは、ファンドレイジングに関する認識、その前提である、組織の存続危機に関する認識の温度差が非常に大きいと感じる。介護保険事業は独立採算で人件費も含め運営しているため、地域にどのような課題があるかという認識の共有はできているが、その問題解決をするための資金調達の手法や、運営資金が無くなった場合の影響等、危機意識を共有しながら取組を進める作業は非常に困難。今も模索中。

子どもたちの笑顔のためにできること

# 子ども応援夢基金

この基金で子どもたちの「選択肢」が増え、  
明るい未来を切り開くための「力」になります。



## 子ども応援夢基金は皆さまのご寄付を財源に 生活に困難を抱えたお子さんを支援する仕組みです

現在、7人に1人の子どもが貧困状態にあると言われており、三芳町もその例外ではありません。三芳町協では金銭的な事情で「衣食住」の提供が不十分な児童・生徒、好きなきな部活を選ぶ選択肢を持たない生徒、様々な事情がある子どもたちに支援を行っています。  
皆さまのお気持ちで、子どもたちの未来が明るく楽しいものになります。  
三芳町の子どもを、私たちが地域とともに支えていただけたく様お願い致します。

**【実施】** 社会福祉法人 三芳町社会福祉協議会  
**【住所】** 三芳町藤久保1100-1 三芳町役場1階  
**【連絡先】** TEL: 049-258-0122 FAX: 049-258-0180  
**【担当】** 小林 和文

## <「子ども応援夢基金」パンフレット>

### 子ども応援夢基金

### 寄付金趣意書

社会福祉法人三芳町社会福祉協議会

〒354-0041 埼玉県入間郡三芳町藤久保 1100-1 三芳町役場 1F  
 TEL 049-258-0122 FAX 049-258-0180

#### 基金設立趣旨

平成30年時点で我が国の子ども貧困率は16.5%となり、生活困窮世帯の増加またそれに伴う子どもへの貧困連鎖は深刻な状況です。学生服や教材が購入できない、経済的理由で進学を諦める、学校の授業についていけないなどにも通えないため学力格差が拡大する、食糧に窮し低栄養に陥るといった状況が増加しており、公的な支援策の範囲のニーズに対応する必要があります。

本会は、ひとりでも多くの子どもが自分の夢、希望を諦めず、将来に向かい健やかに成長することを支援するため、本基金を設置し、基金への寄付金は下記の目的に掲げる事業財源といたします。

寄付は金額の多寡に関わらずお受けしますので、本基金の趣旨についてご理解いただき温かい支援を賜りますようお願い申し上げます。

社会福祉法人三芳町社会福祉協議会 会長 篠原 拓平

#### 寄付金募集要項

- 目的**
- ・生活困窮世帯に属する在学者及び子ども（18歳未満の者）の学校生活維持のための支援金財源（通学費用・教材費・制服代等）
  - ・母子・父子家庭・両親以外が子どもを養育している家庭等生活困窮世帯への支援事業財源
  - （災害時の緊急給付・食糧支援・子ども食堂事業・歳末援護金・クリスマスプレゼント配布事業等）
  - ・生活困窮世帯に属する子どものための学習支援教室設置運営事業財源

**募集期間** 2016年2月～2026年1月（10年間）

**目標額** 4,000万円（10年間）

**寄付方法** (1) 三芳町社会福祉協議会事務局へ直接持参

(2) 下記の口座へ振込

- ①埼玉県信用金庫三芳支店（普通）4438611
- ②埼玉県信用金庫三芳支店（普通）6074203
- ③飯能信用金庫三芳支店（普通）0046352
- ④いるま野農業協同組合三芳支店（普通）0045607
- ⑤ゆうちょ振替口座（記号・番号）00170-7-367632

【口座名義（上記いずれも）】 社会福祉法人 三芳町社会福祉協議会

◎この寄付金は所得税・法人税の優遇措置が受けられます。

第一号  
 印刷：三芳町社会福祉協議会  
 発行：三芳町社会福祉協議会  
 編集：三芳町社会福祉協議会  
 発行所：三芳町藤久保1100-1 三芳町役場1階  
 TEL: 049-258-0122 FAX: 049-258-0180

< 「子ども応援夢基金の設置及び取扱いに関する規程」 >

社会福祉法人三芳町社会福祉協議会  
子ども応援夢基金の設置及び取扱いに関する規程

平成28年2月1日  
規程第 115号

(趣 旨)

第1条 この規程は、子ども応援夢基金の設置及び取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置の目的)

第2条 基金は、生活困窮世帯に属する子どもの支援を目的として、社会福祉法人三芳町社会福祉協議会（以下「本会」という。）に設置する。

(積 立)

第3条 基金として積み立てる額は、前条の目的のための寄附金を主な財源とし、本会社会福祉事業区分会計予算をもって定める。

(管 理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益の処理)

第5条 基金の運用から生じる収益は基金に繰り入れるものとする。

(基金の使用)

第6条 基金は、下記の各項に掲げる生活困窮世帯に属する子どもへの支援事業の財源として、本会社会福祉事業区分会計予算に計上し、その全部または一部を使用することができる。

- (1) 生活困窮世帯に属する在学者及び子ども（18歳未満の者）の通学費用・教材費・制服代等、学校生活維持のための支援金交付事業
- (2) 母子・父子家庭、両親以外が子どもを養育している家庭等生活困窮世帯への支援
- (3) 生活困窮世帯に属する子どものための学習支援教室設置運営事業

(委 任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年3月12日から施行する。

(社福)三芳町社会福祉協議会「子ども応援夢基金の設置及び取扱いに関する規定」(<http://www.miyoshi-shakyo.or.jp/cmsdesigner/dlfile.php?entryname=rule&entryid=00001&fileid=00000081&/%BB%D2%A4%C9%A4%E2%B1%FE%B1%E7%CC%B4%B4%F0%B6%E2%C0%DF%C3%D6%B5%AC%C4%F8%A1%CA%B2%FE%C4%EA%A3%D23.2%A1%CB.pdf&disp=inline>)

## (5) ファンドレイジングを進めたことによる効果

### ○新しい課題へのチャレンジに対するハードルの低さ、柔軟性

#### (「新型コロナウイルス対策緊急支援募金」の立ち上げ)

- 令和2年2～3月でコロナが急拡大し、4月から緊急事態宣言が発令された。コロナ由来の社会課題を認識する機会も多かった。それを受けて、早く対応策を練らないといけないという課題意識が事務局、ファンドレイジングチームの間で共有された。他方で、社協の財源では、新たなニーズに全て対応できる資金確保が難しかった。
- そこで「新型コロナウイルス対策緊急支援募金」を設立し、呼びかけをしたところ、令和4年3月末、470万円程集まっている。
- 主な用途：
  - ・食糧提供、独自資金給付
  - ・休校による学力格差対策（夏期・冬期講習、wi-fi設置によるオンライン学習塾）
  - ・子どもたちへの感染予防個別支援（マスク提供等）
  - ・高齢者オンライン化支援、高齢者感染予防対策 等
- ファンドレイジングを進めることは、公的財源でできないことに取り組み、支援を必要とする人に届けられるのが最大の特徴と考える。ファンドレイジングであれば、自由度の高い、個別ニーズに対応できる。

### ○地域の理解者、応援者、参画者の増加

- 当社協では、社協だよりや、年1回法人会員向けの手紙を町内企業に出しているが、「子ども応援夢基金」の開始当初、その案内にチラシと振込用紙を入れたところ、大きな反響があった。企業から突然10万円単位の振込があったり、すぐ寄付したいので集金に来てほしい、という声もいただいた。訪問して当社協の事業内容を話すと非常に関心を持っていただけた。子どもへの支援を通じて、社協への理解や賛同が進んでいったことが大きな成果と感じている。
- 現場レベルでも、何かしたいが何をすればいい？という相談が劇的に増加した。住民、企業、活動者等、食材やお金を寄付したい、社会貢献したい、子ども食堂や学習支援をやりたいという相談が増加した。学校関係者も、当社協の相談窓口に見えるようになった。
- こうしたきっかけとなったこの募金を通じて、我々も、ファンドレイジングはお金集めではなく、まさしく社会問題の解決活動なんだということを体感した。
- 今では、当社協が、子どもや支援を必要としている世帯への支援に不可欠な存在であると認められてきていると感じている。

## （6）ファンドレイジングや個別給付の全国展開に向けて重要と考えること

### ○柔軟に対応できるような要綱や規程の策定

- 「子ども応援夢基金」の要綱策定にあたっては、当時、行政の児童担当部署と協議しながら詰めたため「18歳未満」や「上限10万円未満」との規定が盛り込まれている。当時、現場を知っている社協職員として、18歳以上でも支援が必要な子どもがいることや用途や上限を設けず、柔軟に利用させてほしいと伝えしたが、認められなかった。
- また、国が取り組んでいるこども未来応援基金や県社協の安心セーフティーネットでは、子どもたちに支援を行っている団体への支援（間接給付）だったり、市町村社協が対象外だったりして、本当に支援が必要な個別ニーズに対応することは難しい。
- 当時は、誰もここまで子どもの貧困に理解や関心もなかったし、こんなに状況が悪化したままの状態が継続すると考えていなかっただろうから、必要なものが分からず、仕方がなかったと思う。
- そのため、「子ども応援夢基金」と同様の取組をしたいと考えている市町村社協から相談を受けた場合、対象や用途、上限を設けず、柔軟に活用できるような規定とするとよいと助言している。

### ○ファンドレイジングを進めるうえでのツール等への費用の補助等支援策の検討

- ファンドレイジングに取り組むには、それなりのデータベースやツール等を導入する必要がある、そのための費用も必要になる。先行してかかる費用に苦慮される機関に対する、何かしらの支援策があれば広がりも生まれるだろう。

**1-1-2 社会福祉法人 福岡市社会福祉協議会：**  
**ファンドレイジングによる寄付金集め、「遺贈寄付」に関する相談への対応**

**(1) 法人概要**

法人所在地	福岡県福岡市
法人設立年月	任意団体の設立は、1951（昭和26）年12月 法人化は、昭1965（和40）年4月
法人設立の目的	当法人は、福岡市における社会福祉事業、その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施</li> <li>(2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助</li> <li>(3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成</li> <li>(4) (1) から (3) のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業</li> <li>(5) 校（地）区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整</li> <li>(6) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡</li> <li>(7) 共同募金事業への協力</li> <li>(8) ボランティア活動の振興</li> <li>(9) 日常生活自立支援事業</li> <li>(10) 生活福祉資金貸付事業</li> <li>(11) 社会福祉に関する貸付事業</li> <li>(12) 福岡市地域保健福祉振興基金事業の運営</li> <li>(13) ファミリー・サポート・センター事業</li> <li>(14) 住まい・住まい方に関する相談支援事業</li> <li>(15) 死後委任事務に関する業務</li> <li>(16) 生計困難者に対する相談支援事業</li> <li>(17) 成年後見支援事業</li> <li>(18) その他この法人の目的達成のため必要な事業</li> </ul>

第1部 ヒアリング調査結果概要 II  
 作業部会2(都道府県の機能強化WG)権利擁護支援に関する意識の醸成、利益相反防止策の検討)

(社福) 福岡市社会福祉協議会「定款」(<https://fukuoka-shakyo.or.jp/user/media/fukuoka-shakyo/page/johokokai/teikan.pdf>) から引用。

## 福岡から日本の社会課題に挑みます

福岡市社会福祉協議会は、地元に密着し、約70年にわたって子どもからシニア層までの生活課題を解決してきた民間総合福祉団体です。

私たちは、これまで培ってきた地域や広域で多様な主体とのつながりや長年の行政との連携の経験と、民間ならではの先駆性をもって、制度で対応する社会問題はもちろんのこと、制度の狭間にある問題にも取り組んでいます。

特に、全都道府県・市区町村の社会福祉協議会の中で、全国で初めて「事業開発担当」を配置し、制度で対応できていない社会問題を解決していくための「サービス開発」を行ってきました。

私たちは、公的施策では対応が難しい社会問題などに対する柔軟なサービス開発・対応において、独自のノウハウを有しています。

そのノウハウと経験を活かして福岡市を良くし、さらに、福岡市をモデルとして日本全体を変えていけるよう「**福岡から日本の社会課題を解決する**」をミッションに掲げ、挑戦し続けます。

### 民間団体である社協だからこそ

**開拓性・即応性・柔軟性**を発揮した支援活動を実現できる！



×



(社福) 福岡市社会福祉協議会 HP「福岡市社協が目指す福祉のかたち」(<https://fukuoka-shakyo.or.jp/solution.html>)から引用。

第1部 ヒアリング調査結果概要 II 作業部会2(都道府県の機能強化WG(権利擁護支援に関する意識の醸成、利益相反防止策の検討))

## (2) ファンドレイジングによる寄付金集めの概要

### ①ファンドレイジングによる寄付金集めの概要

#### ○ファンドレイジングに取り組み始めた経緯

- 平成26年頃から、組織内部において“行政からの委託・補助事業だけでは、今後社会的な存在意義を果たせないのではないか”、“独自財源を集め、社会課題を解決していく動きが必要ではないか”という危機意識もあり、有志10名程のプロジェクトチームを立ち上げた。
- 背景として、地域共生社会の実現に向けてという側面もあるが、制度の狭間の問題等新たに出てきた課題にチャレンジしていく必要があることが前提にあった。
- 行政からの委託や補助金は、不安定であることに加え、公共性や中立性を担保しながら事業等を展開する必要があるため、用途の制限は否めない。また、赤い羽根共同募金は、募金額の大幅な増加は望めないのが現状である。
- そのため、制度の狭間にある課題に対応するために、民間の社会福祉法人だからこそその柔軟性を発揮できる財源確保を目指し、ファンドレイジングの取組みを進めていくこととなった。

#### ○組織内部の検討経過

- 寄付つき商品や遺贈が一定の実績を出し続けることができたため、理事会、評議員会に諮り、行政とも協議しながら、最終的に専任担当を配置した。それまでに、第三者委員会のような検討会、内部の委員会があったわけではない。

#### ○職員体制、育成

- ファンドレイジング担当職員は、総務課配属の専任担当者1名。
- 専任担当者が配置されるまでは、事業開発担当者を中心に、ファンドレイジングに取り組んでいた。本来業務を行いながらのメリットとして、様々なステークホルダーや寄付者等との関係ができ、顔が見える関係性の中で寄付が生まれていくこと等あったが、同時に事務量の限界から適切な御礼や報告等がきちんに行えていない課題も抱えており、令和2年度より専任担当者の配置に至った。
- 現在、専任担当者は、ホームページ改修や決済機能の整備、ツール作成等を一通り終え、これから集中的に取組みの強化を進めていく予定である。

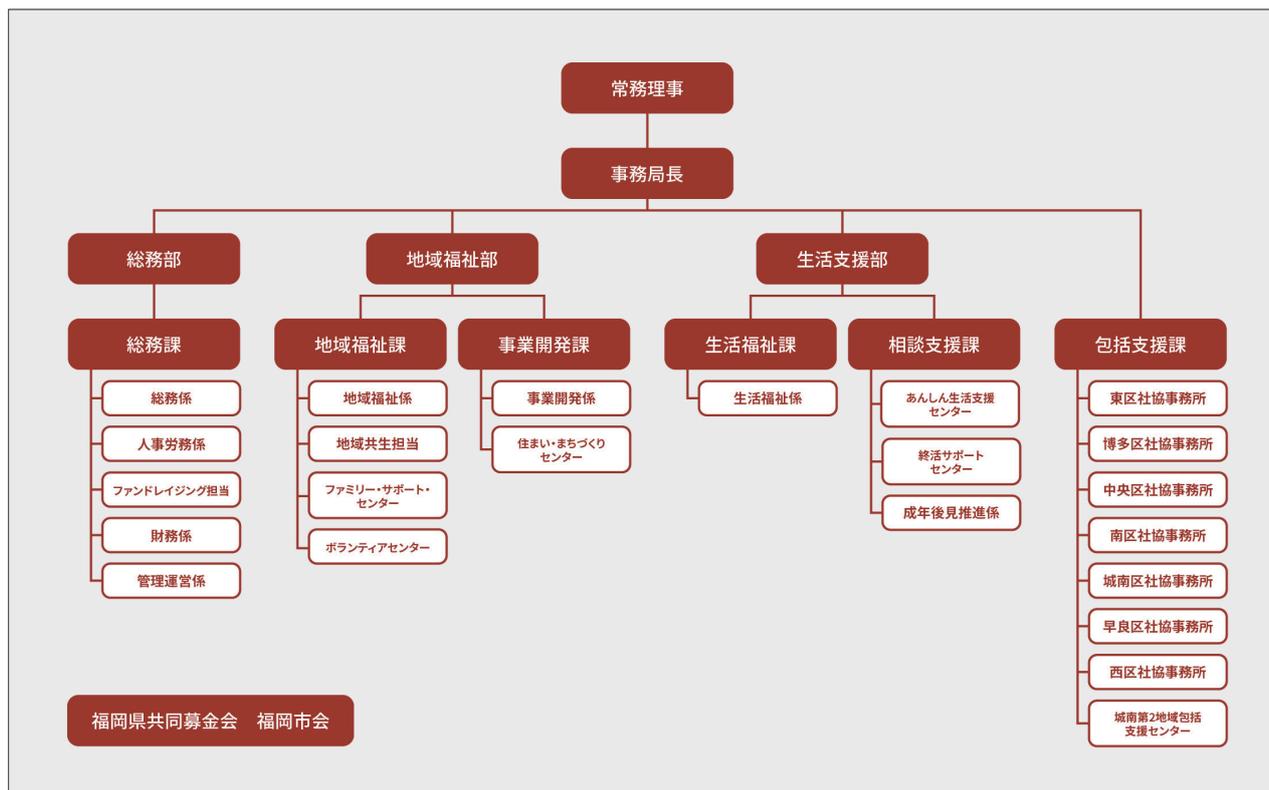
#### ○寄付により集まったお金の管理方法

- 寄付の方法としては都度寄付や毎月寄付、寄付付き商品、遺贈など複数準備しているが、管理については通帳(口座)を一本化して管理を行っている。

#### ○「地域課題」としてとらえていること

- 孤独、孤立を背景として、様々な課題が顕在化してきている。例えば、お金を盗られたり、騙されたり等権利が侵害される背景には、孤独や孤立の他にも、相談先がない、単身者が増えていることなどが考えられる。
- 死後事務や認知症の問題にしても、身寄りがないから、それまで家族が担ってきた支援が難しくなっているから、親族等との支え合う関係性の構築が難しいから等、第三者が関与する必要のある社会に変化してきている。そうした、社会の急激な変化により顕在化してきた既存の制度では対応できない課題に対応する必要がある。

<福岡市社会福祉協議会組織図>



(社福) 福岡市社会福祉協議会 HP「団体情報」(<https://fukuoka-shakyo.or.jp/about/summary.html>) から引用。

第1部 ヒアリング調査結果概要 II  
 作業部会2（都道府県の機能強化WG（権利擁護支援に関する意識の醸成、利益相反防止策の検討））

## ＜福岡市社会福祉協議会における、ファンドレイジングに関する主な取組＞

### (6) 「ファンドレイジング」を組み込んだ社会課題解決の仕組みづくり

多様化する社会課題を解決するためには、多くの人たちの力が必要です。多くの人に活動への参加や寄付を通して、社会課題解決と一緒に取り組んでもらえるようファンドレイジングを推進します。

また、ホームページをリニューアルし、本会の取組みを分かりやすく見える化するなど広報を強化します。

#### ① 多様な寄付の手法の開発と実践

毎月、定額を寄付する仕組み（マンスリーサポーター）を導入するとともに、目的や目標額、募集期間を定め寄付集めを行うクラウドファンディングなど多様な寄付の手法を用い自主財源を確保し、地域共生社会の実現に向けて、制度の狭間の問題など、新たな課題の解決に取組みます。

また、「遺贈」、「寄付つき商品」等についても引き続き強化します。

#### ② ファンドレイジングの基盤整備

ファンドレイジングの「倫理マニュアル」や「機密情報管理マニュアル」を策定し、それらの確実な運用により適正な事務処理を行います。

寄付者（候補者含む）情報を一元的に管理する「データベース」を構築し、組織内での情報管理を徹底します。

#### ③ 「SDGs実践プラットフォーム」の構築

今後の福祉政策の基本方針である「地域共生社会の実現」と、かつてないほどの企業の社会貢献意識の高まりを動機付けている「SDGs（持続可能な開発目標）」が目指す「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」とが軌を一にしていることを捉え、企業等との連携による社会課題解決モデルを社協が考案し、協働を働きかけ、「SDGs実践プラットフォーム」を構築します。

（社福）福岡市社会福祉協議会「令和3年度事業計画」（<https://fukuoka-shakyo.or.jp/user/media/fukuoka-shakyo/page/johokokai/keikaku/scheme2021.pdf>）から抜粋。

### ＜寄付つき商品の実績＞

企業名	寄付内容	実績
翼行政書士・ 社会福祉士事務所 覚書締結日：H26.12.4	「ずーっとあんしん安らか事業応援隊・翼」 新規相談・依頼1件につき200円	54件 10,800円
株式会社Q T n e t 覚書締結日：H28.5.19	「社会をよくする自販機プロジェクト」 自販機売り上げ1本につき10円 ※令和元年10月から、寄付額＝本数×9.26円(税抜)×1.1	30,448本 310,142円
一般社団法人 プラスらいふサポート 覚書締結日：H28.8.26	「介護施設の入居・身元保証支援」プロジェクト 身元保証の相談1件につき1,000円	8件 8,000円
宗教法人 清法山 徳純院 覚書締結日：H30.1.1	「ずーっとあんしん納骨堂」 本会を含む福祉関係者より紹介・案内があり、納骨につながった場合 1件につき1,000円	10件 10,000円
株式会社 大原キャリアスタッフ九州 覚書締結日：H30.11.19	「社会をよくする自販機プロジェクト」 自販機売り上げの2%	4,778円
株式会社マルジュン 覚書締結日：R1.5.28	「地域課題のお片付けプロジェクト」 片付け・清掃1件につき1,000円	10件 10,000円
一般社団法人えにしの会 覚書締結日：R1.8.6	「あんしん身元保証プロジェクト」 身元保証の契約1件につき2,000円	71件 142,000円
合計		495,720円

※平成25年7月事業開始からの累計 5,473,294円

（社福）福岡市社会福祉協議会「令和2年度事業報告書」（[https://fukuoka-shakyo.or.jp/user/media/fukuoka-shakyo/page/johokokai/houkoku/report\\_r02.pdf](https://fukuoka-shakyo.or.jp/user/media/fukuoka-shakyo/page/johokokai/houkoku/report_r02.pdf)）から抜粋。

②継続的に寄付等を集めるうえでの工夫、課題等

**【工夫】**

○**担当職員の育成、組織としての取組強化**

- 担当職員は、個人的な研鑽としてファンディング・日本に参加して学んだり、組織内研修でもファンディングについて学ぶ機会も設けている。また、准認定ファンデーターという受験資格を取れるまで、独自で勉強しながら進めている。
- 昨年度からファンディングチームを結成している。本会の常務理事、事務局長、部長、課長級12～13名で結成したチームであり、ファンディングの方針や取組みの方向性等を会議の中で決めながら進めていく体制になっている。
- また、今年度からチームメンバーとは別にプロジェクトチームも立ち上げており、それぞれファンディングに関わる職員も増やしながら進めている。
- その他、組織全体で意思統一しながら取組みを進める必要があるため、全職員向け研修や新入職員向け研修も定期的に行いながら、組織としてファンディングを進めていく体制をとっている。

○**組織内での情報共有の仕組みの強化**

- 企業から社会貢献したいという相談も年々増えており、寄付等、何らかの形で協力したいという企業との情報共有として、社会貢献アセスメントシート等も活用しながら、組織全体で共有できるような仕組みも整えている。
- 当市社協は、本部と各区の社会福祉協議会があるため、区社協の窓口でも受付ができるように検討している段階である。

○**データベースの整備**

- 寄付者が来訪された際や、過去に寄付いただいた方にもきちんと御礼を伝えられるよう、データベース導入に向けて現在整理している。

○**多様な寄付等の方法の整備**

- 当社協では、寄付つき商品の他に、遺贈寄付の申し出も受けている。遺贈は継続性を求めることが難しい。そのため、継続的に寄付を集められる手段として、マンスリーサポーター制度を導入した。現在、ようやくホームページ、ツール、決済手段等々を整えた段階で、来年度からマンスリーサポーターへの協力者拡充に向け取組みを強化する予定である。

○**対象者別、テーマ別の広報の実施**

- 昨年度から特に、ホームページをリニューアルし、強化を図っている。ホームページでは、まずは幅広く多くの方に見ていただけることを目的としている。
- 他にも、寄付者向けのニュースレター発行や、SNSでホームページを見てもらうような工夫も行いながら広報活動を行っている。
- これらの広報活動は、ファンディング、寄付集めに特化したものではなく、まずは社協を知ってもらうきっかけとして、少しずつ広げている。
- なお、社協の応援者は高齢の方も多いため、紙媒体のチラシやリーフレット等の配布も行っている。
- 遺贈に関しては、ご本人だけでなく遺言作成に関わっている専門職の方々に対してもリーフレットをお渡しするようにしている。

第1部 ヒアリング調査結果概要 II  
 作業部会2（都道府県の機能強化WG（権利擁護支  
 援に関する意識の醸成、利益相反防止策の検討））

### (3) 「遺贈寄付」に関する相談への対応

#### ① 「遺贈寄付」に関する相談への対応の概要

##### ○ファンドレイジングに取り組み始めた経緯

- もともと平成15年度から、大家さんや管理会社が抱える、高齢単身者が入居することへの不安の解消に向けた取組を開始していた（現在の「断らない相談窓口」、「住まいサポートふくおか」等に発展）。そのときは大家さんや管理会社という「貸す側」の立場で話を聞いていたが、当然「借りる側」の悩みや心配事にも向き合うことになる。それらの多くは、身寄りがない方や支援を頼める親族のいない方等からの、将来や死後に対する不安だった。
- こうした課題が多いことを受けて、平成23年から「死後事務委任事業」を福岡市社協の独自事業として開始した。身寄りのない方、子どものいない方と死後事務委任契約を交わし、社協が最期、家族代わりに見送る事業であり、それからサービスメニューや事業規模が拡大して、現在では終活サポートセンターという一つの部署になっている。

##### ○寄付を受ける／お断りする事例や条件（例：本人が後見類型である、現金でない等）

- 対象者：
  - ・ 相談を受けた場合、まずはその方の契約能力、意思能力が問題となる。認知症の診断が既になされており、遺言能力自体が疑われる案件の場合、死後事務委任契約ではなく成年後見制度で対応し、遺言作成という選択肢は極力避けるようにしている。ただし、その見立ては非常に難しい。
  - ・ また、既に相続人との間で遺産相続を巡る問題が予測されるケースについては、第三者委員会に諮った上で、死後事務や遺言作成支援をするのは、例えば司法書士や弁護士等、専門職に依頼する等、慎重に対応している。
- 「遺贈寄付」の方法：
  - ・ 基本的に現金でいただくようにしている。不動産についても、遺言執行者が売却した売却益を遺贈してもらう清算型遺贈が多い。
  - ・ この家を、このマンションをそのまま使って欲しいという方には、その不動産物件を見せていただき、将来的にシェルターに使えるそうとか、子ども食堂ができそうとか、活用策がある程度見込めるのであれば、そのまま受遺する予定にしている。実際、既に不動産を受遺し、軽度の障害者4人で暮らすシェアハウスを運営している事例もある。

②「遺贈寄付」を受けるうえでの工夫、課題等

**【工夫】**

○**地域の多様な主体との連携・協力**

- 「遺贈寄付」に関する相談があった場合、必要に応じて顧問弁護士に法的な裏付けを取りながら、事例を見立て、対応を進めている。
- また、西日本シティ銀行（地銀）と連携協定を結んでいる。
  - ・ 銀行での対応が難しい相談に関する本会へのつなぎ。銀行は、遺言信託等、金銭に関する相談は対応できるが、本人の将来の不安（「私が認知症になったらどうなるんでしょうか」、「子どもがいないけど、最後は施設に入れるだろうか」等）への対応は難しい。そのような場合に、当社協につないでいただくという連携である。
  - ・ 遺贈先を選択するような相談を受けた場合は、選択肢のひとつとして当社協を紹介いただいている。

**【課題】**

○**担当職員の育成、専門性の向上**

- 終活の相談は年間 850 件程度と非常に多く、1 日平均 4 件寄せられる。その中で、子どもがいない、関係性が途切れている、子どもに障がいがある等何らかの事情がある方の親亡き後の不安、8050 等、何らかの備えが必要な方が相談に来られるが、窓口で遺言なのか、信託なのか、後見なのかを判断するには高い専門性が求められる。
- 窓口で「遺贈の相談」と言っただけであればファンドレイジング担当が受けるが、「自分が亡くなった後の整理のために」という相談の場合、終活サポートセンターで、担当相談員が遺産も含めた死後事務の一つとして相談を受けることになる。最初の相談内容次第で、社協側の対応が分かれてしまうことはある。
- 遺言作成に関する相談を受けた場合も、民法上の家族法に加え、税務、保険等に関する知識がないと見立てができない。社協で相談を受けた段階で一定の整理ができるよう福祉＋法律面のスキルアップが必要と考えている。

## (4) ファンドレイジングや「遺贈寄付」を進めたことによる効果

### ○新しい事業立ち上げ、循環の仕組化、土壌の定着

- 当社協では、平成23年度に「死後事務委任事業」を立ち上げて以降、毎年さまざまな事業に取り組んでいる。いわば、ある事業を通じてみえてきた課題や構築できた関係性を活かして、新たな課題解決に向けた事業を生み出しており、その運営資金として寄付等を活用するという仕組み、循環の土壌をこの10年につくってきたと考えている。
- 例えば、「死後事務委任事業」を行う中で遺産整理に関する相談も寄せられ、親族への相続だけでなくNGO・NPOや社協等の活動団体へ遺贈したいという依頼も出てきたことを受けて、遺贈寄付を事業財源に充てて循環させていく流れを構築した。また、死後事務委任事業契約時に70～80万円の預託金の準備が難しい方向けに、少額短期保険を利用した月払いの仕組み・メニューを開発した。
- 他にも、「居住支援事業」や「住まいサポートふくおか」等の取組についても、保証人がいなくても入居できる仕組みを構築するなかでみえてきた課題解決策の延長線上で空き家活用の仕組みづくりへ発展させている。
- それらに一定の評価が得られれば、補助金・委託事業として認められるため、ランニングコストは行政負担になっていく。しかし、初期の開発時点やモデル事業段階は、基本的には持ち出しで取り組んでいる。その意味で、寄付金等をもとに多様な事業を開発し、その循環の土壌をつくってきたことは間違いない。

### ○地域の理解者、応援者、参画者の増加

- 寄付は地域課題解決のための独自財源としてタイムリーに、また個別ニーズに活用できる等、最も柔軟性の高い財源である。また、仲間が増えることも大きい。
- 「寄付つき商品」の協力企業は、他の形態でも協力してくれている。例えば、家財処分業者は、不要になった家具を生活困窮者に寄付してくれたり、不動産会社も保証人がいなくても入居を認めてくれる。また、法律事務所等も難しい案件の相談にのってくれる等。
- 実務を通じた協力関係プラス寄付関係というステークホルダーを広げていく一つのツールが、ファンドレイジングであるという捉え方もできる。

### ○個別課題への対応

- 社協が受けている補助金は、行政区域を越えた事業や支援には納税者と受益者が異なるため、基本的には活用が難しい。ただし、寄付金はそのような制約はない。
- 例えば、契約者や被後見人が市外の施設に入所した際に、事業財源が補助金や委託であれば基本的に対象外となり所在市町村に引き継ぐことになるが、寄付金であればそれよりも柔軟に対応できる。どちらの自治体が担い手になることが本人にとって効果的か(不利益が出ないか)、効率性等、少なくとも補助金の場合とは異なる観点から検討を加えることができることから、寄付金の柔軟性は高いと考えている。
- また、身寄りや保証人の問題、孤独、孤立といった大きなテーマ型の課題の他にも、個別の課題を抱えている方もいる。その個別課題に対して多額の税金を充当することは中立性・公平性の観点からは難しいが、寄付金であれば活用することも可能である。むしろ、そうした課題解決のために理解者、応援者、参画者が集まってくれる時代であり、本来社協が取り組むべきことの解決手法として、寄付金の柔軟性はかなり大きな武器になると考えている。

## （5）ファンドレイジングや個別給付の全国展開に向けて重要と考えること

### ○記録をとることによるリスク管理

- 終末期の方から死後事務委任契約の相談等を受ける場合、注意が必要である。意識が鮮明なときはよいが、病状が悪いときもある。そのような場合、顧問弁護士に相談して、ご本人が確実に自分の意思表示をしている動画を撮る等して、相談プロセス自体を見える化しておく等、後々相続人とのトラブル発生に備えたリスク管理をしておくことも注意点として挙げられる。

1-2. 寄付金や助成金の仕組みの設立者、仲介者（活動者・団体への活動資金として、寄付金を助成している機関（基金、公益信託））

1-2-1 公益財団法人 京都地域創造基金：  
「事業指定助成プログラム（随時エントリーコース）」

(1) 法人概要

法人所在地	京都府京都市
法人設立年月	2009（平成7）年3月
法人設立の目的	当法人は、社会の課題解決や地域の活性化などの公益活動を支援したい人々と、公益活動を推進する団体等の双方の想いを具現し、資源の仲介を行い、社会を構成するすべての主体が公益を支える仕組みを構築することにより、持続可能で豊かな地域社会の創造と発展に資することを目的とする。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>①公益活動を行う団体に仲介・提供するために、公益活動に必要な資金等の資源を募り、確保する事業</li> <li>②公益活動を行う団体に対し、融資、助成、顕彰等を行う事業</li> <li>③公益活動を支援するために、不動産等の資源を活用する事業</li> <li>④前2号に掲げるもののほか、公益活動を行う団体に対し、その経営に必要な資源を提供する事業</li> <li>⑤公益活動を行う団体及び資源提供者に対するコンサルティング事業</li> <li>⑥公益活動に係る調査研究、情報収集及び情報発信に関する事業</li> <li>⑦公益活動を推進するための普及・啓発物品、寄附金付物品及び出版物等の販売</li> <li>⑧前各号に掲げる事業のほか、社会を構成する多様な主体が公益活動を支え、担う仕組みの検討及び実施に係る事業</li> </ul> <p>その他前条の目的を達成するために必要な事業</p>

（公財）京都地域創造基金「定款」（<https://www.plus-social.jp/teikan.html>）から抜粋。

（公財）京都地域創造基金「公益財団法人京都地域創造基金 2020年度事業報告書」（[https://www.plus-social.jp/\\_userdata/reiwa2gigyohoukoku.pdf](https://www.plus-social.jp/_userdata/reiwa2gigyohoukoku.pdf)）から趣旨を変えない程度に要約、整理。

第1部 ヒアリング調査結果概要 II  
作業部会2（都道府県の機能強化WG）（権利擁護支援に関する意識の醸成、利益相反防止策の検討）

## ○法人設立の経緯

- 当法人が設立準備をしていた平成20年や設立年の平成21年頃は、クラウドファンディングが普及しておらず、個々の団体で寄付や会計のための募集や発信を行っていた。
- だが、日常生活のなかで見落とされがちなのとけない問題に取り組む地域の団体の資金集めや情報発信、運営等のサポートを通じて、地域の課題解決活動の継続や、そのような団体が増えること、地域の理解者や協力者を増やしていく地域づくりの支援を目的に、平成20年から市民ファンドとして準備を重ね、設立した。
- 以降の経過は以下になる。
  - ・平成21年2月、きょうとNPOセンター主催で、市民発ソーシャルファンドのフォーラムを開催。130名の参加。当法人設立に向けた寄付募集を開始。
  - ・平成21年3月、300人を超える市民からの寄付（300万円）により一般財団法人として登記、設立。
  - ・平成21年8月、京都府から認定京都府公益認定等審議会からの答申をふまえ、京都府知事より公益財団法人として認定。公益財団法人京都地域創造基金となる。
  - ・平成22年2月、NPOへの寄付文化を創造する革新的なプログラム「事業指定助成プログラム」概要を発表。

## ○組織体制

- 理事：9名（学識者、自治体、税理士、企業経営者等）
- スタッフ：常勤4名 非常勤1名（令和3年11月現在）。

（公財）京都地域創造基金「沿革」（<https://www.plus-social.jp/history.html>）から趣旨を変えない程度に整理、引用。

## (2) 「事業指定助成プログラム」の概要

### ○当プログラム開始時期、目的、特徴

- 当プログラム開始時期：平成8年3月
- 目的：当法人では社会の「ほっとけない」課題の解決に真摯に取り組む市民活動を支える社会をつくるために、さまざまな助成・寄付プログラムを企画・運営している。
- なかでも「事業指定助成プログラム」は、広く社会に寄付を促し、寄付文化を創り出す取組である。「事業指定助成プログラム」は2種類のコースを設定。
  - ・「随時エントリーコース」：当財団の仕組み（税制優遇、ホームページでの寄付募集等）を活用して独自に寄付を集めるコース（寄付募集期間を1年以内で任意で設定）
  - ・「寄付開拓コース」：当財団の仕組みを活用し、事業運営、寄付募集計画等相談や研修等のサポートを受けながら、資金調達ができる組織／事業を目指すコース
- 特徴：
  - ・税制優遇：このプログラムを通して寄付をすることで、寄付者は寄付金控除等税制優遇を受けられる。
  - ・情報発信：当財団HP内に各事業専用Webページの作成等を通じ、活動団体が自分たちの活動や意義等を社会にアピールできる。寄付者に対して事業の活動状況や寄付金の使途を伝え、継続的な支援を促す。
  - ・寄付に関する事務関係の支援（入金管理事務、寄付者の名簿管理事務等）：寄付金のスムーズな入金のために、各事業専用銀行口座やWeb上でのクレジットカード寄付機能等を提供する（上記ツール作成に関する経費は、当財団で負担）。

### < 「事業指定助成プログラム」の概要 >

#### <各コース概要>

項目	随時エントリーコース	寄付開拓コース
概要 (項目1参照)	当財団の仕組み（税制優遇、ホームページなど）を活用して助成先団体が独自に寄付を集める。（寄付募集期間を1年以内で任意で設定）	当財団の仕組みを活用しながら、事業運営、寄付募集計画など相談や研修等のサポートを受けながら、資金調達ができる組織／事業を目指す。
税制優遇 (項目2参照)	寄付者が税制優遇を受けられる	寄付者が税制優遇を受けられる
必要条件 (項目5参照)	社会的認証 ステップ2	社会的認証 ステップ3
採択数 (項目7参照)	制限無し ※随時	4事業
当財団運営費 (項目10参照)	寄付金の5%	寄付金の10%

(公財) 京都地域創造基金「事業指定助成プログラム\_要項」([https://www.plus-social.jp/img/jigyoushitei\\_youkou\\_zuiji.pdf](https://www.plus-social.jp/img/jigyoushitei_youkou_zuiji.pdf)) から抜粋。

### ○申請団体の基準等

- 特に制限はないが、申請団体に対しては、不特定多数の利益を目的とした事業であること。情報発信を適切に行い、寄付者や社会にきちんと説明することを求めている。

### ○申請の募集期間

- 随時エントリーコースの場合、要項上は1年と記載しているが、継続して申請している団体も多い。長い団体の場合、当プログラム創設時から10年くらい行っているところもある。

### ○寄付により集まったお金の管理方法

- 寄付金は当法人を通して集める。採択団体には、集まった寄付金から当法人運営費（寄付金の5%）を除いた額を、助成金として交付する。

### ○申請団体に対して行っている支援内容

- 後述 p.105、106 参照

### ○助成団体の選考組織

- 構成メンバー：5名（当法人理事長、学識者（NPO法人の活動が専門）、企業経営者、中間支援団体の方）
- 開催頻度：2か月に1回ペース。1回あたり1～3団体を選考。

### ○助成実績

- 令和2年度は総額3,654万円を助成した。内訳は、
  - ・テーマ提案型プログラム：約57万円
  - ・事業指定助成プログラム：約3,571万円
  - ・冠基金は約25万円
- 令和2年度、事業指定助成プログラムについて、年間でエントリーがあった団体は25団体。そのうち9団体がコロナ緊急プロジェクトで、コロナ緊急プロジェクトへの寄付が集中した。

### ○申請が多いテーマ

- 子どもとか高齢者の福祉系のテーマが非常に多い。
- 京都ならではのものは、地域の歴史、文化、伝統を守っていく、つないでいくというテーマもある。

（公財）京都地域創造基金「2020年度事業報告書」（[https://www.plus-social.jp/\\_userdata/reiwa2gigyohoukoku.pdf](https://www.plus-social.jp/_userdata/reiwa2gigyohoukoku.pdf)）から趣旨を変えない程度に要約、整理。

### (3) 活動者・団体に対する助成事業の全国展開に向けて重要と考えること

#### ○専門的な第三者機関による活動団体への後方支援

- 第三者機関が関与することによる、活動への支援や活動内容の整理、活動の意義を改めて発信するという効果はあると考えている。
- 例えば、当機関では、助成団体に対して、以下のような支援を行っている。
  - ・**申請の相談段階からのやりとり、助言を通じた、事業目的の整理**
    - \* 助成対象の選考は基本的に書類と面接で行う。しかし、実際には、申請の相談段階からやりとりを通じて、活動団体の事業内容を整理する支援をしている。申請団体のやりたいことが地域や対象者の課題に寄り添っているか（分析しているか）が漠然としていたり、他の人にもわかるような表現がなされていなかったり等がある。それらの思考の整理や言語化のサポートをしている。
  - ・**組織内での意思共有の重要性についての助言**
    - \* 組織内での意思共有の重要性について、繰り返し丁寧に伝えている。理事と現場の担当者の情報共有がうまくいっている例は少ない。リーダーが何を考えて事業をしているのか、どういう目的でこの団体を設立したかという価値観を繰り返し伝えていくことは、民間企業と同じく、非常に重要なことだと思う。
    - \* なぜそれが重要かという点、現場の担当者が組織の価値観やビジョンを理解していないと、個人の価値判断や都合で対応してしまったり、簡単な方に流れたりして、その組織が取り組みたいことが実現できない可能性があるためである。
    - \* そのようなことを避けるためにも、組織内での意思共有は非常に重要である。
  - ・**組織の効果的、効率的運営に関する助言、事務関係の支援**
    - (入金管理事務、寄付者の名簿管理事務等)
    - \* 活動団体には、事業目的と照らした活動内容となっているか、資金が活用されているか等をチェックするため、予算書や事業報告書の提出を求めている。そうでない場合には、注意、改善を促している。
    - \* また、どの団体も、人、時間、お金は限られている。その前提で、活動時間を確保するためには、そうした事務処理の時間や作業、名簿管理ができていないために時間や労力をかけるような非効率を避けることが重要。寄付者、活動対象者のために時間を割けるようにすること、寄付者はそうしたことに時間をかけることは望んでいないことを伝えている。
    - \* よく耳にするのが、担当者ごとにエクセルで寄付者名簿を作成し、1つの団体に複数の顧客名簿がある等。その全ての名簿に同じ人の名前があるため、その人のもとにお知らせが3通届くというようなこと。
    - \* そのような非効率を防ぐためにも、団体の規模や職員の方の経験によって扱うべきツールは異なるため、適したツールの活用や運用方法等の助言をしている。

・活動報告会や交流会等の開催支援による、寄付者や事業者間のネットワーク構築支援

\*活動団体が寄付者や事業者に対する報告会や交流会を開催できるよう後押ししたり、事業者同士をつないだり、紹介すること等もしている。こうした活動は関心のある人だけがやればいいという雰囲気になりがちだが、そうではない。さまざま立場や業種の人たちを巻き込んでいくことが非常に重要と考えている。その意味で、多様な活動テーマを支援して、多くの人を巻き込んで新しい関係性をつくって、今度は事業のほうに引き込んでいくとか、反対に、自分たちも来てくれたほうに出ていくという関係性を築いてほしいと考えている。

○本人の意思を尊重できるための仕組みの充実

- 最近では、財産の引き継ぎ手がない方が増えているだけでなく、引き継ぎ手はいるけれども、可能な範囲で、自分の希望をかなえるところに受贈したいという思いをもつ人もいる。寄付を検討される方のお話を多く耳にするが、相続人がいない場合、他の方法を知らないために、国庫に帰属することになってしまう。
- だが、今は、当法人のような団体も、寄付を必要としている団体も増えている。そうした社会の変化もあることから、それまでの社会的な慣習に流されることなく、新しい選択肢を提示することも重要ではないかと考える。
- そのためには、自分の意思で最後の財産の用途を決めるための手段として、例えば任意後見制度や公正証書遺言がもっと普及されていくといいのかなと思う。

## 1-2-2 内閣府、独立行政法人 福祉医療機構 (WAM) : 「子供の未来応援基金」、「未来応援ネットワーク事業」

「子供の未来応援基金」は、内閣府・文部科学省・厚生労働省と、独立行政法人 福祉医療機構 (WAM) とが役割分担して運営する、子供の未来応援国民運動推進事務局が事務局を務めている。

本事業では当基金のなかでも「未来応援ネットワーク事業 (企業や個人から寄付を募り、地域密着で子供たちへの支援を行う団体等の活動資金として助成している事業)」を運営している内閣府、独立行政法人 福祉医療機構 (WAM) から聞き取りを行った。

### (1) 法人概要 (独立行政法人 福祉医療機構 (WAM))

法人所在地	東京都港区
法人設立年月	2003 (平成15) 年10月
法人設立の目的 (独立行政法人福祉医療機構法 (以下「機構法」第3条))	<p>第三条 独立行政法人福祉医療機構 (以下「機構」という。) は、社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びにこれらの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業等を行い、もって福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることを目的とする。</p> <p>2 機構は、前項に規定するもののほか、厚生年金保険制度、国民年金制度及び労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金たる給付の受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うことを目的とする。</p>
事業内容 (機構法第12条)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 社会福祉事業施設及び医療関係施設等の設置等に必要な資金の貸付事業</li> <li>2. 社会福祉事業施設の設置者等及び病院等の開設者に対する経営の診断又は指導事業</li> <li>3. 社会福祉振興事業者に対する助成事業</li> <li>4. 社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修事業</li> <li>5. 社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定による退職手当共済事業</li> <li>6. 都道府県等が心身障害者扶養共済制度の加入者に対して負う共済責任を保険する心身障害者扶養保険事業</li> <li>7. 福祉・保健・医療に関する情報提供等を行う福祉保健医療情報サービス事業</li> <li>8. その他前記に附帯する事業</li> </ol>

独立行政法人福祉医療機構法 (施行日：令和四年四月一日 (令和二年法律第四十号による改正))、(独法) 福祉医療機構ホームページ (<https://www.wam.go.jp/hp/goannai-tabid-62/>) から引用。

## (2) 「子供の未来応援基金」の概要

### ○当基金創設時期、目的、経緯

- 当基金創設時期：平成27年10月
- 目的：「子どもの貧困対策の推進に関する法律」及び「子供の貧困対策に関する大綱」の目的は、以下である。
  - ・子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることや、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図ること
  - ・全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進すること
- この目的の実現には、国全体でこの考え方を共有し、広く理解者、応援者を増やし、継続的な取組とする必要がある。このような考えのもと、官公民一体となって子どもたちの未来を応援する取組を進めようという動き（「子供の未来応援国民運動」）が生まれ、その一環として、平成27年10月、子供の未来応援基金が創設された（子供の未来応援基金以外の活動は、企業とNPO等とのマッチング、子供の未来応援フォーラムの実施）。
- 経緯：
  - ・平成25年6月、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」成立。平成26年1月、同法施行
  - ・平成26年8月、「子供の貧困対策に関する大綱」策定。
  - ・平成27年4月、子供の未来応援国民運動 発起人集会発足
  - ・平成27年10月、子供の未来応援基金創設
  - ・平成28年7月～、「未来応援ネットワーク事業」の支援団体の公募開始（以降、毎年1回）
  - ・令和元年6月、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」一部改正。11月、同法一部改正を受けて、大綱見直し、策定。

### ○基金の財務状況（令和2年度）

- 寄付金収入：約15億円（令和2年度末時点）。内訳：団体からの寄付：61.6%、個人からの寄付：38.4%。
- 寄付金残高：約5.7億円（令和2年度末時点）。
- 第5回未来応援ネットワーク事業支援金への支出：約1.4億円

### ○寄付の使途限定

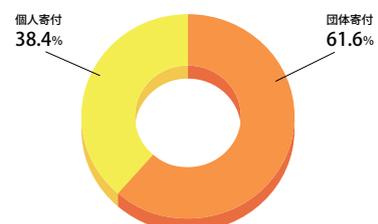
- 使途を限定した寄付の受付はしていない。

### ○寄付の方法（企業による協力）

- 店頭やイベントでの募金活動の実施
- 寄付型自動販売機の設置
- 寄付付き商品や収益からの寄付
- 古本や古着等を回収してその買取額を寄付する仕組みを創設
- ポイントプログラムや株主優待に「寄付メニュー」を設置
- 情報発信の協力 等

■寄付金収入（累計）

15億210万8449円（2020年度末時点）



寄付金収入（2020年度）

「子供の未来応援国民運動ホームページ（<https://kodomohinkon.go.jp/hinkon/movement/#link02>）」、「子供の未来応援国民活動パンフレット」、「子供の未来応援基金2020年度活動事業報告書（[https://www8.cao.go.jp/kodomohinkon/kikin/net\\_houkoku4/pdf/print.pdf](https://www8.cao.go.jp/kodomohinkon/kikin/net_houkoku4/pdf/print.pdf)）」から趣旨を変えない程度に要約、引用。

### ○寄付の方法（個人）

- 企業が実施している寄付の取組への協力の他、銀行振込やクレジットカードでの寄付を受け付けている。

### ○当基金運営の仕組み

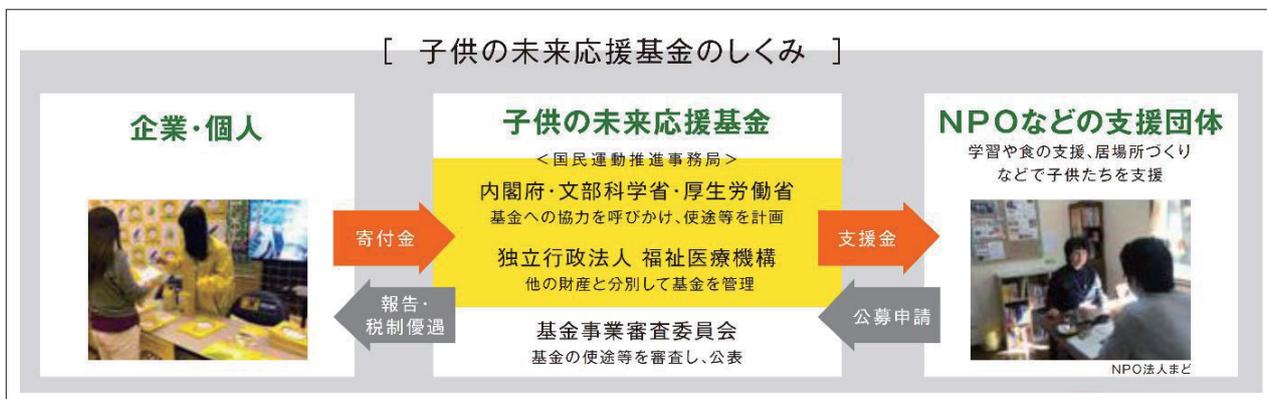
- 当基金は、国（内閣府・文部科学省・厚生労働省）と、独立行政法人福祉医療機構（WAM）とが役割分担して運営する、子供の未来応援国民運動推進事務局が事務局を務めている。
- 実際に基金の口座を管理する機関として、平成29年10月から、WAMに運営を委託している（毎年度請負契約）。
- WAMに委託している主な業務内容は以下及び次頁のとおりである。
  - ①事業計画・実施体制の策定
  - ②礼状・月報の作成及び送付等
  - ③基金による支援先団体の公募等
  - ④支援申請団体の審査等
  - ⑤支援団体への支援金交付等
  - ⑥支援団体の監査・進捗状況調査等
  - ⑦成果報告書の作成・提出

### ○当基金の口座管理等の業務を外部に委託した背景、 外部委託業者選定に当たって重視したこと（内閣府回答）

- 基本的に国庫に帰属したものは国の予算に組み込まれることになり、当基金本来の目的に沿った活用が難しくなる。そこで、現在のような国と外部機関との役割分担による事務局運営の仕組みとした。
- 外部委託業者選定に当たっては、福祉に関する知見を十分にもち、かつすでに助成金事業や運営のノウハウを持っている機関であることを重視した。

### ○寄付金の管理方法（WAM 回答）

- 基金に寄せられた寄付金専用の銀行口座を開設し、寄付金の入出金はその口座を介して行っている。
- 寄付金は、事務局運営費用には使用していない。



「子供の未来応援国民活動パンフレット」より引用。

### （3）「子供の未来応援基金 未来応援ネットワーク事業」の概要

#### ○事業の目的

- 草の根で活動を行う NPO 法人等の運営基盤の強化を行い、社会全体で子供の貧困対策を進める環境を整備するため、NPO 法人等への支援金を交付する。

#### ○支援対象団体

- 公益法人（公益社団法人又は公益財団法人）
- NPO 法人（特定非営利活動法人）
- 一般法人（一般社団法人又は一般財団法人）
- その他ボランティア団体、町内会など非営利かつ公益に資する活動を行う法人又は任意団体

#### ○主な支援分野

- 学びの支援
- 居場所の提供・相談支援
- 衣食住など生活の支援
- 児童または保護者の就労支援
- 児童養護施設等の退所者等や里親・特別養子縁組に関する支援
- その他、貧困の連鎖の解消につながる事業

子供の未来応援国民運動推進事務局「第6回未来応援ネットワーク事業 募集概要（<https://www.wam.go.jp/hp/wp-content/uploads/kikin6chirashi.pdf>）」、「第5回未来応援ネットワーク事業採択結果について（[https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/kikin/pdf/net\\_kekka5.pdf](https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/kikin/pdf/net_kekka5.pdf)）」より引用。

## ○支援金額等

- 事業 A：上限金額 300 万円
  - 事業 B：30 万円または 100 万円（主に小規模での活動を行う設立後間もない団体向け）
  - 対象経費：支援事業を実施するために真に必要な経費（謝金、旅費、所費（賃金、家賃、光熱水費、備品購入費等））
- ※事業 A と B の同時申請は不可。  
※通算 3 回まで。

## ○採択団体、支援実績

- 第 5 回（令和 2 年度）は令和 2 年 8 月 24 日～10 月 2 日に公募したところ、327 件、総額約 5 億 5,538 万円の申請があった。
- そのうち、327 団体から申請のあった事業の中から、①計画性、②連携とその効果、③戦略的な広報、④継続性の観点等から審査を行い、96 団体を採択することとなった。支援予定総額は約 1.4 億円。
- 事業類型別、団体種別、新規・継続別、支援金額別、地域別の採択数は以下のとおり。

## ○子供の未来応援基金事業審査委員会

- 構成メンバー：学識者、自治体職員、企業 CSR・SDGs 担当者や経営層等
- 主に以下の事項を審査する。
  - ・ 支援金の対象経費及び上限額その他主な内容
  - ・ NPO等への支援金の交付先を選考するための公募の方法及び選考基準
  - ・ NPO等への支援金の交付先及び当該交付先へ交付する支援金の内容
  - ・ その他委員会の審査が必要と認める事項

### < 第 5 回 未来応援ネットワーク事業採択結果 >

<b>□事業類型別</b>			<b>□支援金額別</b>			
ア	様々な学びを支援する事業	27件	事業A (300万円以下)	35件		
イ	居場所の提供・相談支援を行う事業	38件	事業B (100万円以下)	61件		
ウ	衣食住など生活の支援を行う事業	20件				
エ	児童又はその保護者の就労を支援する事業	4件				
オ	児童養護施設等の退所者等や里親・特別養子縁組に関する支援事業	6件				
カ	その他、貧困の連鎖の解消につながる事業	1件				
<b>□団体種別</b>			<b>□地域別</b> ※団体所在地で整理			
公益法人	3件	<b>□新規・継続別</b>		北海道・東北	16件	
一般法人	16件	新規	54件	関東	24件	
NPO法人	38件	継続	42件	中部	9件	
その他任意団体	39件	(2回目・3回目)	(34・8)	近畿	23件	
			中国・四国			6件
			九州・沖縄			18件

子供の未来応援国民運動推進事務局「第 5 回未来応援ネットワーク事業採択結果について（[https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/kikin/pdf/net\\_kekka5.pdf](https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/kikin/pdf/net_kekka5.pdf)）」より引用。新型コロナに対して実施した緊急公募については掲載略。

○「審査の視点」

- 「審査の視点」として「①計画性、②連携、③広報、④継続性」を設けている。4つの視点は密接に関連しており、助成団体の自立を促すという意味でも、基金による支援終了後の事業の継続を見据えた事業計画となっているか、地域のなかで関係する団体と協力しながら事業運営を考えているか等を重視している。
- また、例えば進学率の向上や孤立の解消等、1～3年間で成果を出すことが難しいようなテーマの場合、定量的に一律に判断できるものではないため、どれだけ具体的に考えられた計画となっているかを確認している。また、2回目以降の申請団体であれば、前回と比較し、次の展開を踏まえた計画となっているかを確認している。いずれにしても、申請書類をしっかりと読み込み、「審査の視点」に照らして活動目的をどのように実現しようとしているかを確認している。

○審査方法、審査に要する期間、事務局体制

- 毎年平均して400～500件の応募がある。審査書類は「審査の視点」①～④に沿って主に文章で書かれており、まずは、その審査書類を事務局（内閣府、WAM）が全件に目を通す。審査書類に加えて応募団体のHPや、必要に応じて問い合わせも行い、応募要件を満たしているかを確認する。
- 審査委員にも同様に全件分に目を通していただき、審査会に諮るとともに、委員長、各委員とも調整したうえで、すべての委員の合意を得て採択団体を決定する。
- 審査に要する期間は約1か月。
- 事務局体制としては、内閣府：4名、WAM：15名（兼務を含む）。限られた期間で約400～500件の団体の資料をすべて読み込むため、担当職員総出で取り組んでいる。

< 「審査の視点」 >

(参考) 基金による支援対象事業等について			
対象事業	期待する効果の例	審査の視点	支援対象経費等
ア. 様々な学びの支援	進学率の向上や退学率の低減等	<b>①計画性</b> 目的に沿った目標の達成に向けた計画が立てられているか  <b>②連携</b> 地域における多様な関係者と連携する工夫があるか  <b>③広報</b> 積極的な広報、情報発信の工夫があるか  <b>④継続性</b> 基金による支援後の見通しがあるか	<b>事業A</b>  新規又は拡充事業について活動を支援し、団体の運営基盤の強化を図る事業。  支援額：上限300万円 支援回数：原則3回まで ※次回以降、B事業への申請は不可
イ. 居場所の提供・相談支援	社会的孤立の解消等		
ウ. 衣食住など生活の支援	栄養ある食事の確保や正しい生活習慣の習得等		<b>事業B（少額支援枠）</b>  小規模での活動を行う団体に対する支援として、以下の種類の支援枠を選択。  支援額：30万円 or 100万円 支援回数：原則3回まで ※次回以降事業Aに移行する場合は両事業を合わせて原則3回まで  ※事業費が少額の団体に対する支援の強化の観点から、これまで基金による支援（第4回未来応援ネットワーク事業Bを除く）を受けたことがなく、設立後5年以内又は新規事業・実施後間もない事業を行う団体に限る
エ. 児童又はその保護者の就労の支援	就労率の向上や安定した収入の確保等		
オ. 児童養護施設等の退所者等や里親・特別養子縁組に関する支援	児童養護施設退所者の生活基盤の確立、里親委託率の向上等		
※ア～オのほか、「その他、貧困の連鎖の解消につながる事業」も対象事業となる。			

子供の未来応援国民運動推進事務局「第5回未来応援ネットワーク事業採択結果について（[https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/kikin/pdf/net\\_kekka5.pdf](https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/kikin/pdf/net_kekka5.pdf)）」より引用。

第1部 ヒアリング調査結果概要 II  
 作業部会2（都道府県の機能強化WG（権利擁護支援に関する意識の醸成、利益相反防止策の検討））

## (4) 当事業を効果的に実施、展開するにあたっての工夫、課題等

### 【工夫】

#### ○寄付者に対する活動報告（活動の意義及び寄付の使途に対する説明）

- 寄付者（個人（個人を特定できる場合のみ））、寄付をしていただいた企業に対して、毎月「Monthly Report」を、毎年度、事業報告を送付している（事業報告は内閣府のHPでも公開）。
- より多くの方に、そして継続的にこの活動の趣旨をご理解いただき、参画していただくためには、個人や企業からの寄付がどのように活用されているのかという説明が不可欠と考えている。
- 金額面だけをみれば、個人の方より企業からの寄付の方が大きいのは事実。しかし、お金を集めることだけが目的ではない。重要なのは、この運動自体、官公民一体で子供の貧困の連鎖を止める、そのような環境を整備するという国民運動の推進のため、その理解者、参画者を増やしていくこと。その意味では、やはり、個人も企業への働きかけも欠かせないと考えている。

#### ○時期を問わない相談対応

- 申請前、採択後、時期を問わず、個別相談はWAMが対応している。
- 例えば、申請時の事業計画からの内容変更等（例：採択後、コロナの影響で対面での活動ができなくなった等）。そのような場合、当初の目的が変わらなければ、柔軟に対応していることが多い。
- 個別相談に応じられるのは、WAMでは別の助成事業をやっているため。他の分野の知見やネットワークも活かすことができている。

#### ○自然にロジックモデルで考えられるような申請書の項目作成

- 多くの団体が「ロジックモデル」という片仮名語に対して慣れていないと思われるため、基本的には「ロジックモデル」という用語の使用を求めたり、論理的に説明できる事業運営を要件にする等の方針はとっていない。
- 一方で、申請書では、そうしたロジックモデルの視点を踏まえて項目を構成することで、自然に具体的かつロジカルに計画を考えられるようなものとする等、工夫している。
- 実際に、助成が終了した後の対策は、事業を実施しながら行うことは難しいことだが、活動団体の自立を促すという点でも、申請書の段階で少しでも意識付けができるとうよいと考えている。

#### ○小規模団体でも応募できるような、少額助成コースの設定

- 第4回（令和元年度）から、事業Aと事業Bに分けて募集を開始した。背景としては、立ち上げ直後の団体は「少額の方が申請しやすい」「助成金が大きくなると事業規模も大きくなり、体制を整える前に負担が大きくなる」など、本来の活動がしにくくなる等の意見をいただいたことによる。
- 第4回以降、これを踏まえた広報も行い、小規模団体からの応募も増えた。事業の目的に照らすと、効果があったと考えている。

**【課題】**

**○寄付者（個人）の把握の難しさ**

- 寄付の方法として、銀行振り込み、クレジットカードがある。銀行振り込みでは、性別、年齢がわからないこと、クレジットカードについても、性別はわからず、生年月日も記載欄はあるが、未記入も多いため集計を行っていない。
- 寄付者を把握できない場合、いただいた寄付の用途を直接お伝えできないとともに、継続的な寄付の依頼もできず、個人の方の情報把握は難しいと感じている。

**(5) 活動者・団体に対する助成事業の全国展開に向けて重要と考えること**

**○申請団体と助成事業実施団体との間での、丁寧な認識の擦り合わせ**

- 当基金、申請団体共に、それぞれがそれぞれの理念をもって活動したり、事業運営したりしている。だが、団体側が活動を継続するなかで、理念が広がることもある（例：当初は子どもを対象にした子供食堂を開始したが、実際に始めてみたら、多くの人が集まれる場が必要と考えるようになった等）。このように、当基金の理念と部分的な相違が生じる場合がある。
- この場合、当基金の理念と大きく乖離しないよう、申請団体と助成機関との間では、丁寧な認識の擦り合わせが重要と思う。

**1-2-3 公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート：**  
**「公益信託 成年後見制度助成基金」**

**(1) 法人概要**

法人所在地	本部：東京 支部：各都道府県に1か所（北海道は4か所） 計50支部
法人設立年月	1999（平成11）年12月
法人設立の目的	高齢者障害者等が自らの意思に基づき安心して日常生活を送ることができるように支援し、もって高齢者、障害者等の権利の擁護及び福祉の増進に寄与する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成年後見人等への就任</li> <li>・ 成年後見制度や申立手続き等の相談</li> <li>・ 「親族後見人養成講座」、「講演会や説明会」、「シンポジウム」の開催</li> <li>・ 地域包括支援センター等行政や福祉・医療関係の皆様等と協力しながら虐待防止等「高齢者・障害者等の権利擁護」のための支援活動</li> <li>・ 書籍の発刊等成年後見制度普及活動</li> <li>・ 成年後見制度の改善研究・提言活動</li> <li>・ 「市民後見人」養成支援活動等「成年後見の社会化」推進活動</li> </ul>
会員数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 司法書士会員：8,438名</li> <li>・ 司法書士法人会員：215法人</li> <li>・ 法人賛助会員：2社</li> <li>・ 個人賛助会員：3名</li> <li>・ 特別会員：36名</li> </ul>

第1部 ヒアリング調査結果概要  
 作業部会2（都道府県の機能強化WG）権利擁護支援に関する意識の醸成、利益相反防止策の検討（

（公社）成年後見センター・リーガルサポート「ごあいさつ」(<https://www.legal-support.or.jp/legalsupport/>)「概要・沿革（2022.1.20 現在）」(<https://www.legal-support.or.jp/legalsupport/profile>) から引用。

## （2）「公益信託 成年後見制度助成基金」の概要

### ①基金の概要

#### ○当基金発足時期、目的

- 当基金発足時期：平成13年11月に基金を設置。基金発足にあたり、司法書士会、当法人の会員等からの寄付を原資にスタートした。
- 目的：成年後見人等の報酬が払えないことを理由に成年後見制度の利用が阻害されることのないよう、成年後見人等の報酬を助成し、もって成年後見制度の利用者の権利の擁護及び福祉の増進に寄与すること。

#### ○寄付等の概要

- 当法人は会員執務規則で、会員に対して、会員自身はもちろん、当法人の利益誘導を禁じている。そのため、遺言を書かれる方が寄付、遺贈をしたいという意向をお持ちであれば、いくつかの寄付・遺贈先の1つとして基金をご案内している。
- 寄付、遺贈の申し込み：寄付、遺贈の申込者から直接受託者（信託銀行）に申し込みがなされる。
- 遺贈の場合は、①金銭による特定遺贈または②基金への金銭による寄附を負担とする基金以外の方への負担付遺贈となるように依頼。基金への包括遺贈はお断りしている。
- また、相続人の遺留分を侵害する等、相続人間のトラブルに巻き込まれる蓋然性が高い内容の遺贈は、お断りする場合もある。

#### ○信託財産（基金）の金額

- 4億4,324万2,315円（令和3年9月末時点）<sup>4</sup>。
- 信託財産の内訳のひとつである「寄付金等」の内訳は寄付と遺贈だが、遺贈が多くの割合を占めている。

#### ○寄付金の管理方法

- 三菱UFJ信託銀行にて財産管理を行っている。

#### ○基金に関する広報

- 当法人のHP等にて、当基金の募集要綱を掲載。
- 令和2年6月、制度広報リーフレットを作成し、全国の公証役場と当該法人各支部に配布している。

「公益信託 成年後見助成基金 第21回 募集要項」([https://www.legal-support.or.jp/akamon\\_regal\\_support/static/page/main/R2/21yk.pdf](https://www.legal-support.or.jp/akamon_regal_support/static/page/main/R2/21yk.pdf))、ヒアリング調査時の聞き取りから趣旨を変えない程度に要約、整理。

<sup>4</sup> 官報号外第272号（令和3年12月3日）

## ②助成の概要

### ○助成の応募対象

- 既に就任（応募年の3月末までに就任が確定）した後見人等が後見事務を1年以上行っていることとする（親族後見人等は除く）。
- 後見事務の内容に照らし適正な報酬を支払うことができないものとする。
- 成年後見制度利用者の年齢が概ね後期高齢者又は、知的障害者・精神障害者等で、本人の預貯金額が260万円以下であり、かつ他に資金化できる適当な資産がないことと保全処分の財産管理人の就任にかかる報酬は該当しない。
- 対象期間：報酬付与審判申立てをしていない期間
- ※募集期間中に報酬付与の審判がおりた場合、助成金給付の対象外とする。
- 対象期間は、応募する前年の3月以前の期間のうち1年間以内（過去分であれば、古い期間の指定も可能）。
- 応募対象者は司法書士に限定していない。理由としては、当法人が不特定多数の利益に寄与するという趣旨で設立した公益社団であり、かつ公益信託発足の趣旨と照らし、特に、身寄りがない低所得の方が成年後見制度を利用できないという問題を回避するには、第三者後見の報酬の確保が必要だったためである。

### ○助成の概要

- 被後見人等1人に対し原則、月額1万円を限度に助成する。
- 最長5回まで申請可能（継続は連続しなくても可（隔年申請も可能））。
- 後見人等申請者1人につき新規の申請件数は、1件とする。

### ○選考方法、選考組織のメンバー

- 運営委員会を設置。
- 構成メンバーは7名（学識者、法律及び福祉の専門職他）。
- 年1回、申請内容に対する助成金額について検討を行っている。
- 応募者に対して、申請時、家庭裁判所への提出書類（直近の該当事期の財産目録等）の提出を求めているため、後見事務の実施状況を確認したうえで、助成対象や金額等を選考している。

### （3）当事業を効果的に実施、展開するにあたっての工夫、課題等

#### 【課題】

#### ○継続的な資金の確保

- 信託財産の内訳のひとつである「寄付金等」の内訳は寄付と遺贈で、継続的に寄付を得られないと基金の維持が困難になる。実際には、遺贈が多くを占めているため、継続的な資金確保という点では難しい面がある。

#### ○広報のしにくさ

- 当法人は会員執務規則で、会員に対して、会員自身はもちろん、当法人の利益誘導を禁じている。そのため、遺言を書かれる方が寄付、遺贈をしたいという意向をお持ちであれば、いくつかの寄付・遺贈先の1つとして基金をご案内している。（再掲）
- 直接相談を受ければそのように説明できるが、広く一般の方に広報という意味では、使途が報酬助成となっているため、けっきょくは自分たちの報酬になるんでしょと言われることを考えると、積極的な広報をするのは気が引けるといのが正直なところである。
- 仮に報酬に限らず、公益的な活用をするとなれば、もう少し広く広報できるのではないかと考える。

### （4）資金調達手法として公益信託を用いることの課題等

#### 【課題】

#### ○受託者の事務負担の大きさ、報酬の少なさ

- 信託銀行にとって、公益信託は事務負担の労力の大きさや責任の重さと比較して、信託報酬が少ない。委託者からすればとても安心して任せられる仕組みだが、受託者の負担は非常に大きい。
- そのため、信託銀行から、隠れた債務があった場合に、基金の他の部分も毀損してしまう可能性がある、基金の維持が困難になると言われ、当基金では、包括遺贈を受けられない。
- 当法人としては、仮に包括遺贈なり、あるいは遺留分侵害額請求がされることが確実な遺贈でも、多少なりともお金が残る場合もあるため、包括遺贈を受けることはそれほど問題ないのではないかと考えるが、受託者の負担を考えると無理は言えない。
- 仮に当法人が別法人をつくって、資金を別口座で管理となった場合、会員である後見人等に提出を求めている業務報告書類のチェック体制を全国的に整備することが優先課題であり、基金事務に人員を充てることは現実的に困難な状況である。
- そのため、公益信託による基金の運用の難しさを強く感じる。

#### ○都道府県単位で継続的に運営することの難しさ

- 当基金は全国規模で募集を行っているが、それでも、過去には1年間に1円も寄付がないという年もあった。全国規模でもそのような状況なので、都道府県単位で取り組むにはハードルが高いという印象がある。
- また、信託銀行の公益信託担当部署は東京の一部署に限られる。そのような受託者側の状況もふまえると、東京以外で公益信託に取り組むには難しいと思われる。

## (5) 活動者・団体に対する助成事業の全国展開に向けて重要と考えること

### ○報酬の意味の再検討、報酬助成の推進

- 当基金を通じた助成も20回を超え、応募件数は年々増えている。一方で、寄付金が集まらない年もあったことから、徐々に運用を変えている。結論としては、支出額を絞る方向になっており、非常に制約の多い仕組みだと感じている。
- 例えば、当初は助成額も2万円であり、申請件数も回数も特に制約を設けていなかった。提出書類もこんなに多くなく、助成額の減額、助成決定後、その決定書類を報酬付与の申立書と一緒に提出……という方法も途中からである。
- そうせざるを得ない理由は、報酬助成の不十分さがあると考えている。つまり、当基金の申請件数が年々増加している背景には、成年後見制度利用支援事業が充実していないことがあると考えている。
- 実際、裁判所からも、首長申立て案件でさえ、「報酬の見込みがない案件だが、この基金を受けることで引き受けてもらえないか。」というように、当基金をあてにされている。「首長申立案件であれば、まずは自治体の方で成年後見制度利用支援事業の対象にさせていただくのが本筋ではないか。」というやりとりをしたこともある。
- このことは非常にジレンマで、当基金からお金を出せば出すほど、本来自治体が担うべき役割を担わなくてよくなるという状況になっているともいえる。そのことを考えると、当基金から無制限に報酬を助成するのがいいとも言えないと考えている。
- 「第二期成年後見制度利用促進基本計画に盛りこむべき事項（最終とりまとめ）」（令和2年12月）にも、「全国どの地域においても、本人の所得や資産の多寡にかかわらず、成年後見制度を適切に利用できるようにすることが重要である。そのため、後見人等の適切な報酬の算定に向けた検討と申立費用・報酬の助成制度の推進等については、併せて検討される必要がある。」（「適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等」(p.15)）と記載されている。そのため、活動者に対する助成の全国展開という点でみると、報酬、助成制度、担い手の確保という、密接に関連する議論のなかで、報酬助成が推進されることが期待される。

## < 「成年後見助成基金」 >

### 成年後見助成基金

#### 低所得者でも利用できる制度とするために

所得が少ないからといって成年後見制度が利用できないことのないように、リーガルサポートが委託者となり「公益信託 成年後見助成基金」を設けました。

#### 「公益信託 成年後見助成基金」への寄付・特定遺贈のお願い

- 成年後見制度の費用を助成する基金です。
- 現状では費用を支払う資力がなく、成年後見制度の利用が困難です。
- このような経済的理由により、成年後見制度を利用できないことのないように、一つの仕組みをつくろうとしています。

それが、この「公益信託 成年後見助成基金」です。

公益信託成年後見助成基金の主な財源は、寄附や遺贈です。

一人でも多くの方が、成年後見制度を利用することができるよう、ご支援をお願いいたします。

なお、遺贈の場合は、①金銭による特定遺贈（注1）又は②基金への金銭による寄附を負担とする基金以外の方への負担付遺贈となるようお願いいたします。

基金への包括遺贈（注2）はお受けできませんので、ご注意ください。

また、相続人の遺留分（民法第1042条）を侵害する等の相続人間のトラブルに巻き込まれる蓋然性が高い内容の遺贈については、お受けできない場合がありますので、ご注意ください。

（注）1. 特定遺贈とは、相続財産中の指定された特定財産を目的とする遺贈です。

（例）「金500万円を甲に遺贈する」

2. 包括遺贈とは、相続財産の全部又は一部の割合で示された部分を目的とする遺贈です。

（例）「遺言者の有する一切の財産を甲に遺贈する」

「遺言者の有する一切の財産のうち、2分の1を甲に遺贈する」

（公社）成年後見センター・リーガルサポート「成年後見助成基金」（<https://www.legal-support.or.jp/act/foundation>）

## 1-3. 「遺贈寄付」の普及促進に取り組む団体

### 1-3-1 一般社団法人 全国レガシーギフト協会： 「遺贈寄付の倫理に関するガイドライン（第1版）」

#### (1) 法人概要

法人所在地	東京都港区
法人設立年月	2016（平成28）年11月
法人設立の目的	人生の集大成としての寄付である、遺贈寄付（遺言による寄付、相続財産からの寄付、信託による寄付等）や資産寄付が寄付者本人の望む最適な形で実現し、寄付した財産が地域の未来資産となり世代を超えて継承される社会を実現することを目的とする。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 情報発信事業：情報提供のポータルサイト「いぞう寄付の窓口」の運営、最新事例の情報発信等</li><li>・ 相談窓口事業：無料相談窓口サービスの全国各地の提供、個別の相談者ニーズに応じた専門家や寄付先相談機関、寄付受け入れ先の情報提供</li><li>・ 人材育成事業：専門家向け、民間非営利組織向けの遺贈寄付研修の実施</li><li>・ 普及啓発事業：書籍の発行、情報の提供、イベント開催等を通じた社会理解の促進と制度や仕組み改善のための政策提言活動</li></ul>

（一社）全国レガシーギフト協会「ミッション（組織概要）」（<https://izoukifu.jp/aboutus/mission/>）から引用。

第1部 ヒアリング調査結果概要  
II  
作業部会2（都道府県の機能強化WG）権利擁護支援に関する意識の醸成、利益相反防止策の検討（）

#### ○当協会設立の経緯

- 近年、約2割の方が遺産の一部の遺贈寄付に関心があるという調査結果もあるように、関心が高まってきている状況にある。」一方、使途が明確な寄付先や信頼できる相談先がない、具体的な方法がわからないために寄付に踏み出せないという状況や、適切なサポートがないためにトラブルとなっている事例もある。
- 当協会は、一般財団法人全国コミュニティ財団協会と特定非営利活動法人日本ファンドレイジング協会が共同事務局を務める全国遺贈寄付推進検討委員会が平成28年8月に発表した「人生の集大成の社会貢献を安心してできる社会の実現を目指して～全国での遺贈寄付普及に向けた提言」を受けて、全国の非営利団体の関係者や士業等の専門家など合計363名（平成29年2月1日集計時点）の賛同を得て、同年11月に全国的な遺贈寄付の推進を目的として設立した。

#### ○全国の遺贈寄付に関する相談窓口

- 18団体

（一社）全国レガシーギフト協会「遺贈寄付の倫理に関するガイドライン（第1版）」（[https://izoukifu.jp/material/legacygiftethicalguideline\\_version1](https://izoukifu.jp/material/legacygiftethicalguideline_version1)）、ヒアリング調査時の聞き取りから趣旨を変えない程度に要約、整理。

## （2）「遺贈寄付の倫理に関するガイドライン（第1版）」の概要

### ① 「遺贈寄付の倫理に関するガイドライン（第1版）」の概要

#### ○当ガイドライン策定期間、目的、経緯

- 当ガイドライン策定期間：令和3年9月
- 目的：遺贈寄付に関わるすべての関係者が遵守すべき遺贈寄付の最低限の具体的な基準を示し、健全な遺贈寄付の普及に向けた環境づくりに寄与することを目的とする。
- 経緯：
  - ・近年、多くの非営利団体が遺贈寄付の受け入れに取り組むようになった一方で、日本では利益相反と「不当威圧」（Undue Influence）※（後述）に抵触しないようなルール等が整備されていない。
  - ・そんなあいまいなかで、利益相反と不当威圧という寄付を受ける団体に寄付倫理の在り方を提示し、誰もが安心して遺贈寄付を進められるようなルールを提示し、健全な遺贈寄付を普及させたいという思いで当ガイドラインを策定した。

#### ○用語（当ガイドラインの関係者）

- 「受遺団体」：遺贈寄付を受ける非営利団体をいう。
- 「非営利団体」：公益法人、特定非営利活動法人、学校法人、医療法人、社会福祉法人、更生保護法人等の非営利法人の他、非営利事業を主たる目的とする法人格を有しない非営利組織（Non Profit Organizations）のことをいう。
- 「遺贈寄付」：死後に遺す、又は死後に遺された財産を、公益や非営利の活動のために広く活用することを目的とする寄付を含む広義の概念。当ガイドラインにおいては、自然人の死を契機に行われる非営利団体への寄付のうち、遺言による遺産の寄付（遺贈）、死因贈与、信託および生命保険といった契約に基づいて行われる寄付、並びに相続人による相続財産の寄付を、「遺贈寄付」と総称する。
- 「遺贈寄付者」：遺贈寄付を行うための遺言書の作成または契約の締結等を完了した者のうち、生存中の者をいう。
- 「勧誘」：他人に対して遺贈寄付の意思決定に直接影響を与え得る働きかけをすることをいい、非営利団体が自ら行う場合に限られないものとする。
- 「情報提供」：遺贈寄付に関する一般的な情報の伝達をいう。
- 「不当威圧」（Undue Influence）：相手方に対する影響力を不当に行使することで、相手方の意思決定を意図した方向に誘引し、または強要することをいう。

#### ○ガイドラインの構成

1. ガイドライン策定の背景
2. 当協会について
3. ガイドラインの目的、内容等
4. ガイドライン（第1章、第2章）（次頁）
  - 4\_第2章「行動規範」では4つの行動規範を提示するとともに、「問題になりうる行為」を例示し、注意喚起を行っている。

（一社）全国レガシーギフト協会「遺贈寄付の倫理に関するガイドライン（第1版）」（[https://izoukifu.jp/material/legacygiftethicalguideline\\_version1](https://izoukifu.jp/material/legacygiftethicalguideline_version1)）、ヒアリング調査時の聞き取りから趣旨を変えない程度に要約、整理。

## ②ガイドラインの内容 (タイトルのみ抜粋)

### ○第1章 行動原則

### ○第2章 行動規範

#### 1 遺贈寄付に関する情報提供、勧誘の際の行動規範 (すべての遺贈寄付の関係者)

- 1-1 遺贈寄付の情報提供または勧誘を行う際には、法令・通達等を守ることに加え、遺贈寄付者の利益を害することがないように、倫理的な行動を心掛ける。
- 1-2 遺贈寄付者またはその候補者の自己決定権を尊重し、遺贈寄付のための意思決定や方法選択、寄付先選択の各過程において、不当威圧その他不適切な働きかけを行わない。
- 1-3 遺贈寄付者の意思決定に本人以外の者が影響を及ぼしている懸念がある場合は、必要に応じて寄付者単独で面談する等の方法により、寄付者の真意を確認するよう努力する。
- 1-4 遺贈寄付が何らかの理由で遺贈寄付者またはその候補者の意向どおりに実現しない可能性がある場合には、その可能性や理由を十分に説明する。

#### 2 遺贈寄付の相談・助言・仲介・遺言書や契約書の作成その他の支援を行う際の行動規範 (すべての遺贈寄付の関係者、とりわけ遺贈寄付の助言等を行う専門家や仲介者)

- 2-1 専ら自己または第三者の利益を図る目的で、遺贈寄付者やその候補者または受遺団体に不利益となる行為をしてはならない。
- 2-2 遺贈寄付のための遺言書の作成もしくは死因贈与契約または信託の設定に関与する場合は、本人の判断能力(事理弁識能力)の程度及び意思能力(遺言能力、契約締結能力)の有無に配慮するとともに、寄付者の様子や意思決定の経緯を可能な限り記録を残すよう務める。
- 2-3 遺贈寄付のための遺言書の作成もしくは死因贈与契約または信託の設定に関与する場合は、受遺団体の遺贈寄付の受入方針を可能な限り事前に確認し、遺贈寄付が寄付者の意思に沿って実現できるように努める。

#### 3 遺贈寄付の受け入れ後の行動規範 (受遺団体)

- 3-1 遺贈寄付を受けた財産はできる限り遺贈寄付者の希望する用途に使用するよう努める。
- 3-2 負担付きの遺贈寄付を受け入れたときは、受け入れた財産の範囲で負担した義務を誠実に履行する。
- 3-3 遺贈寄付者の意思を尊重しかつ受遺団体としての正当な権利を守るために、遺贈寄付の放棄や返金などの要求に対しては、応ずるべき義務があるかどうかを誠実に検討し、適切に対応する。

#### 4 遺贈寄付のあらゆる場面における行動規範 (すべての遺贈寄付の関係者)

- 4-1 遺贈寄付の各過程で知り得た個人情報および守秘義務のある情報を、正当な理由がない限り、第三者に開示、漏洩しない。
- 4-2 特定の遺贈寄付者やその遺族について不平等な取り扱いをしない。

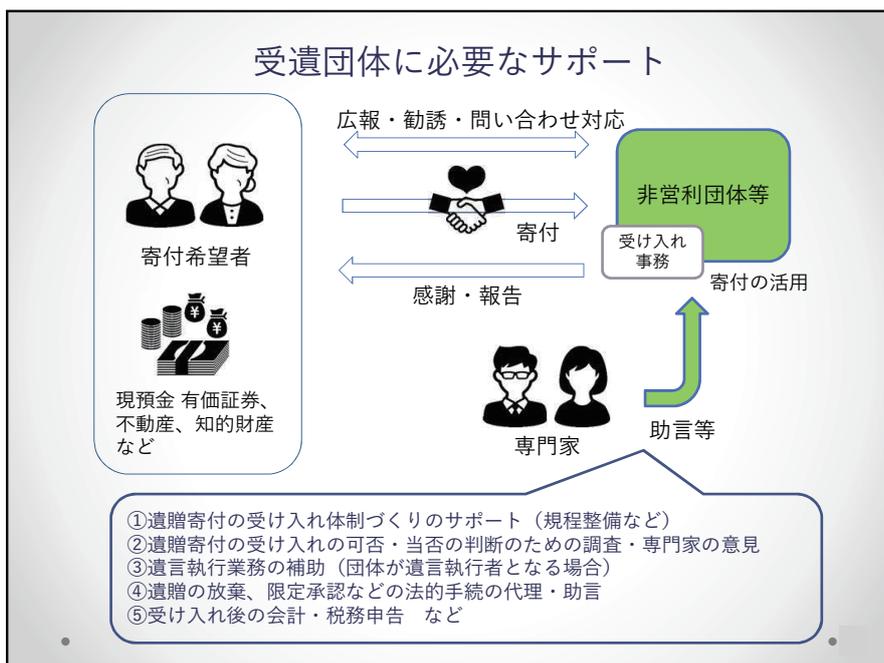
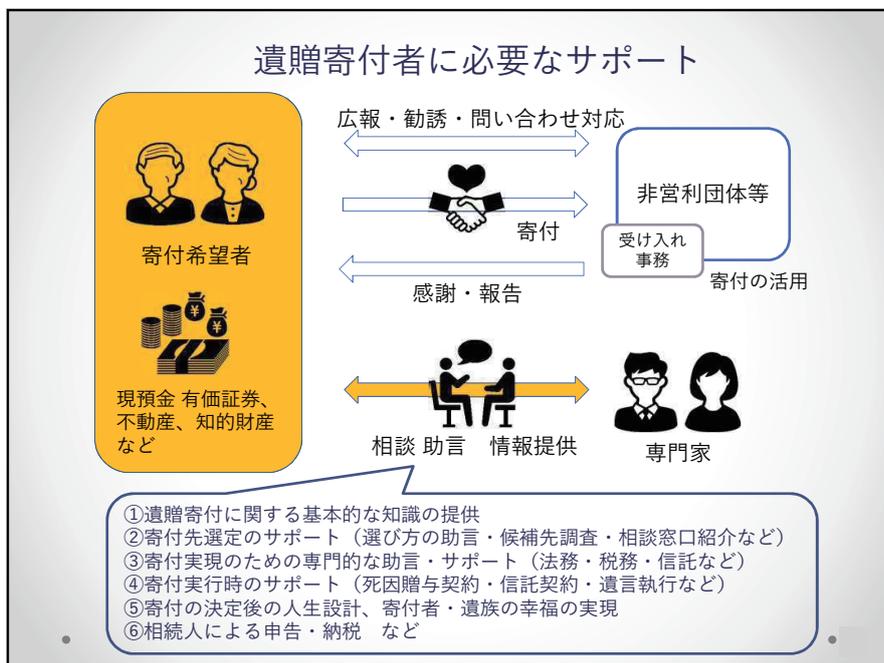
(一社)全国レガシーギフト協会「遺贈寄付の倫理に関するガイドライン (第1版)」  
([https://izoukifu.jp/material/legacygiftethicalguideline\\_version1](https://izoukifu.jp/material/legacygiftethicalguideline_version1)) から引用。

③当ガイドラインのさらなる普及に向けて必要と考えること

○専門職（士業関係者）による、遺贈寄付に関する正しい理解促進

- 終活や相続にかかわる士業関係者は多いが、遺贈寄付を進めることや倫理に関する理解が不十分と感じることが多い。そもそも遺贈寄付の相談があったら、相談者から言われたことだけやればいいと思っている人が大半のため、気を付けなければいけないことへの理解にまで及んでいないと感じる。
- だが、終活や相続にかかわる士業関係者として、遺贈寄付者や受遺団体に対して、法務・税務・信託等の面で情報提供や相談、実務に関して助言、サポートできることは多い。健全な遺贈寄付を促進させる要素のひとつとして、専門職による、遺贈寄付に関する正しい理解促進が不可欠と考えている。
- そのため、当協会としても、専門職を対象とした遺贈寄付に関する研修を実施している。

<遺贈寄付者・受遺団体に対する専門職によるサポート内容>



（一社）全国レガシーギフト協会  
代表理事樽本哲氏作成の研修資料「遺贈寄付の法務」から抜粋。

第1部 ヒアリング調査結果概要 II 作業部会2（都道府県の機能強化WG（権利擁護支援に関する意識の醸成、利益相反防止策の検討））

### (3) 「持続可能な権利擁護支援モデル事業」に関する意見

#### ○ファンドレイジングの趣旨にそった修正等の必要性

成年後見制度の安定的な運用と利用促進のために、「持続可能な権利擁護支援モデル事業」が実施されるにあたり、地域における権利擁護意識と寄付文化の醸成を図るべくファンドレイジングに取り組むこと、その中で遺贈寄付の理解を広めていくことは、有意義なものと考ええる。

ただし、ファンドレイジングが本来目指すものは、社会が抱える課題の解決に向けて、広くあまねく多くの人々に共感を求め、寄付者の自由意思によりなされる寄付の推進であり、寄付に応じざるを得ない状況（不当に威圧される状況）にある人々に対して行うときは健全性を欠くものとなることに留意すべきである。

例えば、高齢者施設の利用者にとっては、施設が人生を平穏に過ごすための唯一の拠り所となっていることが少なくない。このような状況にある人々に対し、施設が寄付を勧誘すれば、利用者としては、自らの意思に背いてでも、自らの人生にとって決定的に重要となる平穏な毎日を維持するため、寄付に応じざるを得ない状況に追い込まれがちとなることは経験則上明らかである。このことは、成年後見等事務の担い手となる社会福祉法人等（以下「法人後見人等」という。）と成年被後見人等本人（以下「本人」という。）との間にも当てはまる。

従って、本人意思の尊重を基礎に置く意思決定支援の趣旨に照らしても、利益相反の外観を有するか否かにかかわらず、また、本人の判断能力の低下の程度にかかわらず、さらには、その目的が成年後見制度の利用促進に関するものであるか否かにかかわらず、法人後見人等から本人に対して、寄付を勧誘することは避けるべきであり、この点を明確にすべきではなかろうか。

一方、成年後見制度を利用した結果、本人が制度及び制度の運用等に共感を覚え、善意の輪の拡充を望む等して、その利用促進に向けた寄付を自らが形成した自由意思により行いたいと考える場合もあり得る。

しかしながら、このような場合に、本人の真意を担保しつつ、社会全体の容認の下に、その実現を支援できる健全な寄付の仕組みは、なお、未整備のままとなっている。とりわけ遺贈寄付においては、寄付者が亡くなった後に遺産の一部（または全部）が寄付される点に特徴があるところ、寄付者と受遺者が福祉サービスの利用者と提供者の関係に立つ場合には、（寄付者がより多くの財産を残すことにより受遺者が受け取る寄付の金額が増える可能性があるという意味で）寄付者と受遺者との間に利益相反の関係が生じ得ることから、寄付者の利益が不当に侵害されないためのルールや仕組みについて慎重な検討が望まれる。

モデル事業がこのような事柄に配慮した仕組みの構築をめざすのであれば、当協会のガイドラインとも整合するものと解され、その取組が期待される。

2 自己評価の実施、第三者評価の普及の全国展開に向けた検討事項や留意点

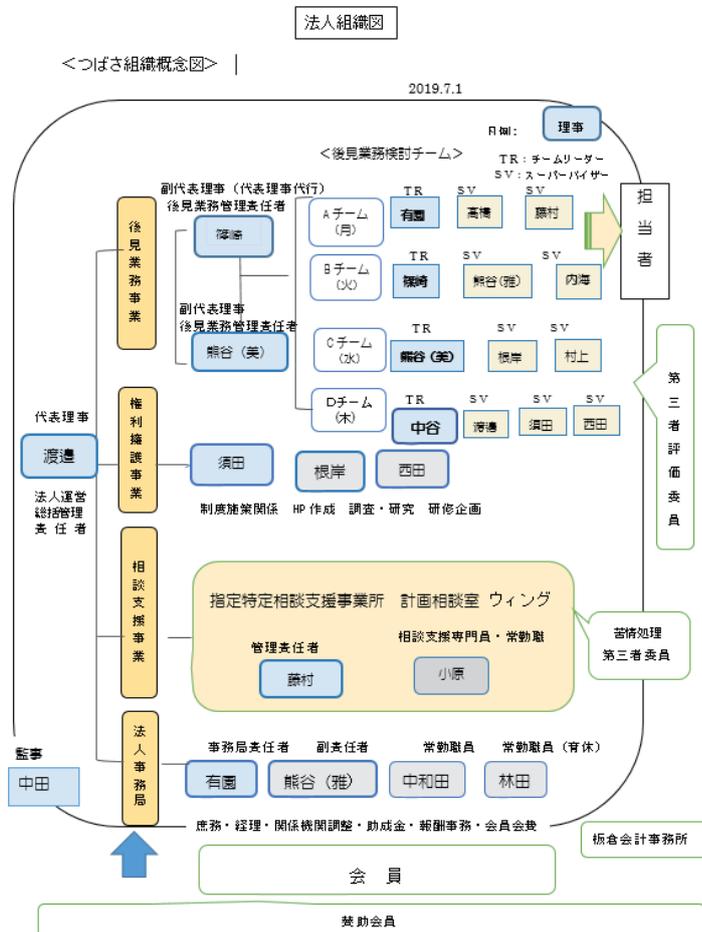
2-1. 自己評価を行っている法人後見実施団体

2-1-1 特定非営利活動法人 よこはま成年後見つばさ

(1) 法人概要

法人所在地	神奈川県横浜市
法人設立年月	2011 (平成23) 年10月
法人設立の目的	当法人は、成年後見制度の利用を必要とする人及び一般市民に対して、財産管理はもとより身上監護を一層大切にした成年後見サービス等を提供することや人権擁護の推進を図る活動を通し、誰もが安心してできる社会造りに寄与することを目的とする。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成年後見制度の無料利用支援相談</li> <li>・ 成年後見制度の無料申立支援 (後方支援)</li> <li>・ 法人後見の実施</li> <li>・ 成年後見制度の普及・啓発</li> <li>・ 権利擁護の取り組み (あんしんノートの普及、親族後見人・市民後見人への支援、法テラス神奈川への協力、制度・施策への意見具申等)</li> </ul>

<よこはま成年後見つばさ 組織図>



(特非) よこはま成年後見つばさ「定款」(https://yokohama-tubasa.org/teikan.pdf)、 「法人後見等評価報告書」(https://yokohama-tubasa.org/zenbun20191019.pdf) から引用。

第1部 ヒアリング調査結果概要 II 作業部会2 (都道府県の機能強化WG (権利擁護支援に関する意識の醸成、利益相反防止策の検討))

<法人後見受任実績（累計）（令和3年8月31日現在）>

○総数：110件

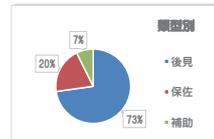
- ・分野別：認知症高齢者 43、知的障がい者 47、精神障がい者 20
- ・類型別：後見 80、保佐 22、補助 8
- ・申立別：本人 28、親族 41、市町村長 41
- ・継続・終了別：継続 75、終了 35

通算の受任状況（2021年8月31日現在）

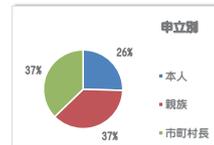
【分野別】			(件)
認知症高齢者	知的障がい者	精神障がい者等	合計
43	47	20	110
在宅 13	在宅 10	在宅 7	



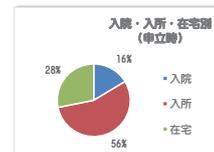
【類型別】			(件)
後見	保佐	補助	合計
80	22	8	110
知的障がい者 11	知的障がい者 3	精神障がい者 5	精神障がい者等 1
認知症高齢者 6	認知症高齢者 4		



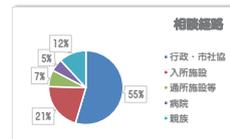
【申立別】			(件)
本人	親族	市町村長	合計
28	41	41	110
後見 12	父母 19		
保佐 12	兄弟姉妹等 21		
補助 4	夫 1		



【入院・入所・在宅別（申立時）】			(件)
入院	入所	在宅	合計
18	61	31	110
	認知症高齢者 13		
	知的障がい者 11		
	精神障がい者等 7		



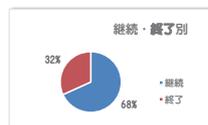
【相談経路】					(件)
行政・市社協	入所施設	通所施設等	病院	親族	合計
60	23	8	6	13	110
市社協 1					



【生活保護制度との関係（申立時）】			(件)
有	無	合計	
35	75	110	



【継続・終了別】			(件)
継続	終了	合計	
75	35	110	
	死亡 32		
	辞任 3		



【後見的支援】			(件)
高齢者	知的障がい者	精神障がい者等	合計
2	8	5	15



- |                     |                     |                     |
|---------------------|---------------------|---------------------|
| 1 眞理プロジェクト（申立時点終了）  | 6 ハルプロジェクト（他法人引継終了） | 11 美々プロジェクト（継続）     |
| 2 りゅうプロジェクト（申立時点終了） | 7 麻プロジェクト（受任後も継続）   | 12 はつプロジェクト（継続）     |
| 3 直プロジェクト（申立時点終了）   | 8 訓ネット（受任終了）        | 13 ゆりプロジェクト（申立時点終了） |
| 4 0ネット（死亡終了）        | 9 雄太プロジェクト（ML終了）    | 14 和プロジェクト（終了）      |
| 5 明神ネットワーク（申立時点終了）  | 10 愛プロジェクト（受任終了）    | 15 みかプロジェクト（終了）     |

第1部 ヒアリング調査結果概要 II  
作業部会2（都道府県の機能強化WG）権利擁護支援に関する意識の醸成、利益相反防止策の検討）

（特非）よこはま成年後見つばさ「通算の受任状況（令和3年8月31日現在）  
（<https://yokohama-tubasa.org/jyunin202108031.pdf>）」から引用。

## (2) 自己評価の概要

### ○自己評価開始時期、目的、経緯

- 自己評価の開始時期：令和元年10月（法人設立から9年目）
- 目的：法人後見等評価は、特定非営利活動法人よこはま成年後見つばさが行う法人後見等業務について、その業務の適正な遂行及びその質の向上と情報の提供を図り、以って被後見人等の権利を擁護することを目的とする。
- 経緯：社会福祉法第78条に「福祉サービスの質の向上のための措置等」として、自己評価が事業者の努力義務として規定されている。現在、法人後見受任団体に対する第三者の評価の仕組みがない。第三者に依頼できたとしても、費用は高額（数十万円）が見込まれる。小規模な法人後見実施団体に、第三者に依頼して評価をしてもらうようなお金はない。そのため、まず自己評価に取り組もうと考えた。

### ○自己評価項目

- 横浜市福祉サービス第三者評価システムを参考にした。実践の記録等をもとに、「評価項目の着眼点（評価基準）」として3段階評価とした。
  - A. ほとんどできている
  - B. 半数以上ができている
  - C. 半数以上できていない
- 3段階評価にした理由は、単純明快ということ。できている／いないだけでは事実の調査で終わる。第三者評価では、どのように出来ているか、どのように活用しているか。どうして出来ていないのか、どうしたら良いかまで受審者と考える。

### ○自己評価項目作成・検討にあたり重視したこと

- 法人後見の評価票では、基本的には後見業務と法人運営を重視した。身上保護に力点を置いた法人の基本理念、法人運営規定や家庭裁判所への報告書等をもとにした。相談、申立を含め受任から終了までの後見業務を分析した。

### ○自己評価の評価者、スケジュール

- 自己評価の評価者：役員で構成した評価委員会が評価者を担った。業務の各部分に比較的精通している者（例えば、研修の時に担当する部分）が担当した。
- 評価に要した期間：約6か月

○スケジュール	
6月	評価委員会設置
6月	評価項目 評価基準 評価票策定
6月	評価実施要領策定
7月	第三者評価委員就任依頼
7月から8月	自己評価実施
7月から8月	アンケート調査（利用者の声）実施 ・本人（聞き取り） ・ご家族等 施設 行政（文書）
9月から10月	弁護士による第三者評価実施
11月	家裁報告
11月	ホームページ公表

(特非) よこはま成年後見つばさ「法人後見等評価報告書」(<https://yokohama-tubasa.org/zenbun20191019.pdf>) から引用。

### ＜自己評価項目＞

評価項目	評価着眼点
1. 基本情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談数の把握</li> <li>・申立支援の実際</li> <li>・申立支援専門員の養成</li> <li>・受任数の増加</li> <li>・相談・申立・受任の一体的推進</li> <li>・後見的支援の工夫</li> </ul>
2. 後見等業務 1 (全体)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談・申立・受任の進行管理</li> <li>・担当候補者及びSVの選任</li> <li>・申立記録の作成</li> <li>・業務検討会の開催</li> <li>・経過一覧の作成</li> <li>・危機管理</li> <li>・個別事例検証 (様式 4-1)</li> </ul>
3. 後見等業務 2 (受任直後)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当者への説明会開催</li> <li>・任命書の発行</li> <li>・財産の引き継ぎ</li> <li>・初回報告書の作成</li> <li>・金融機関への就任届</li> <li>・業務検討会での報告</li> <li>・個別事例検証 (様式 5-1)</li> </ul>
4. 後見等業務 3 (継続支援)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財産管理・身上監護の適正化</li> <li>・業務検討会で課題整理と課題解決方針樹立</li> <li>・記録の整備・現金出納帳の整備</li> <li>・親族調査と推定相続人の確定</li> <li>・SVの助言と代行</li> <li>・定期的な家裁報告</li> <li>・臨時的な家裁上申及び報告</li> <li>・担当者の交代</li> <li>・個別事例検証 (様式 6-1)</li> </ul>
5. 後見等業務 4 (終了事務)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・終了事務シュミレーションの実施</li> <li>・終了事務マニュアルの作成</li> <li>・終了事務チェックリストの作成</li> <li>・相続人への引継ぎ</li> <li>・終了報告</li> <li>・相続財産管理人就任</li> <li>・個別事例検証 (様式 7-1)</li> </ul>
6. 担当者支援の実際	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SVの配置</li> <li>・業務検討会の開催</li> <li>・困難事態発生時のチーム対応</li> <li>・財産の法人管理</li> <li>・担当者会議・勉強会の開催</li> </ul>
7. 人材確保・養成の取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会員の状況</li> <li>・法人独自のカリキュラム作成</li> <li>・担当者養成講座の開講</li> <li>・実地研修やOJT</li> <li>・実習の実施</li> </ul>
8. 余暇活動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ほどがや区民祭に参加</li> <li>・音楽療法の実施</li> <li>・新年会等の実施</li> </ul>

(特非) よこはま成年後見つばさ「法人後見等評価報告書」  
<https://yokohama-tubasa.org/zenbun20191019.pdf> から引用。

第1部 ヒアリング調査結果概要 II  
 作業部会2(都道府県の機能強化WG)権利擁護支援に関する意識の醸成、利益相反防止策の検討)

9. 法人運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本理念の理解</li> <li>・ 法人運営等規程の整備</li> <li>・ 役員会の開催</li> <li>・ ヒヤリハットの把握と防止</li> <li>・ 寄付の確保と財政基盤強化</li> </ul>
10. 法人財政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ つばさ方式の経理システム</li> <li>・ 報酬請求事務の推進</li> <li>・ 経理事務の迅速化と適正化</li> <li>・ 会計事務所及び税理士の助言</li> </ul>
11. 新規事業（計画相談）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画相談室 ウィングの開設</li> <li>・ 計画相談の推進</li> <li>・ 法人後見部門からの独立と連携</li> </ul>
12. 個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 誓約書</li> <li>・ 個人情報の取扱い（規程 利用目的明示 本人同意 パスワード等）</li> <li>・ マイナンバーの保管</li> <li>・ 個人情報ファイルの保管</li> <li>・ 会員の意識啓発</li> <li>・ 防犯システム</li> </ul>
13. アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アンケート調査の実施</li> <li>・ 回収率</li> <li>・ 調査結果</li> </ul>

（特非）よこはま成年後見つばさ「法人後見等評価報告書」  
 (https://yokohama-tubasa.org/zenbun20191019.pdf) から引用。

### （3）自己評価の全国展開に向けて重要と考えること

#### ○標準の評価シートの作成、普及

- 自分たちで評価システムをつくったため、時間も労力もかかった（評価に要した期間：約6か月）。
- 自己評価は、標準の評価シートがあって、その評価項目、評価基準に従って実施すれば容易に出来ると思われる。特に、法人運営に関わる評価を優先して行ってもよかったと考える。
- 法人後見実施団体として望まれる項目と考えられる標準的な評価項目（案）として、以下を提案する。
  - ・ 法人基本情報
  - ・ 後見等業務1（全体）
  - ・ 後見等業務2（受任直後）
  - ・ 後見等業務3（継続支援）
  - ・ 後見等業務4（終了事務）
  - ・ 担当者支援の実際
  - ・ 人材確保・育成の取り組み
  - ・ 法人運営
  - ・ 法人財政
  - ・ 個人情報保護

## ○標準の自己評価の仕組み構築

- 自己評価の評価者は、役員で構成した評価委員会が評価者を担った。業務の各部分に比較的精通している者が担当した。
- 一方、評価項目別に複数人の評価者による協議体制にしたが、評価の考え方の整理が不十分だったため、実質的に客観性を保てたかという点、不十分だったと思う。

### <よこはま成年後見つばさ「法人後見等評価実施要領」>

#### 法人後見等評価実施要領

(目的)

第1条 この要領は、特定非営利活動法人よこはま成年後見つばさ（以下「つばさ」と言う。）が行う法人後見等業務について、その業務の適正な遂行及びその質の向上と情報提供を図り、もって被後見人等の権利を擁護することを目的とし行う評価について、必要な事項を定めます。

(評価)

第2条 評価は、別に定める評価項目及び評価基準（様式 1-1 1-2 1-3 1-4）に基づき行います。

(自己評価)

第3条 自己評価は、つばさの中に設けられた自己評価委員会が行います。

(第三者評価)

第4条 第三者評価は、弁護士等成年後見制度に精通した者に依頼して行います。

(準備)

第5条 つばさは、評価を受けるために事前に後見等活動記録や資料を整備したファイル及び通帳、現金出納帳等を準備します。

(場所)

第6条 評価調査は、つばさの事務所内で行います。

(アンケート調査)

第7条 評価は、出来るだけ当事者やそのご家族の声を聞くためにアンケート調査（様式 2）を実施します。

(結果)

第8条 評価結果は結果表（様式 2 3）に取りまとめ、法人代表理事に報告します。

(公表)

第9条 評価結果は、つばさのホームページで公表する。また法人後見普及のために家裁や行政に適宜報告します。

(守秘義務)

第10条 評価の過程で知り得た個人情報、一切漏らしてはならない。

(報酬)

第11条 評価に関する費用は、理事会が定める額を報酬として支払います。

(その他)

第12条 評価は、おおよそ3年に1回実施します。

附則

この要領は、2019年7月1日から施行します。

(特非) よこはま成年後見つばさ「法人後見等評価報告書」(<https://yokohama-tubasa.org/zenbun20191019.pdf>) から引用。

2-2. 活動団体に対する第三者評価を行っている機関

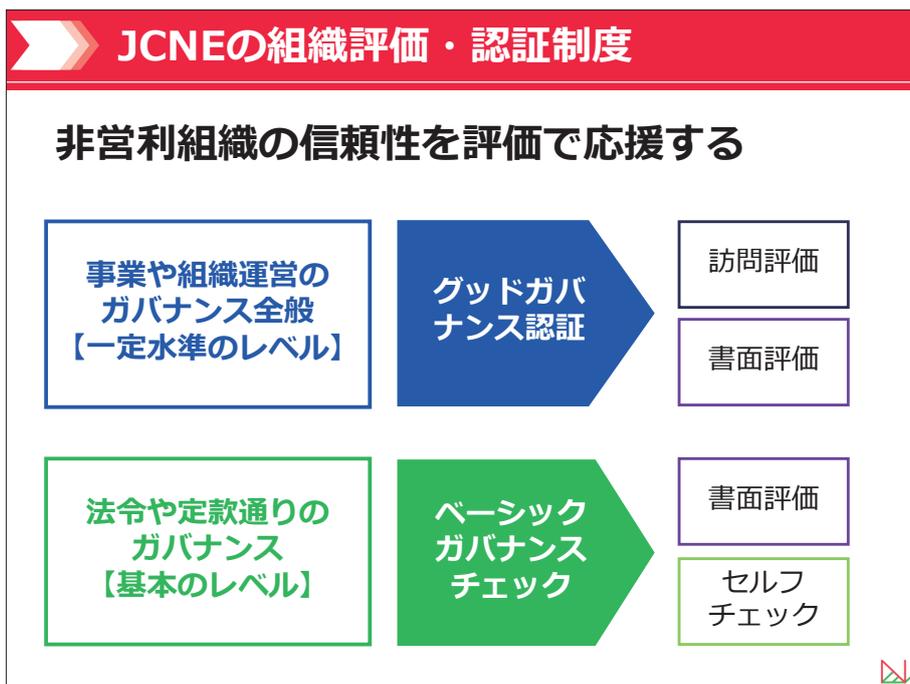
2-2-1 一般財団法人 非営利組織評価センター：  
「ベーシックガバナンスチェック制度」

(1) 法人概要

法人所在地	東京都港区
法人設立年月	2016（平成28）年4月
法人設立の目的	当法人は、民間公益団体及び民間公益団体が実施する公益活動に関する情報公開の推進や評価・認証を行うことで、民間公益団体の組織基盤の強化や透明性の向上による適切な事業の運営を促進するとともに、受益者、支援者、行政、助成財団及び企業等、公益活動を取り巻く関係者に客観的かつ信頼性のある情報を提供し、民間公益団体の信頼性向上を図ることをもって、より良い市民社会の創造に寄与することを目的とする。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 組織評価事業（ベーシックガバナンスチェック事業（自己評価））</li> <li>■ 第三者認証事業（グッドガバナンス認証事業）</li> <li>■ 普及事業             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中間支援組織とのパートナー事業</li> <li>・ 企業、助成財団とのパートナー事業</li> </ul> </li> <li>■ 研究調査事業</li> </ul>

（一社）非営利組織評価センター「組織概要パンフレット」（<https://jcne.or.jp/data/JCNE-pamphlet.pdf>）、「2020年度（令和2年度）事業報告」（<https://jcne.or.jp/wp-content/themes/jcne2/assets/annualreport2020.pdf>）から引用。

<非営利組織評価センター「組織評価・認証制度」>



（一財）非営利組織評価センター提供資料から引用。

第1部 ヒアリング調査結果概要 II 作業部会2（都道府県の機能強化WG（権利擁護支援に関する意識の醸成、利益相反防止策の検討））

## ○法人設立経緯

- もともと日本財団内部で、日本においても非営利組織を対象にした組織評価が必要ではないかというアイデアが出され、助成財団や企業 CSR 関係者、中間支援組織にヒアリングを行った。そこで、事業の必要性を感じ、市民活動を行う団体の信頼担保、寄付や活動参加等の支援等を応援する仕組み(支援を届ける仕組み)を作ることとなった。
- 組織立ち上げにあたり、当時、市民活動の情報発信、寄付や活動支援等を通じた応援の仕組みを運営していた(一財)社会的認証開発推進機構(AAC)を訪問してヒアリングした。当機構は広報、活動団体を京都府に限定した取組だったため、一緒に全国に広げようという話になり、AACと日本財団の連合チームで設立準備委員会を立ち上げた(平成29年4月、評価・認証システムを当センターに移行)。
- 設立準備委員会の委員構成:助成財団、中間支援団体、弁護士、公認会計士、企業(金融機関)等の外部専門家・有識者、AAC、日本財団

## ○非営利組織を評価対象とした理由(株式会社を対象としなかった理由)

- 最初に想定した対象はNPO法人と一般社団法人、一般財団法人。その後、公益法人と社会福祉法人も対象にしている。
- 対象を分けたのは、根拠法が全く異なるため。最初からすべての法人格を対象とするよりは、所轄庁の監査が入る仕組みがない非営利組織をメイン対象とした。
- 一方、社会福祉法人や公益法人は行政監査や検査を受ける仕組みが整っている。また、株式会社は、すでにいろいろなランク付けがあることや、寄付を受ける対象ではないことから、対象外とした。

## ○職員体制

- 役員等:評議員7名、理事8名、監事2名(令和3年11月現在)。
- スタッフ:常勤4名 非常勤1名

(一財)非営利組織評価センター提供資料、ヒアリング調査時の聞き取りから趣旨を変えない程度に要約、整理。

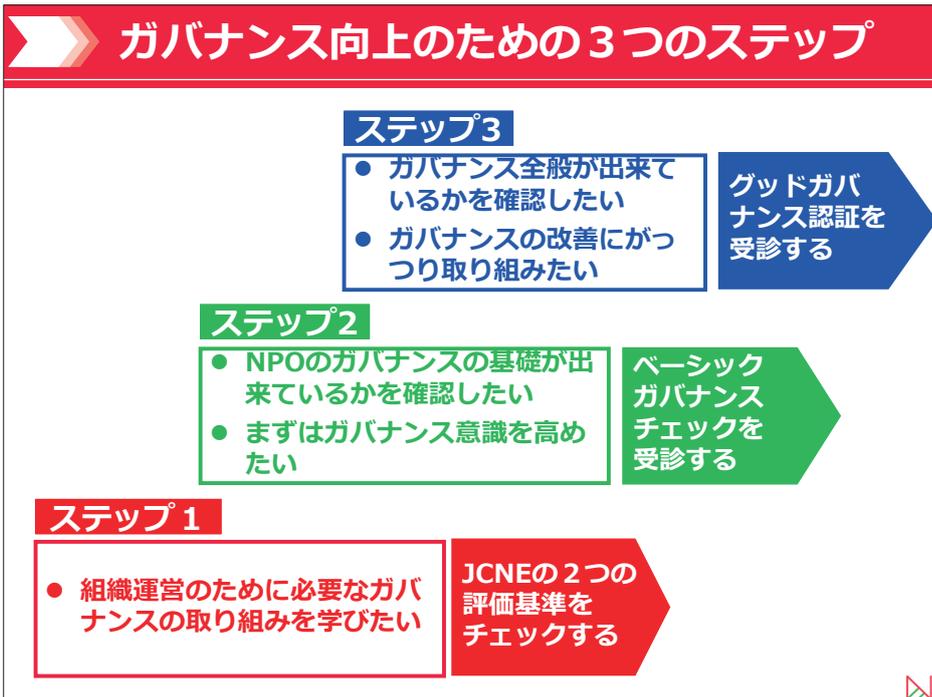
## (2) 「ベーシックガバナンスチェック制度、グッドガバナンス認証制度」の概要

### ○評価を2段階に分けている理由

- まずは非営利組織があまり意識していなかった評価に慣れてもらうことを目的に、法令や定款通りの基本ができているかどうかを、自己チェックするベーシックガバナンス評価からスタートした（平成28年）。
- 一方、寄付を受けるにあたっては、支援者（助成財団や寄付者）からの信頼獲得が不可欠。そのため、訪問によるヒアリング調査により、ガバナンスの実効性を確認する必要がある。こうした理由から、ベーシックガバナンス評価から3年後（平成30年）、グッドガバナンス認証事業が生まれた。

### <非営利組織評価センター「組織評価・認証制度」>

JCNEの組織評価・認証制度		
	ベーシックガバナンス チェック（3年更新）	グッドガバナンス認証 （3年更新）
対象法人	特定非営利活動法人（認定を含む）、一般社団・財団法人（非営利型）、公益社団・財団法人、社会福祉法人	
評価のポイント	法令や定款通りのガバナンスの基本が出来ているかどうか？	事業プロセスと組織運営について、一定水準を満たしているかどうか？
評価基準	ベーシック評価 23基準	アドバンス評価 27基準
評価方法	①提出書類による書面評価（専門知識が必要な第三者評価） ②団体による自己評価（実施の有無で判断するセルフチェック）	①事務局による提出書類に基づく書面評価 ②評価員による訪問評価（3時間のヒアリング）
評価後	評価結果をサイトで公開	全基準を満たすと認証付与へ
費用	普及期間のため無料	普及期間のため無料



（一財）非営利組織評価センター提供資料から引用。

## <「ガバナンス」とは>

### 支援者にとって大事なもの

非営利組織の  
持続性と信頼性を  
証明するもの



ガバナンスも要素の一つ

### 持続性のためのガバナンス

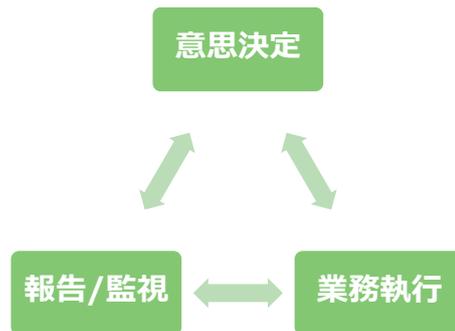
- 団体の持続性を高めるための3つのポイント
  - ①事業力 ⇒事業を通じて力をつける
  - ②資金調達力 ⇒事業の実績で自己財源化へ
  - ③ガバナンス ⇒意識して取り組む必要がある
- 事業力や資金調達力があっても、ガバナンスの欠如によって、団体の基盤が揺らぐこともある。
- ガバナンスは、継続して団体を運営していくことと、問題を防止するための仕組み。
- 「ガバナンスなくして、よい事業なし」

### ガバナンスとは？

ガバナンスは日本語で「統治・支配・管理」という意味。  
団体自身が団体を自律的に運営していくための仕組み。  
(企業ではコントロールというニュアンスも)

ガバナンスの目的	ガバナンスに伴う機能
①ミッションの達成	①権限
②効率的な業務執行	②透明性・説明責任
③成果の最適化	③倫理
④不祥事の防止	
⑤リスク管理	

### ガバナンスの基本（権限の分配）



### ガバナンスが生み出すもの

攻めの効果	ミッションの達成	効率的な業務執行	成果の最適化
守りの効果	不正の防止	リスク管理	法令遵守
外との関係	倫理観の醸成	説明責任	透明性
団体の基盤	信頼関係の構築	緊張感の持続	団体の持続性

(一財) 非営利組織評価センター提供資料から引用。

## ①「ベーシックガバナンスチェック制度」の概要

### ○「ベーシックガバナンスチェック制度」開始時期、目的、経緯

- 当制度の開始時期：平成28年4月
- 目的：
  - ・非営利組織の組織運営について、法令・定款に基づいた基本的なガバナンスが適切に行われているかどうかを評価するもの。
  - ・結果は当該法人HPで公開され、継続的に第三者評価を受け、情報開示に積極的な透明性の高い団体であることを社会へアピールできることを狙いとしている。

### ○対象

- 特定非営利活動法人（認定・特例認定含む）
- 一般社団法人、一般財団法人（非営利型）
- 公益社団法人、公益財団法人
- 社会福祉法人

### ○評価方法

- ①提出書類による書面評価（専門知識が必要な第三者評価）
- ②団体による自己評価（実施の有無で判断するセルフチェック）

### ○評価基準

- ベーシック評価基準（23項目）（後述 p.140 参照）
  - ・項目1～8：被評価団体から提出された団体情報と書類をもとに、当法人が評価を実施。
  - ・項目9～23：被評価団体のセルフチェック回答をもとに、当法人が判断。
  - ・現在、全項目について、質的評価は行っておらず、評価の観点は「達成／未達成」で実施。
- 当法人に設置した評価制度開発検討委員会にて、評価基準の策定・改定を行っている。

### ○対象書類

- 被評価団体から提出された定款・規約・マネジメント運営過程の記録書面
- 被評価団体のセルフチェック回答データ
- 登記情報提供サービスから取得した履歴事項全部証明書
- その他、被評価団体から提出された団体情報

### ○利用料

- 現在、普及期間のため無料（当法人の運営は日本財団助成金によって行われている）

### ○評価の有効期間

- 3年間
- 更新は被評価団体の任意

### ○評価に要する期間

- 評価に要する期間：約2週間～1か月

## <「ガバナンス」とは>

▶▶▶ **ベーシックガバナンスチェック**

- 1 ウェブサイトから申込み
- 2 評価書類提出フォームから書類を提出
- 3 非営利組織評価センター（JCNE）にて評価実施
- 4 評価確定通知送付
- 5 評価結果公開
- 6 ※再評価

ガイドブックの解説をもとにセルフチェック

**【提出書類】**  
 定款／理事会及び総会（評議員会）の議事録（2年分）／  
 監査報告書／役員報酬規程／役員名簿／事業報告書／決算書類

（一財）非営利組織評価センター提供資料から引用。

第1部 ヒアリング調査結果概要 II  
 作業部会2(都道府県の機能強化WG(権利擁護支援に関する意識の醸成、利益相反防止策の検討))

### ○実績

- 平成 28 年度～令和 2 年度（過去 5 年間）で 344 団体申し込み。
- そのうち、10%は評価対象にならなかった（23 の必須項目に対して書類の準備ができなかったため、申込取り消しのケース）。
- 法人の内訳：NPO 法人が中心、一般社団法人が 10 団体ほど。令和 2 年から、日本財団が助成金申請の条件として、一般社団法人と一般財団法人に対し、当法人の評価受審を義務付けたことで、申請件数が増加した背景もある。
- 一般社団法人は、情報公開を希望しない団体が多い。そのため、活動実態がみえにくいのが実情。

### ○評価結果の公表方法

- 評価結果の公開は、被評価団体の希望制で、当法人の HP で公開している。
- また、当法人の評価を受審したことについて、被評価団体が自ら公表することを提案している。

## <実績：評価を受けた団体の累計数>

(1) 評価を受けた団体：4 年間(2016～2019 年度)の評価確定団体の累計数

年 度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
累 計 数	24 団体	75 団体	103 団体	168 団体

特定非営利活動法人 104団体 認定 NPO 33団体 特定認定 NPO 3団体	【計 140 団体】
一般社団法人 9団体 一般財団法人 0団体	【計 9 団体】
公益社団法人 1団体 公益財団法人 16団体	【計 17 団体】
社会福祉法人 2団体	【計 2 団体】

（一財）非営利組織評価センター「ベーシックガバナンスチェック評価実績レポート～組織評価から見える組織運営の実態～（2020年版）」令和3年2月、(<https://jcne.or.jp/data/bgc-report2021.pdf>) から引用。

②「ベーシックガバナンスチェック制度」実施にあたっての工夫、課題等

**【工夫】**

○**評価項目を23、そのうち1～8を第三者評価と設定し、評価の効率性、自主性を重視**

- 当初はAACの評価項目（48項目）を参考にして独自基準を制定し、フィージビリティスタディを行ったが、それだと評価申請団体、当法人どちらも時間、労力を要するため、①法律や定款通りに運営を行っているという基礎部分を評価、②分野/事業内容・組織規模を問わない評価基準、③「はい」「いいえ」で答えられる基準として、23項目に集約、整理した。
- 令和2年4月にそれまでの4年間の評価の実績をもとに制度のリニューアルを行い、①法律やガバナンスを理解していないと評価できない内容で当法人が第三者評価機関として評価する項目と、②団体によるセルフチェックで判断できる内容の2つの区分を設けた。
- ①に該当する項目（1～8）は根拠に基づいて「行っている」と言えることが必要のため、書面の提出を求め、専門的第三者評価機関として評価する。多くの団体が自分達ではできていると思っけていても、専門家の視点から見ると理解が不十分だったり等で、実はできていないということも多い。そのような項目を第三者評価項目としている。

○**評価の考え方の明確化：①支援者（助成財団や寄付者）からの信頼獲得、**

**②ガバナンスの実施**

- 最も重要なことは、支援者や協力者が、その組織を信頼できるかどうかということ。そのために非営利組織の自立性、継続性、信頼性を高める支援を行うことが、当法人の、2つの評価制度の目的である。
- 当初は、当法人においても、申請する団体はガバナンスがしっかりできているだろうと考えていたが、団体にとってはあまりガバナンスのことを考える機会が少ない。そこで、まずはガバナンスを知っていただくこと、評価を受審していただくことを目的として、落とすための評価ではなく、「エンパワメント評価」と呼んでいるのだが、「がんばっていますね。ここはもう少しがんばりましょう」という評価をすることとしている。一方、できていないと法令違反になる項目については、厳しく「できていない」と評価している。
- ただし、甘い評価をしていては被評価団体、当法人や評価の仕組みそのものの信頼性を損ねることになりかねないため、当初の目的達成に向けて、非営利組織全体の底上げにも取り組んでいるという状況である。

○**自ら改善に取り組めるよう、フィードバックの実施、改善ポイント等の提示**

- フィードバックの内容：基準を満たしているかいないか、その理由を伝えている。
- 満たしていない項目の改善に向けた助言として、当法人のHPで公開しているガイドブック（非営利組織の第三者組織評価ベーシックガバナンスチェックガイドブック）に、「評価項目の概説・判断の指針」及び「「基準を満たしていない」場合の改善ポイント」を掲載している。こうした手段を活用して、団体自ら改善に向けて取り組んでいただく流れとしている。
- 再評価の手続き：有効期間中（3年間）にいつでも申込みできる。有効期間中に項目ごとに申請されたら、何度でも再評価、クリアできるということである。

## ○評価を通じてみえてきた課題解決手法の開発

- 未達成の項目の改善に向けた助言として、当法人のHPで公開しているガイドブック(非営利組織の第三者組織評価ベーシックガバナンスチェックガイドブック)に、「評価項目の概説・判断の指針」及び「[基準を満たしていない]場合の改善ポイント」を掲載している。こうした手段を活用して、団体自ら改善に向けて取り組んでいただく流れとしている。(再掲)
- また、必要な規程のサンプル(個人情報管理規程、文書保存規程等)も提供している。
- このように、評価を通じてみえてきた、多くの団体が躓きやすい箇所の改善に向けた対応策を開発している。

## ○組織評価の活用に向けて、助成団体との連携協力

- 評価結果の利活用と支援先団体の基盤強化における制度活用を促すために、助成財団やNPO支援企業、休眠預金資金分配団体等を対象にヒアリングを行うとともに、制度活用の提案を行った。その結果、助成財団等15団体において、助成金申請書で組織評価の実績の有無を確認する項目追加などの実績ができた。
- 他にも、Amazonの物品寄付プログラム(「みんなで応援」プログラム)との連携により、助成先団体が優遇される(優先的に応募できる、Amazonでの申請免除等)という取組も始めている。

### 【課題】

## ○非営利組織団体のガバナンスに関する認識不足

- 団体の設立経緯によって、ガバナンスに対する意識の差が大きい印象。1つはいわゆる市民活動系から出発した団体の場合、市民活動として組織運営のポイントを理解している団体が多い。一方、利益になるからという理由で立ち上げた団体は、サービスをしっかりしていればいいでしょうという感じで、運営が不十分な団体が多い。
- そのため、後者の場合、そもそもガバナンスということを考えたことがない、そもそもガバナンスというものを知らない団体が想定以上に多い。NPO法人や一般社団法人を設立するための参考書は多いが、実は、設立後、どう運営するかという参考書は、ほとんど出版されていないという問題もある。

<ベーシックガバナンスチェックの評価分野、評価項目>

基準を満たしていない項目の集計表 (対象：59 団体)

分野		基準内容	基準未達団体数
ガバナンス	1	法令および定款に則って代表者および役員（理事3人以上、監事1人以上）を選任または解任している。	7団体 (4.1%)
	2	定款に基づく役員会（理事会、運営委員会等）を年に2回以上開催している。	14団体 (8.3%)
	3	社員総会（評議員会）を年に1回以上、実際に開催している。	5団体 (2.9%)
	4	役員会および社員総会（評議員会）の議事録を定款および法令に基づいて作成している。	13団体 (7.7%)
	5	1事業年度において、役員会（理事会、運営委員会等）または社員総会（評議員会）で、法令および定款で定める事項の他、以下の内容の審議を行っている。①事業計画・予算計画・事業報告・決算報告 ②役員の報酬に関する規程	10団体 (5.9%)
	6	監事は監査を行っている。	7団体 (4.1%)
	7	直近の登記事項を登記している。	14団体 (8.3%)
情報公開	8	法令で定められた書類を事務所に備え置き、閲覧可能な状態にあるとともに定款、役員名簿、事業計画、事業報告書、会計報告書類、役員報酬をウェブサイト上で公開している。	35団体 (20.0%)
	9	組織の所在地および問い合わせ方法をウェブサイト上で公開している。	4団体 (2.3%)
	10	寄付者・支援者等に事業の成果を報告している。	4団体 (2.3%)
組織の目的と事業の実施	11	組織の目的と事業を文書化している。	0団体 (0%)
	12	非営利型法人である。	0団体 (0%)
	13	組織の目的に沿った単年度事業計画を策定している	2団体 (1.1%)
	14	事業の対象となる社会的ニーズや課題を多様な関係者からくみ取る仕組みがある。	3団体 (1.7%)
	15	各事業の定期的な振り返りや見直しを行っている。	5団体 (2.9%)
コンプライアンス	16	税金を滞納していない。	7団体 (4.1%)
	17	個人情報保護に関する規程を定め、取得目的を明示している。	10団体 (5.9%)
事務局運営	18	会計に関する専門知識をもった担当者またはアドバイザーがいる。	5団体 (2.9%)
	19	現金の取扱い・資金管理に関して複数人によるチェック体制がある。	15団体 (8.9%)
	20	法定保存文書の保存をしている。	22団体 (13.0%)
	21	雇用契約書等で雇用条件の提示を行っている。※	4団体 (2.3%)
	22	職員の就業状況を把握し、管理している。※	3団体 (1.7%)
	23	労働保険に加入している。※	4団体 (2.3%)

※雇用がある場合のみ評価の対象となる項目 (No.21～23)。

※「基準未達団体数」の%は、評価団体 168 団体を分母とした基準未達の団体数の割合。

(一財) 非営利組織評価センター「ベーシックガバナンスチェック評価実績レポート～組織評価から見える組織運営の実態～ (2020年版)」令和3年2月、(<https://jcne.or.jp/data/bgc-report2021.pdf>)

第1部 ヒアリング調査結果概要 II  
 作業部会2 (都道府県の機能強化WG (権利擁護支援に関する意識の醸成、利益相反防止策の検討))

## ＜多くの団体がクリアすることが難しい項目＞

分野	基準内容	多くの団体がクリアすることが難しい内容
ガバナンス	1 法令および定款に則って代表者および役員（理事3人以上、監事1人以上）を選任または解任している。	—
	2 定款に基づく役員会（理事会、運営委員会等）を年に2回以上開催している。	法律では求めているが、支援者からみて、①事業計画・予算、②事業報告・決算の最低2回は必要と考えている。
	3 社員総会（評議員会）を年に1回以上、実際に開催している。	—
	4 役員会および社員総会（評議員会）の議事録を定款および法令に基づいて作成している。	—
	5 1事業年度において、役員会（理事会、運営委員会等）または社員総会（評議員会）で、法令および定款で定める事項の他、以下の内容の審議を行っている。①事業計画・予算計画・事業報告・決算報告 ②役員の報酬に関する規程	—
	6 監事は監査を行っている。	NPO法では「監事の役割」として「業務監査」と「会計監査」が定められている（第18条）。だが、団体によっては会計監査しか行っていないのが実情。
	7 直近の登記事項を登記している。	—
情報公開	8 法令で定められた書類を事務所に備え置き、閲覧可能な状態にあるとともに定款、役員名簿、事業計画、事業報告書、会計報告書類、役員報酬をウェブサイト上で公開している。	ウェブサイトでの情報公開（NPO法では事務所での保存までしか求めているが、支援者から見て、ウェブサイトでの公開は必要と考えている。）
	9 組織の所在地および問い合わせ方法をウェブサイト上で公開している。	—
	10 寄付者・支援者等に事業の成果を報告している。	—
組織の目的と事業の実施	11 組織の目的と事業を文書化している。	—
	12 非営利型法人である。	—
	13 組織の目的に沿った単年度事業計画を策定している	—
	14 事業の対象となる社会的ニーズや課題を多様な関係者からくみ取る仕組みがある。	—
	15 各事業の定期的な振り返りや見直しを行っている。	—
コンプライアンス	16 税金を滞納していない。	—
	17 個人情報保護に関する規程を定め、取得目的を明示している。	—
事務局運営	18 会計に関する専門知識をもった担当者またはアドバイザーがいる。	—
	19 現金の取扱い・資金管理に関して複数人によるチェック体制がある。	そもそも団体の規模が小さく、一人事務局体制の団体が多いため、複数での金銭管理が難しい団体が多い。反対に、支援者は、この項目がクリアできていないと「この団体、大丈夫かな」と不安になる。そのため、事務局以外に理事や監事に定期的にチェックしてもらうことを推奨している。
	20 法定保存文書の保存をしている。	そもそも法定保存文書という概念のない団体が多い。
	21 雇用契約書等で雇用条件の提示を行っている。※	—
	22 職員の就業状況を把握し、管理している。※	—
	23 労働保険に加入している。※	—

第1部 ヒアリング調査結果概要 II  
作業部会2(都道府県の機能強化WG)権利擁護支援に関する意識の醸成、利益相反防止策の検討)

ヒアリング調査時の聞き取りから趣旨を変えない程度に要約、整理。

### ○当該法人独自の基準で法律よりもハードルを高くしている項目（例：No.2、No.8）

- 重要なのは、支援者（助成財団や寄付者）にとって、信頼に足る情報を活用できること。ガバナンスの実施は、そのための重要な手段のひとつ。その意味で、支援者から見て、このくらいはクリアしてほしいだろうという項目は、当法人独自の基準で法律よりもハードルを高くしている項目がある。

### ○団体の状況や知識不足等が理由で、クリアが難しい項目（例：No.6、No.19、No.20）

- 団体の状況や知識不足等が理由で、自分達ではできていると思っけていても、できていない項目もある。

### （3）自己評価の実施、第三者評価の受審の全国展開に向けて重要と考えること

#### ○資金提供者の協力：被評価団体のメリット

- 評価を受けるほぼすべての団体がたずねるのが「評価を受けるメリットは何ですか」。
- やはり、寄付や支援が集まる、もしくは評価を受けるのに補助が得られる等の仕組みがないと難しいと思う。福祉サービス第三者評価も、東京都の受審件数が高く、他の道府県が低調なのは、金銭的理由と推測される。そのため資金提供者の協力は不可欠と思う。

#### ○自己評価結果公開の仕組み、第三者評価機関の創設

- 「持続可能な権利擁護支援モデル事業」で第一歩として自己評価から取り組むのであれば、「自己評価しました」という一言だけで終わりにさせず、その結果を公表させる仕組みが必要と思う。NPO法では情報公開義務があり（第28条第3項、第29条、第30条）、事業報告書等を提出しなかった場合、20万円以下の過料も規定されている（第80条第4項）。自己評価の結果を外部に公開する仕組みが必要と思う。
- さらに、自己評価では不十分だったり、何からとりかかったらいいかというところから相談や助言に応じられたり、自分達の取組をさらにアピールするために活用していただけるよう、第三者評価機関を創設できるようにするというように、段階を踏んで進めていただけるとよいと思う。

## 組織評価・認証の結果を活用できる制度等

- ①助成金での活用
- ②お宝エイド
- ③日本政策金融公庫
- ④Yahoo!ネット募金
- ⑤いぞう寄付の窓口(全国レガシーギフト協会)
- ⑥アクトコイン寄付機能
- ⑦Amazon「みんなで応援」プログラム
- ⑧Go to ドネーション
- ⑨情報発信のサポート
- ⑩お役立ち情報の提供



### ①助成金での活用

- 助成金申請書で「組織評価」の有無を確認
- 審査の参考情報や加点ポイントに
- 助成機関 計10機関

三菱財団／地球環境基金  
 キリン福祉財団／SOMPO福祉財団  
 トヨタ財団／日本財団／  
 日本民間公益活動連携機構(JANPIA)／  
 日本郵便／ベネッセこども基金／  
 ふるさと島根定住財団

- ✓第三者評価を受けていますか？
- ✓JCNEの評価を受けていますか？



### ⑦Amazon「みんなで応援」プログラム



Amazon「みんなで応援」プログラムは、Amazonの「ほしい物リスト」を活用した物品寄付の仕組みです。2020年11月から開始され、グッドガバナンス認証団体に対して優先的に応募申請ができるようになっていました。また、認証を取得していることにより、Amazonの審査が免除となっています。



(一財) 非営利組織評価センター提供資料から引用。

<参考資料：特定非営利活動促進法（抄）（平成10年法律第7号）>

（監事の職務）

第18条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- 一 理事の業務執行の状況を監査すること。
- 二 特定非営利活動法人の財産の状況を監査すること。
- 三 前二号の規定による監査の結果、特定非営利活動法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会又は所轄庁に報告すること。
- 四 前号の報告をするために必要がある場合には、社員総会を招集すること。
- 五 理事の業務執行の状況又は特定非営利活動法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

（事業報告書等の備置き等及び閲覧）

第28条

3 特定非営利活動法人は、その社員その他の利害関係人から次に掲げる書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならない。

- 一 事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第十条第一項第七号の事業計画書、同項第八号の活動予算書及び第十四条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録。第三十条及び第四十五条第一項第五号イにおいて同じ。）

二 役員名簿

三 定款等

（事業報告書等の提出）

第29条 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

（事業報告書等の公開）

第30条 所轄庁は、特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等（過去五年間に提出を受けたものに限る。）、役員名簿又は定款等について閲覧又は謄写の請求があったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これらの書類（事業報告書等又は役員名簿については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）を閲覧させ、又は謄写させなければならない。

## <「一般財団法人非営利組織評価センター」パンフレット>



### 一般財団法人非営利組織評価センター

#### 理事・監事・評議員 (2020年8月現在)

理事 太田達男 [(公財)公益法人協会 会長]  
 業務執行理事 山田泰久 [(一財)非営利組織評価センター 業務執行理事]  
 業務執行理事 平龍剛 [(特活)きょうとNPOセンター 常務理事・総括責任者]  
 理事 鈴木祐司 [(公財)地域創造基金 代表 専務理事・事務局長]  
 理事 茶野順子 [(公財)徳川平和財団 常務理事]  
 理事 吉田忠彦 [(一財)社会的認証開発推進機構 理事長]  
 監事 榎本哲 [弁護士・NPOのための弁護士ネットワーク理事]  
 監事 内野恵美 [公認会計士・税理士]  
 評議員 片山正夫 [(公財)セン文化財団 理事長]  
 評議員 田島誠一 [(特活)東京YWCAヒューマンサービスサポートセンター 理事 長]  
 評議員 田中裕 [(公財)助成財団センター 代表理事・専務理事]  
 評議員 深尾昌峰 [龍谷大学政経学部 教授]  
 評議員 前田晃 [(公財)日本財団 専務理事]  
 評議員 山本晃宏 [(公財)トヨタ財団 常務理事]  
 評議員 橋田能洋 [(特活)茶屋NPOセンター・ユモーズ 代表理事]

#### 設立発起人

(特活)NPOサポートセンター (一社)全国コミュニケーション協会  
 (特活)岡山NPOセンター (特活)せんだい・みやぎNPOセンター  
 (特活)CANPANセンター (一財)地域公共人材開発機構  
 (特活)きょうとNPOセンター (公財)トヨタ財団  
 (公財)公益法人協会 (公財)日本財団  
 (特活)シーズ・市民活動を支える制度をつくる会 (一社)日本障害者就労支援協会  
 (一財)社会的認証開発推進機構 (株)ALMACREATIONS

ICFO- International Committee on Fundraising Organizations (フاندレイジング組織に関する国際委員会)に加盟しています。  
 世界約20ヶ国にある評価認証機関からなる国際ネットワーク (本部: スイス)です。

#### 一般財団法人 非営利組織評価センター

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目11-2 日本財団第二ビル3階  
 TEL:03-6457-9721 (平日9:30~17:30) FAX:03-6457-9722  
 Mail:office@jcne.or.jp <https://jcne.or.jp/>

非営利組織評価センター(JCNE)はNPO等、社会課題に取り組み団体の組織運営状況を評価・認証します。

#### 非営利組織評価センター沿革

2014年9月	センター設立検討委員会発足
2015年11月	組織評価の実証実験の実施
2016年4月	非営利組織評価センター設立
2016年5月	組織評価(ベージック評価の開発)
2016年10月	ベージック評価の運用開始
2017年3月	日本初、全国規模の第三者組織評価の公開
2017年5月	組織評価(アドバンス評価の開発)
2017年6月	ICFOに日本の評価機関として加盟
2018年7月	日本初、グッドガバナンス認証制度開始
2019年3月	グッドガバナンス認証取得団体の公開
2020年8月	評価実績 グッドガバナンス認証団体 25団体 ベージックガバナンスチェック 138団体

全国の多様な民間セクターのご支援により  
 設立され、自立運営を目指しながら、  
 日本財団の助成を受けて運営しています。



第1部 ヒアリング調査結果概要 II  
 作業部会2)都道府県の機能強化  
 援に関する意識の醸成、利益相反防止策の検討(訂)

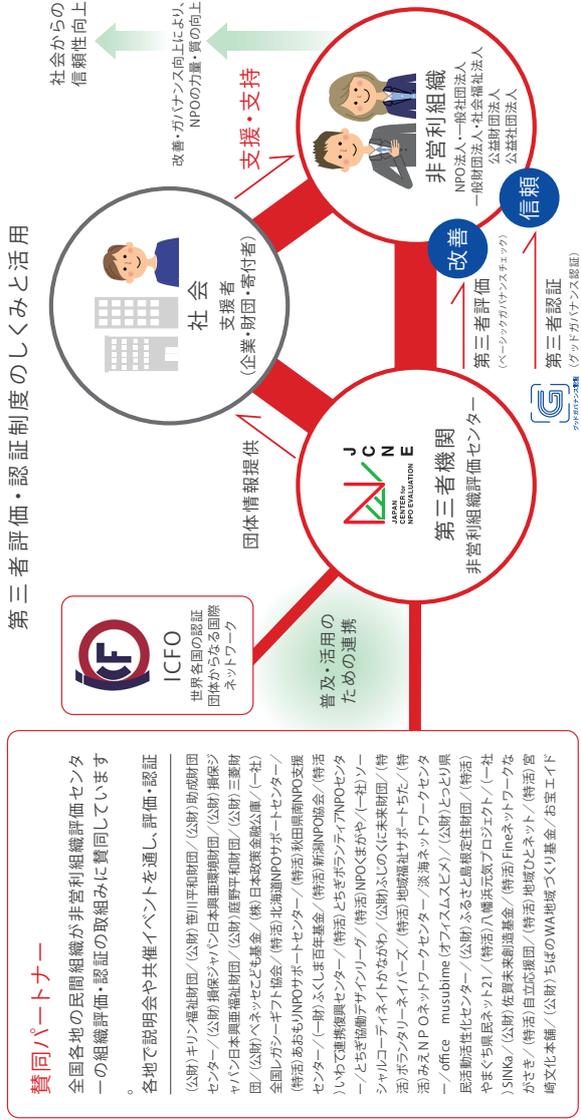
< 「一般財団法人非営利組織評価センター」パンフレット >



第一節 ヒアリング調査結果概要  
 作業部会2(都道府県の機能強化WG)の権利擁護支援に関する意識の醸成、利益相反防止策の検討

非営利組織評価センター(JCNE)は、非営利組織の組織評価を行う日本で初めての第三者審査機関です。

高まる社会の要請とともに、非営利組織と支援を希望する人々が増加する一方で、非営利組織が日本社会の中で十分な信頼を得られていない現実があります。そこで私たち非営利組織評価センターは、非営利組織と支援者との架け橋として組織評価・認証の取組みを開始し、幅広い支援を継続的に獲得できる社会の仕組みに貢献することを目標に活動しています。



- 事業内容
- 組織評価事業
    - ベネシックスガバナンスチェック事業
  - 第三者認証事業
    - グッドガバナンス認証事業
  - 普及事業
    - 中間支援組織とのパートナー事業
    - 企業、助成財団とのパートナー事業
  - 研究調査事業
    - 海外の最新評価・認証事業の調査研究
    - 国内の組織評価の研究

評価を受けた主なNPO団体

評価・認証を受けた団体と支援者を繋ぎ、様々なメリットを創出し、認証団体の詳細などもJCNEのWEB専用サイトで掲載していきます。

- 認定NPO法人カタリバ(東京)
- 認定NPO法人ジャパハート(東京)
- NPO法人地域福祉サポートちた(愛知)
- 認定NPO法人地球市民の会(佐賀)・・・その他多数

累計評価団体数 250件 (結果公開 138団体)

「一般財団法人非営利組織評価センター」パンフレット (https://jcne.or.jp/data/JCNE-pamphlet.pdf)

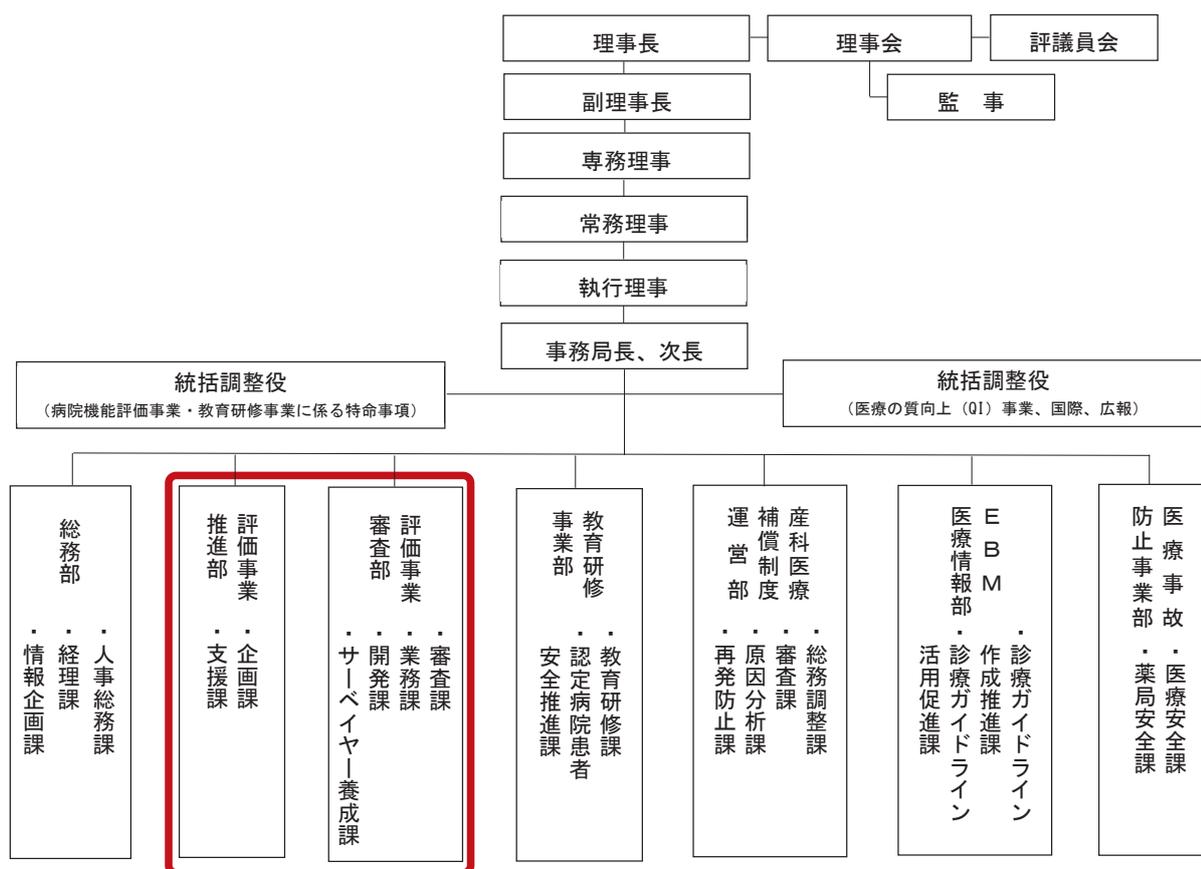
## 2-2-2 公益財団法人 日本医療機能評価機構：「病院機能評価」

### (1) 法人概要

法人所在地	東京都千代田区
法人設立年月	1995（平成7）年7月
法人設立の目的	当法人は、中立的・科学的な第三者機関として医療の質の向上と信頼できる医療の確保に関する事業を行い、国民の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。
事業内容	(1) 医療機能の評価等に関する事業 (2) 産科医療補償制度に関する事業 (3) EBM医療情報に関する事業 (4) 医療事故防止に関する事業 (5) 認定病院患者安全推進に関する事業 (6) 教育研修に関する事業 (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### <公益社団法人 日本医療機能評価機構 組織図>

2019. 4. 1



第1部 ヒアリング調査結果概要  
 作業部会2(都道府県の機能強化WG)権利擁護支援に関する意識の醸成、利益相反防止策の検討)

(公財) 日本医療機能評価機構「公益財団法人日本医療機能評価機構 定款」([https://jcqhc.or.jp/wp-content/uploads/2021/03/company\\_statute.pdf](https://jcqhc.or.jp/wp-content/uploads/2021/03/company_statute.pdf))、「公益財団法人日本医療機能評価機構 組織図」(<https://jcqhc.or.jp/wp-content/uploads/2019/06/soshiki.pdf>) から引用し加工。

## ○法人設立経緯

- 平成7年設立。病院評価から徐々に社会的にも問題になっている医療事故事案調査と再発防止策検討についての事業が開始。（認定病院患者安全推進協議会（PSP）、医療事事情報収集等事業、薬局ヒヤリ・ハット事例収集、分析事業）。独自事業と補助事業で実施。
- 2年間病院を評価する試行調査を経て、平成9年より事業を開始した。
- そのままの病院評価制度を作るとき、国／病院団体が担うかという議論があったが、最終的に、中立的な立場としての第三者機関の創設であった。
- 医療機関の第三者評価について、諸外国では保険診療の要件としていたり、国の制度として義務化していたりする例もある。義務化している場合は国の機関が評価・認定を行ったり、国が評価項目を設定している場合もある（フランス、オーストラリア等）。
- 日本では、医療機関の開設や法的に定められている内容が順守されているかを、保健所が医療監視として毎年立入検査を行って確認している。
- 当法人による病院機能評価は「より質の高い医療を提供するための組織的な仕組みが整っているか、機能しているか。そのためにどのような改善が望ましいか。」という観点で行う任意のしくみである。

## ○職具体制

- 171名（非常勤含む）
- うち、評価事業35名（常勤職員のみ）（令和3年3月31日現在）

（公財）日本医療機能評価機構提供資料、ヒアリング調査時の聞き取りから趣旨を変えない程度に要約、整理。

## (2) 「病院機能評価」の概要等

### ① 「病院機能評価」の概要等

#### ○ 「病院機能評価」の概要

- 病院機能評価は、国民が安全で安心な医療が受けられるよう、病院組織全体の運営管理および提供される医療について、基本的な活動（機能）が適切に実施されているかどうかを評価する仕組み。いわば、組織横断的な質改善活動を支援するツールである。
- 評価の結果、明らかになった課題に対し、病院が改善に取り組むことで、医療の質の向上、職員の改善意欲が向上して、他職種間の理解力も深まり、連携強化や教育効果にも結び付くことを目的としている。
- 特に重視しているのは、受審する病院による自己評価である。自ら気づきにくいところを、「気づきのための促し」と「気づいてはいるが直しにくい部分の指摘」の両面を、うまく活用していただければと考えている。
- また、当法人では「日本の医療の質の底上げ」を掲げているものの、診療の質や専門分野の「要素技術」ではなく、人や情報がつながるマネジメントを重視している。専門分野の底上げは学会等を通じて高められるが、組織内で職種間のつながりが不十分であれば、専門分野の力を発揮できず、他部署が担っている業務と自分の業務の関連性も理解できず、組織として地域から信頼される病院運営を行うことが難しい状況が生じる。

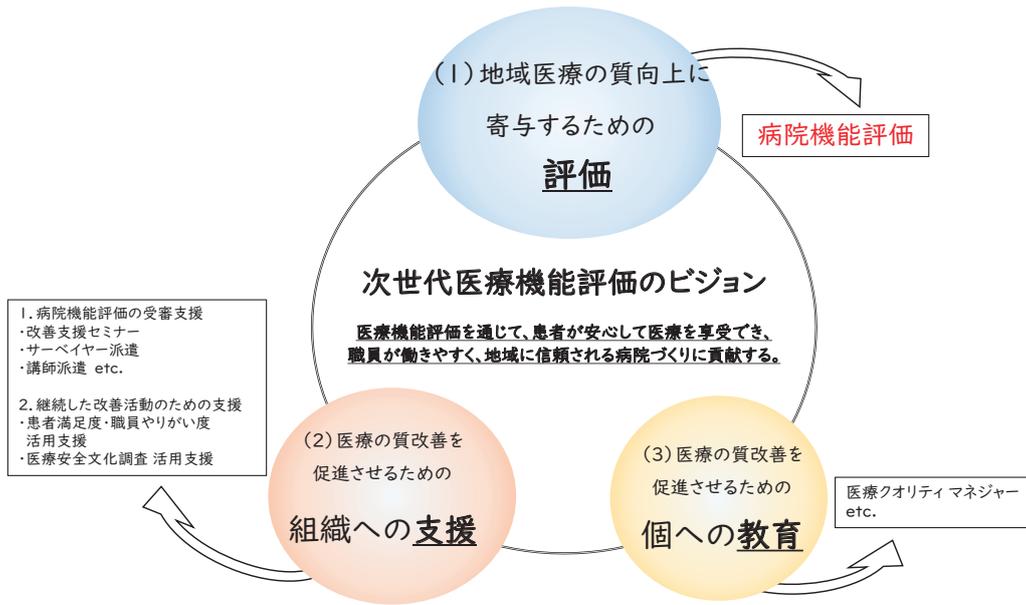
#### ○ 「病院機能評価」の変遷

- 病院機能評価は、医療環境や社会の変化、病院のニーズ等に応じ、病院の機能をより適切に評価し、病院の質改善活動を支援できるよう、適宜改定を行っている。平成30年4月からは、機能種別版評価項目 3rdG:Ver.2.0 の運用を開始している。
- 20周年（平成27年）を迎えるにあたり、「次世代医療機能評価ビジョン」を策定した。評価だけでは不足するという観点から、第三者評価を行う者として、自ら（評価を受ける病院）がチェックする過程を重視することとした。そこで、組織支援に着手。評価ツールに加え、評価項目ではないものも診断できる調査支援ツール、組織課題を浮かび上がらせることを目的としたツールの開発も行った。
- ストラクチャー、プロセス、アウトカムという評価項目の中で、第一世代はストラクチャー重視だったが、第二世代からはプロセス評価が入り始め、第三世代ではプロセスやアウトカムを強化している。

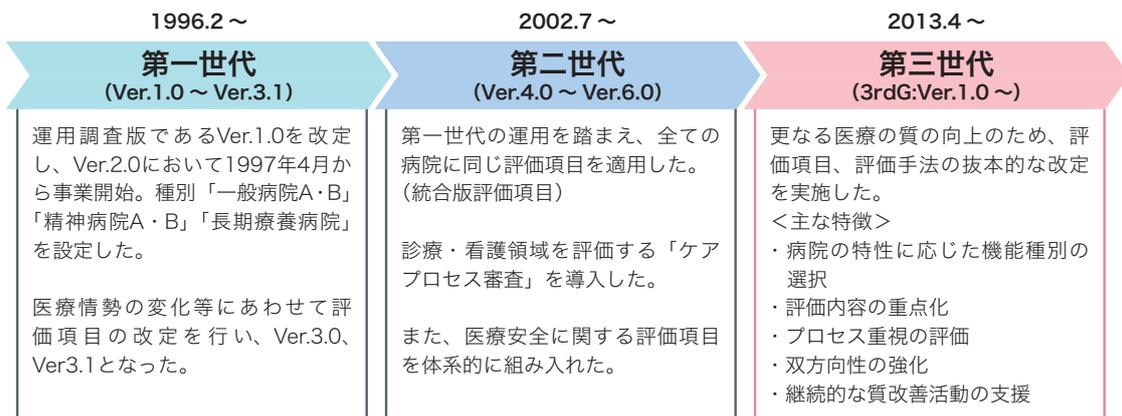
#### ○ 予算規模

- 約7億円（令和3年度評価事業予算）
- 補助金等は含まれず、病院の受審料で賄っている。

< 「次世代医療機能評価ビジョン」 >



< 「病院機能評価」の変遷 >



○ 「病院機能評価」の機能種別

- 平成11年に改定した3rdG:Ver.1.0より、病院は自院の役割・機能に応じた主たる「機能種別」を選択し、受審する仕組みとしている。
- 20床以上の病院が対象だが、20床と1,000床では全く状況が異なる。機能種別に解釈が変わる部分も含めて、解説書に記載している。

< 「病院機能評価」の機能種別 >

機能種別名	種別の説明
一般病院1	主として、日常生活圏等の比較的狭い地域において地域医療を支える中小規模病院
一般病院2	主として、二次医療圏等の比較的広い地域において急性期医療を中心に地域医療を支える基幹的病院
一般病院3 ※3rdG:Ver.2.0にて新設	主として、高度の医療の提供、高度の医療技術の開発・評価、高度の医療に関する研修を実施する病院または準ずる病院(特定機能病院・大学病院本院等)
リハビリテーション病院	主として、リハビリテーション医療を担う病院
慢性期病院	主として、療養病床等により慢性期医療を担う病院
精神科病院	主として、精神科医療を担う病院
緩和ケア病院	主として、緩和ケア病棟もしくはホスピスを保有している病院

(公財) 日本医療機能評価機構「病院機能評価ガイドブック」、ヒアリング調査時受領資料より引用。

第1部 ヒアリング調査結果概要 II 作業部会2 (都道府県の機能強化WG (権利擁護支援に関する意識の醸成、利益相反防止策の検討))

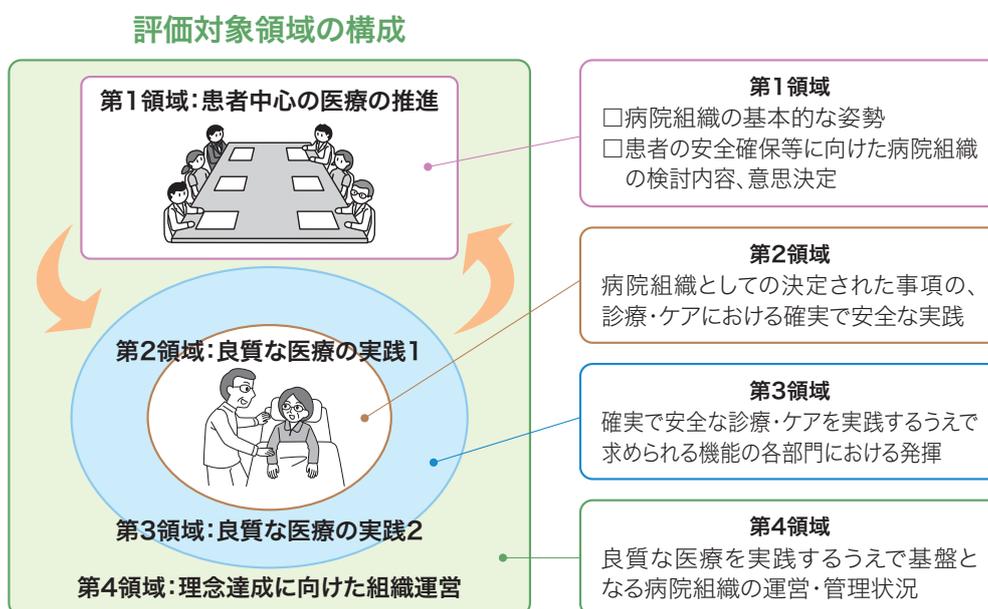
## ○ 「病院機能評価」の領域、評価項目

- 評価項目は4領域(下図参照)。
- 評価項目設定当初、米国 Joint Commission の評価項目や手法を参考にした。
- 現在は、ISQua (International Society for Quality in Health Care) という国際学会が行っている医療機関の第三者評価制度 IAP (International Accreditation Programme) で求められている内容や各種法改正などを踏まえて定期的に評価項目を改定している (IAP の評価項目認定を取得している)。

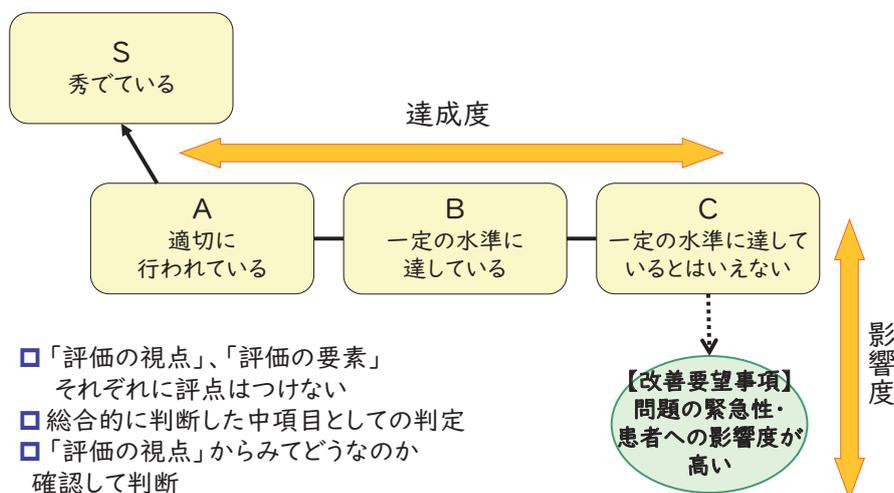
参考：<https://jcqhc.or.jp/wp-content/themes/jcqhc/banaimg/IAP.pdf>

- 評価の定義はABCだが、Aの上にSがある。秀でているものには積極的にSをつける。以前は5段階であり、5の定義が「日本の模範となる」というものであったが、なかなか出ない状況もあり、ABC評価になった。「C」は認定基準に達しない、問題性、緊急性が高いもので、「C」の評価となった病院には改善要望を出している。

### < 「病院機能評価」の変遷 >



## 評価の定義



(公財) 日本医療機能評価機構「病院機能評価ガイドブック」、ヒアリング調査時受領資料より引用。

○病院機能評価が影響する診療報酬や施設基準について

- 我々の評価は民間同士の契約に基づくものであるが、制度と関連するものもある（特に診療報酬加算）。
- 広告要件等について、大学病院本院等の特定機能病院については、国の指定要件に第三者評価を受けることとある。我々の機関に加え、ISO9001やジョイントコミッションインターナショナル（JCI）の3つが評価機関であると定義されている。
- がん診療連携拠点病院についても一部関連している。
- 地域医療支援病院は8割を超えており、特定機能病院は元々第三者機能評価を受けることになっている。

<病院機能評価が影響する診療報酬や施設基準について>

病院機能評価が影響する診療報酬や施設基準について(1)

事項	制度上の要件(抜粋)	出典
総合入院体制加算1 総合入院体制加算2	公益財団法人日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価を受けている病院又はこれに準ずる病院であること。	基本診療料の施設基準等の一部を改正する件(告示)平成30年厚生労働省告示第44号
緩和ケア病棟入院料1 緩和ケア病棟入院料2 緩和ケア診療加算	がん診療の拠点となる病院若しくは公益財団法人日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価を受けている病院又はこれらに準ずる病院であること。	
感染防止対策加算1 感染防止対策加算2	公益財団法人日本医療機能評価機構等、第三者機関による評価を受けていることが望ましい。	基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(通知)平成30年3月5日 保医発0305第2号
患者サポート体制充実加算	公益財団法人日本医療機能評価機構等、第三者の評価を受けていることが望ましい。	
救急体制充実加算における救命救急センターの充実段階評価	日本医療機能評価機構・ISOによる医療機能評価において認定を受けている	救命救急センターの新しい充実段階評価について 平成30年2月16日 医政地発0216第1号

病院機能評価が影響する診療報酬や施設基準について(2)

事項	制度上の要件(抜粋)	出典
医療法人の理事長要件	医療法第46条の3第1項のただし書きにある医師、歯科医師でない理事のうちから理事長を選任することができる要件に含まれているもの。 「公益財団法人日本医療機能評価機構が行う病院機能評価による認定を受けた医療機関を経営している医療法人」	医療法人制度について(平成19年3月30日医政発第0330049号)最終改正平成30年3月30日 医政発0330第33号
広告することができる事項	財団法人日本医療機能評価機構が行う医療機能評価の結果(個別の審査項目に係るものを含む。)	医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項(平成19年3月30日 厚生労働省告示第108号)
地域医療支援病院に関する事項	行うことが望ましい取組に含まれているもの。 「良質な医療を提供するための取組をより一層高めていくために、病院の機能について広域を対象とした第三者による評価を受けていること。」	医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について(平成26年3月31日 医政発0331第4号)
特定機能病院に関する事項	「特定機能病院における医療の安全の確保に資すると認められる方法により医療機関内における事故の発生の防止に係る第三者による評価を受け、当該評価及び改善のため講ずべき措置の内容を公表し、並びに当該評価を踏まえ必要な措置を講ずるよう努めるものとする。(則第9条の20の2 関係)」	医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について(令和3年3月30日 医政発0330第8号)

ヒアリング調査時受領資料より引用。

第1部 ヒアリング調査結果概要 II  
 作業部会2(都道府県の機能強化WG(権利擁護支援に関する意識の醸成、利益相反防止策の検討))

## ②審査の概要等

### ○審査の概要

- 病院機能評価は受審申込に始まり、所定の審査を経て認定となる。また、認定3年目に病院の継続的な質改善活動を確認し（期中の確認）、5年ごとに更新審査を実施する。
- 受審準備に際しては新規・更新ともに1年ほどの期間を要する。その後書面審査となる。現況調査票に基づき、職員数や基本的な病院機能（ストラクチャー、人・物の状況）を尋ねる。その後、リハ部門や検査部門などの帳票、診療機能調査（どの分野に強いのか、どんな疾患に対応しているか等）、経営調査票（財務諸表等）。これだけで150頁ある分厚い資料となる。
- 訪問審査では評価調査者（サーベイヤー）が機能種別（病院機能、規模）に応じて最大9名訪問し、受審病院側と意見交換をする。訪問審査後、評価調査者（サーベイヤー）による協議を経て、認定あるいは留保となる。
- 訪問審査から概ね6～8週間後にフィードバックをする中間的な結果報告で中項目にC評価がある場合、指摘内容が早期に改善可能であれば、補充的な審査を受審可能としている。自ら改善の結果を評価機構に報告し、指摘された事項が「B（一定の水準に達している）評価」以上となれば、認定となる。
- 評価調査者（サーベイヤー）から提出された最終的な審査結果をもとに、評価機構における評価判定の会議を経て、各中項目の評価が「B（一定の水準に達している）評価」以上であれば、「認定」となり、その後、5年間効果のある認定証が与えられる。
- 病院側は、審査の結果に疑義の確認を申し出ることができる。疑義があった場合、審査結果通知では書ききれない部分を丁寧に説明することで、納得いただけることがほとんどである。

### <審査の概要（受審準備（自己評価、期中確認）の重視、仕組化）>

受審申込



	書面審査	訪問審査
目的	病院の機能を事前に把握し、訪問審査に活用する	病院医療の現場での実践状況等を、評価項目に基づいて、審査を行う
方法	2種類の調査票を提出 ○病院機能の現況調査 ○自己評価調査	病院の機能・規模に応じて、最大9名のサーベイヤーが、2～3日間 病院を訪問
備考	「病院機能の現況調査」は、施設基本票・部門別調査票・診療機能調査票・経営調査票により構成	当日は、書類確認、面接調査、ケアプロセス調査、外来訪問、部署訪問など、病院関係者とのディスカッション含めた審査を実施

ヒアリング調査時受領資料より引用。

## ○評価調査者（サーベイヤー）の概要

- 診療サーベイヤーと看護サーベイヤー、事務サーベイヤーの3職種がある。我々の評価は診療、看護の技術的な質ではなく、マネジメントが中心。それなりの統括経験のある方、全体を見渡せる診療部長や副院長、院長クラスの方をお願いしている。
- また、医療安全管理部門などは部門横断的な組織の室長や部長クラスの方に、事務管理は医事、施設管理等、様々な経験のある方の就任や推薦を依頼している。
- 評価調査者（サーベイヤー）の任期は4年。年間4～5回は審査していただきたいと依頼している。現在、700名登録されており、3職種がそれぞれ約3分の1ずつ登録いただいている。

### <評価調査者（サーベイヤー）の応募資格、採用後の研修会>

## 評価調査者（サーベイヤー）①

### ■ 応募資格

#### ➢ 診療サーベイヤー

医師であり、a)、b)のいずれかに該当する者。

a) 病院の院長又は副院長の経験者

b) 病院の部長又は診療科長以上の職を3年以上経験し、かつ病院管理に造詣が深い者

#### ➢ 看護サーベイヤー

看護師であり、d)、e)のいずれかに該当する者

d) 病院の看護部長または副看護部長の経験者

e) 病院の病棟看護師長以上の職を3年以上経験し、かつ病院管理に造詣が深い者

## 評価調査者（サーベイヤー）②

#### ➢ 事務管理サーベイヤー

事務職であり、f)、g)のいずれかに該当する者

f) 病院の事務部長または事務次長の経験者

g) 病院の事務部門の管理職を3年以上経験し、かつ医事・施設管理・労務のすべてに業務経験（管理職としての業務経験でなくても可）があり、かつ病院管理に造詣が深い者

## 評価調査者（サーベイヤー）③

■ 任期は4年以内で、再委嘱を妨げない。

■ 2021年12月時点で、約700人の登録がある。

■ 選考方法： <一次選考> 書類審査・面接  
<二次選考> 評価調査者選考・研修会

### ■ 採用後の研修会

➢ フォローアップ研修

➢ ブラッシュアップ研修

➢ リーダー研修 など

年4～5回の研修会を実施

ヒアリング調査時受領資料より引用。

## ○評価料

■ 評価に係る費用は、機能種別により異なっている（下表参照）。

## ○評価結果の公表方法

■ 認定結果の公表は義務付けていないが、大半の病院は公表している。当該年と過去の結果が掲載されている。

## ○評価の受審件数

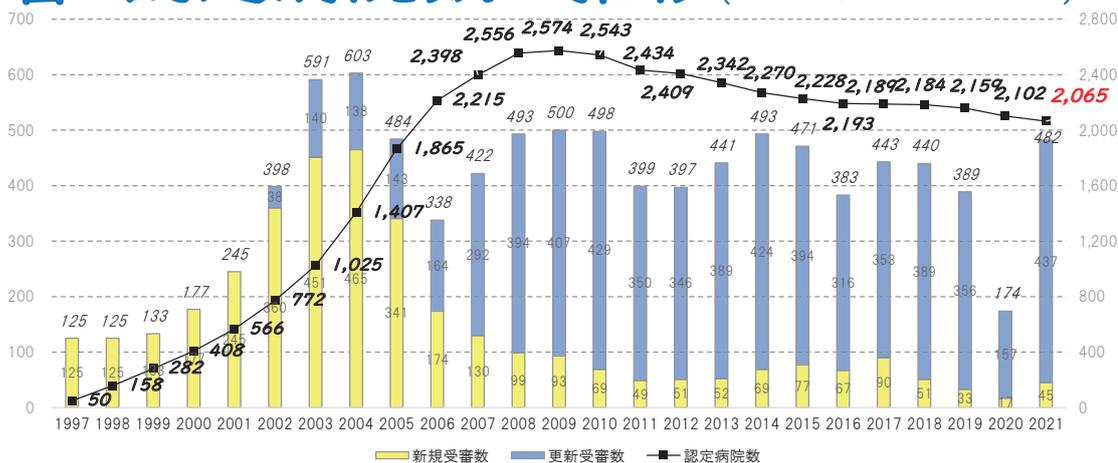
■ ピークは平成16年で、年間600件ほどあった。黄色棒グラフは新規（下図参照）。5年に1度の更新なので、平成17年までは新規が多く、以降は継続が多い。近年は8～9割が更新病院である。折れ線グラフは認定病院数。平成21年がピークで残念ながら以降は少しずつ落ちている。

### <評価料>

機能種別（本体審査）	審査体制区分	サーベイヤー数	評価料（税込）
一般病院1	審査体制区分1	3名	1,320,000円
一般病院2 リハビリテーション病院	審査体制区分2	3名	1,650,000円
慢性期病院 精神科病院	審査体制区分3	6名	2,420,000円
緩和ケア病院	審査体制区分4	6名	2,750,000円
一般病院3	-	9名	4,950,000円

### <受審・認定病院数の推移>

## 受審・認定病院数の推移 (2021年10月1日時点)



評価体系の進化

第一世代  
(Ver.2.0~Ver.3.1)

- ・種別 A, B
- ・精神と療養の領域

第二世代  
(Ver.4.0~Ver.6.0)

- ・統合版
- ・ケアプロセスの導入
- ・安全評価の体系化
- ・項目と評点の精緻化
- ・構造的側面は定着

第三世代  
(機能種別Ver.1.0~)

- ・機能種別版の創設
- ・評価内容の重点化
- ・症例トレース法の採用
- ・評価での双方向性の強化
- ・評点化ルール of 包括化
- ・認定期間中の確認

ヒアリング調査時受領資料より引用。

## ③「病院機能評価」実施にあたっての工夫、課題等

## 【工夫】

## ○自己評価の重視、自己評価を重視した機会の設定

- 特に重視しているのは、受審する病院による自己評価である。そのため、我々の役割は、自分たちでは気づきにくいところをチェックするものだと認識している。当機構の理念・基本方針に掲げる「日本の医療の質の底上げ」は、5年間に1回、2日間訪問してチェックただけで達成できるとは思えない。1年～1年半の準備プロセスが大事なので、自己チェックを重視している。
- 「期中確認」は第三世代から導入したもの。これは2～3年目に、一定の基準に達しているものの一部課題がある「B」項目について、自己評価をもう一度行っていただくものである。可能であれば「B」項目の改善にとどまらず、全部再度の見直しをしていただく機会として活用いただくことを期待して制度化したものである。導入経緯は、人・物・マニュアルではなく、それらをどう運用・活用しサービスに結び付けているか、医療現場に即したプロセス評価を見る考え方で、項目や評価の仕方を大幅に変更した。5年間の真ん中で、病院との公式でのやり取りができるような制度にした経緯がある。
- 訪問時に取り繕って「A」評価をとることもできるが、評価項目の解説集を販売したり、認定基準に達しない、問題性、緊急性が高い「C」評価の例を公表し、改善要望を出して、改善も求める等、医療の質の向上、安全確保の基礎を公表している。

## ○評価調査者（サーベイヤー）の質の確保

- 評価調査者（サーベイヤー）への応募動機は、おおむね3種類のケースがある印象。ひとつは、病院が今後、自院の幹部候補となる方に対して、研鑽を積んでほしいと推薦する方のケース。もう1つは、個人的に他院のマネジメントに関心がある、勉強したいという方のケース。また、当評価創設時からいらした、医療の質向上に熱意のある方のケース等である。
- 評価調査者（サーベイヤー）の選考方法は書類審査とWEB面接。書類審査は要件合致の確認と小論文。その後面接をクリアした方は、グループワークに参加してもらい、発言状況や自らの病院評価プレゼン等を通して評価する。
- 評価調査者（サーベイヤー）就任後も、質を担保するために、①階層別の研修機会の設置（フォローアップ研修やブラッシュアップ研修等）、②サーベイヤーへの評価を実施している。
- 評価調査者（サーベイヤー）への評価は、訪問した病院からの評価と、チームで組んだサーベイヤー同士の評価を導入している。
- 訪問した病院からは、当日の言葉遣いや態度等、幾つかの項目で評価をしていただいている。
- 審査チームのリーダーを中心にフィードバックをする形や、メンバー同士の相互チェックのような形で、評価機構事務局だけが確認できる方法で、評価調査者（サーベイヤー）同士の評価も行っている。

## 【課題】

### ○都道府県ごとの受審件数のばらつき

- 認定病院数は、都道府県によって非常にばらつきがある。
- 病院種別、規模によって評価の受審が任意であるということが、要因の1つとして考えられる。認定を受けられるのはそれなりの経営資源のあるところであり、病床規模が小さい（99床以下）病院の受審割合は8%、500床以上の病院では8割。この結果からは、小さい病院では認定を受けることが難しい状況が見て取れる。

### ○患者が病院に求める機能の評価と病院機能評価が求めるものとの乖離

- 当評価の本質は病院の質改善、日本の医療の質向上だが、患者が期待する技術や受診行動とは乖離があると感じている。具体的には、患者にとって病院の評価は、手術の上手い下手等であって、マネジメントの評価ではない。
- 大都市部は病院を選べるが、地方では病院は1つしかないという状況で、認定された病院がいい病院と言えるのかとも言われたことがある。当評価そのものが国民に知られていないことも課題。
- すぐに成果は出ないが、病院の広報誌等で認定を取得したことを取り上げていただき、それを当法人のWEBページで掲載している。そうしたPRを地道に継続し、患者さんにとって当評価の認知度を上げていきたい。

## (3) 自己評価の実施、第三者評価の受審の全国展開に向けて重要と考えること

### ○社会の状況変化に合わせた、評価項目のブラッシュアップ

- どの組織でも、自らでは気づかない部分がある。第三者、専門的な視点でみた場合に、気づけるものがある。我々の評価をそのように活用し、組織の改善につなげていただければと考えている。
- 一方で、時間の経過により、社会が病院に求めているものや法制度も変わる。それに合わせて適宜、評価項目等を見直し、更新する必要がある。特に、時代とともに、個の病院完結型から地域完結型になってきており、病院だけ評価するのは難しい部分もある。そうした動きも見据えながら、日本の医療全体の質改善、底上げを考える必要がある。

### ○第三者評価機関の中立性

- 当法人の設立は、病院機能評価をどの機関が担うかで議論があり、最終的に、中立的な立場としての第三者機関の創設だったという経緯がある。
- 現在、当法人の評価事業では国や病院団体等からの補助を一切受けておらず、受審料だけで成り立っている。中立的な立場でないと難しいこともあることを考えると、国から補助金をもらって運営することが適切かは非常に大変難しい。

### 2-2-3 社会福祉法人 全国社会福祉協議会：「福祉サービス第三者評価事業」

#### (1) 法人概要

法人所在地	東京都千代田区
法人設立年月	1956（昭和26）年（前身の「中央慈善協会」は明治41年）
法人設立の目的	本会は、全国の社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発展及び社会福祉に関する活動の活性化を推進し、もってわが国の社会福祉の増進を図ることを目的とする。
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 都道府県社会福祉協議会の連絡調整及び支援</li> <li>2 社会福祉施設及び団体の連絡調整及び支援</li> <li>3 民生委員児童委員の連絡調整及び支援</li> <li>4 社会福祉を目的とする事業を経営する者の連絡調整及び支援</li> <li>5 全国の社会福祉協議会活動の振興</li> <li>6 社会福祉に対する国民の理解促進</li> <li>7 ボランティア・市民活動の振興及び推進</li> <li>8 社会福祉に関する制度、政策、活動に係る提言、企画及び実施</li> <li>9 社会福祉に関する調査研究、広報及び助成</li> <li>10 福祉人材の養成、確保、研修及び福利厚生増進</li> <li>11 保健衛生、教育その他の社会福祉に関連する事業との連絡</li> <li>12 中央共同募金会との連絡</li> <li>13 中央官公庁、団体との連絡</li> <li>14 社会福祉の国際交流に関する連絡調整及び支援</li> <li>15 社会福祉の図書、雑誌の出版刊行</li> <li>16 中央福祉学院の設置運営</li> <li>17 社会事業会館の運営</li> <li>18 その他、目的を達成するために必要な事業財団とのパートナー事業・研究調査事業</li> </ol>

社会福祉法人 全国社会福祉協議会「定款」([https://www.shakyo.or.jp/business/pdf/teikan\\_20140829.pdf](https://www.shakyo.or.jp/business/pdf/teikan_20140829.pdf)) から引用。

第1部 ヒアリング調査結果概要 II  
 作業部会2（都道府県の機能強化WG（権利擁護支援に関する意識の醸成、利益相反防止策の検討））

## (2) 「福祉サービス第三者評価事業」の概要

### ○事業開始時期、目的、経緯

- 事業開始時期：平成16年5月
- 目的：社会福祉法第78条に基づき、社会福祉法に定められている福祉サービスの質の向上を図ること、及び利用者の適切な福祉サービス選択に資することを目的とする。
- 平成30年3月に改定された福祉サービス第三者評価の指針では、第三者評価事業は個々の事業者が事業運営における問題点を把握しサービスの質の向上に結びつけること、また、福祉サービス第三者評価を受けた結果が公表されることにより利用者の適切なサービス選択に資するための情報となることがより明確に位置づけられた。

### <福祉サービス第三者評価事業 概要>

## 福祉サービス第三者事業について

#### (1) 制度上の位置づけ

福祉サービス第三者評価は、社会福祉法に定められている福祉サービスを対象に、任意の制度として、平成16年度より実施。

- ※ 社会的養護関係施設では、サービスの特性から、3年に1回の受審が義務づけられている。
- ※ 地域密着型サービス(認知症対応型共同生活介護と小規模多機能型居宅介護)については、介護サービス外部評価制度の受審が義務づけられており、それを受審することで、福祉サービス第三者評価を受けたものと見なされる。

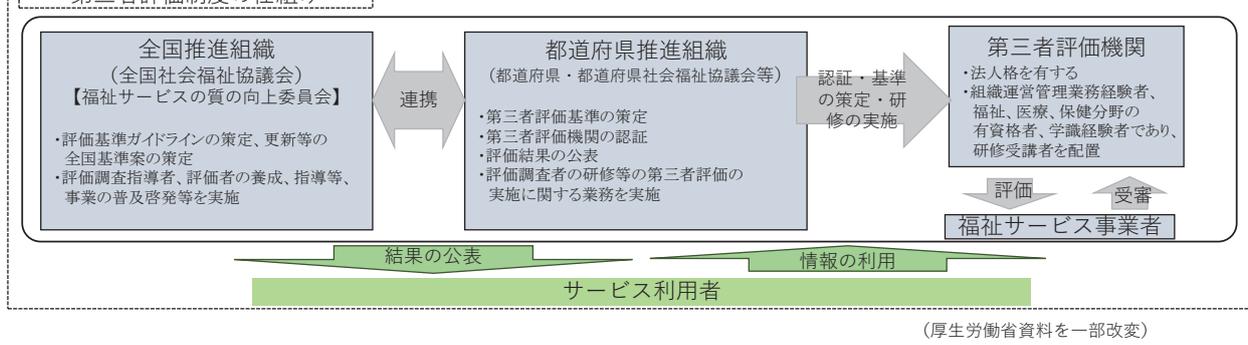
#### (2) 評価機関認証件数等(全国推進組織(全国社会福祉協議会)調べ、令和元年度末時点)

- 評価機関認証件数 415件
- 評価調査者養成数(研修終了者) 439名
- 評価調査者数(研修終了者) 14,773名

#### (3) 評価結果の活用状況

- 受審施設・事業所における第三者評価結果の活用は、自主性に委ねられている。
- **第三者評価結果は、通知上、受審施設・事業所の同意に基づき評価機関が公表、さらに都道府県推進組織へ報告することとされている。報告を受けた都道府県推進組織は、評価結果を公表することとされている。**また、地域住民等への評価結果の周知等に努めることとされている。
- 第三者評価結果の公表内容は、特に評価の高い点や改善点を示した総評及び各評価項目についての3段階評価結果とその判定理由が標準であるが、**各都道府県によりその内容は異なっている。**
- **受審施設・事業所自らが評価結果を公表することについては任意**となっている。
- **第三者評価を受審し、結果を公表している施設・事業所は措置費等の弾力運用や、監査の頻度緩和の要件とすることができる。**

#### 第三者評価制度の仕組み



ヒアリング調査時受領資料より引用。

## 第三者評価事業の意義・目的

### 1 第三者評価の意義

事業者の提供するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公平・中立な第三者評価機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する事業

### 2 第三者評価の目的

- 社会福祉法第78条第1項の趣旨を踏まえ、個々の事業者が事業運営における具体的な問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけることを目的とするもの
- 利用者の適切なサービス選択に資するための情報となること

#### 【参照】社会福祉法

（福祉サービスの質の向上のための措置等）

第78条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない

- 2 国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない

（厚生労働省資料）

## 「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について

（厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知、平成30年3月26日）

### 1. 福祉サービス第三者評価事業の目的等について

#### （2）福祉サービス第三者評価事業の目的

福祉サービス第三者評価事業は、個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけることを目的とするものであること。

なお、福祉サービス第三者評価を受けた結果が公表されることにより、結果として利用者の適切なサービス選択に資するための情報となること。

- 施設・事業所の福祉サービスの質に関わる取り組みや、成果（よいところ）などを明らかにする。
- 福祉サービスの具体的な改善点を明らかにし、質の向上に結びつける。
- 利用者の適切な福祉サービスの選択に資する情報となる。
- 利用者や家族、地域への説明責任を果たし、信頼を高める。

（全社協・政策企画部作成）

ヒアリング調査時受領資料より引用。

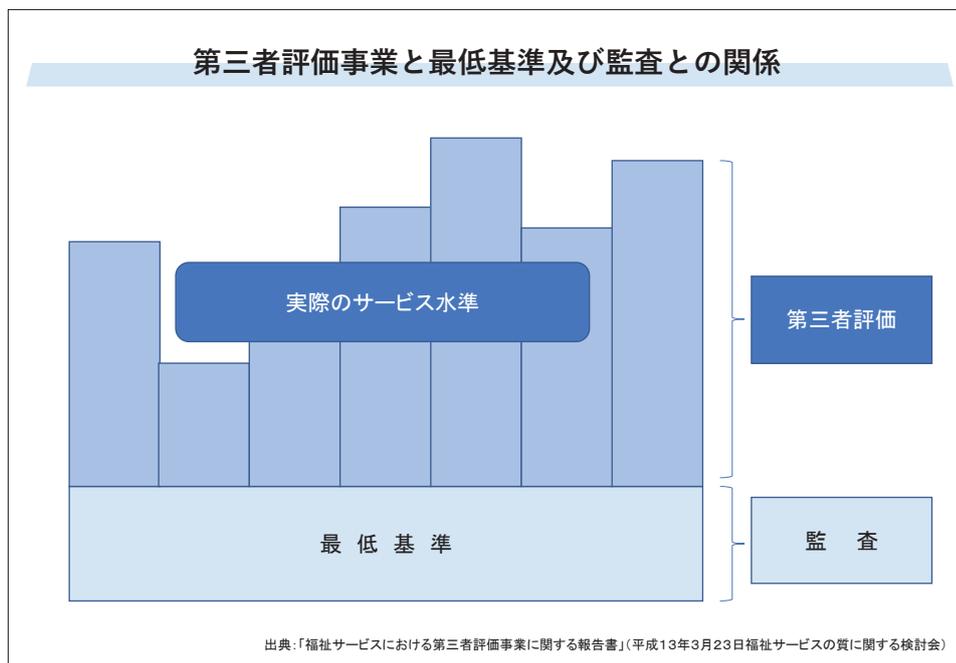
## ○第三者評価事業の位置づけ

- 福祉サービスを提供するにあたっての最低基準は行政解釈（運営基準等）であり、福祉サービス第三者評価事業は、最低基準以上の実際のサービス水準の良いところを評価していく位置づけである。

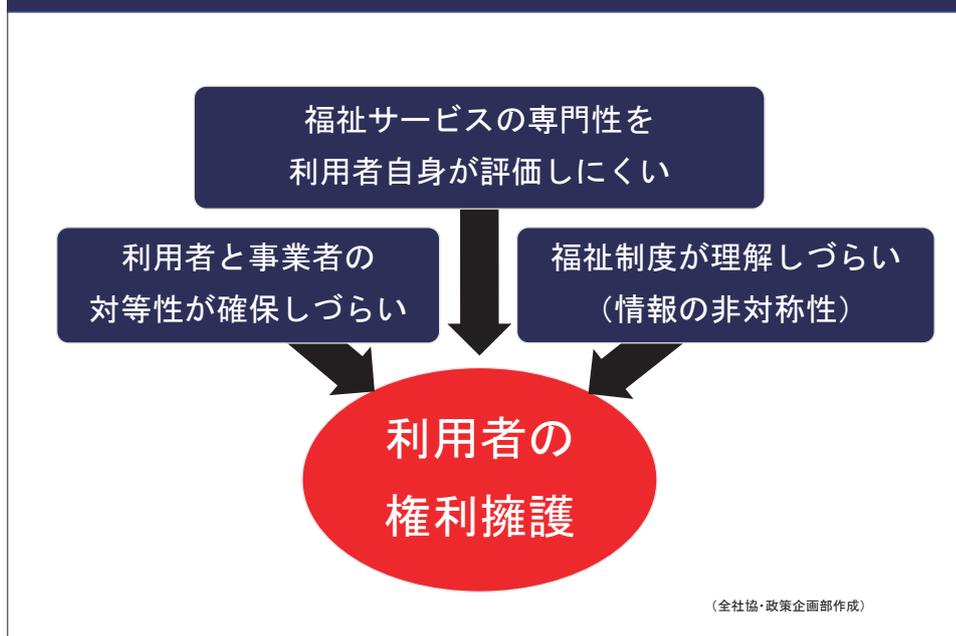
## ○第三者評価事業の必要性

- 福祉サービスの利用にあたっては、「福祉サービスの専門性を利用者自身が評価しにくい」、「利用者事業者の対等性が確保しづらい」、「福祉制度が理解しづらい（情報の非対称性）」等の課題が指摘されており、利用者の権利擁護を図ること、利用者の選択に資する情報を公表することが第三者評価の役割と規定されている。

### <第三者評価事業と最低基準及び監査との関係、必要性>



### 第三者評価の必要性



ヒアリング調査時受領資料より引用。

○第三者評価事業の対象分野と、義務付け及び受審補助の仕組み

- 社会的養護関係施設は、3年に1回の受審が義務づけられているが、保育所は努力義務、高齢者・介護関係施設、障害児・者関係施設については任意となっている。
- 社会的養護は3年に1回の受審が義務化されていることもあり、31万4,000円が措置費に加算されている。
- 保育所は、日本再興戦略で平成31年度までの5年間で全ての事業所で受審・公表を行うことが目的とされ、5年に一度の受審が可能となるよう15万円が加算として補助されている。
- 高齢者・介護、障害児・者については、このような法律等による義務付け、費用補助の仕組みはない。

<第三者評価事業の位置付け>

各分野における第三者評価事業の位置づけ

	高齢者・介護	障害者・児	保育所	社会的養護
<b>受審</b>	任意 ※地域密着型サービスは外部評価受審が義務化	任意	努力義務 ※子ども・子育て支援新制度の施行に伴い努力義務化	義務 (3か年度に1回以上) ※「設備及び運営に関する基準」
<b>受審率目標等</b>	高齢者福祉サービス全体の数値目標に加えて、介護老人ホームや特養等のサービス区分ごとの数値目標を設定する	障害福祉サービス全体の数値目標に加えて、サービス区分ごとの数値目標を設定する	平成27年度～31年度末までの5年間ですべての事業者で受審・公表を行うことを目標とする（日本再興戦略2015）	全施設 (児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設)
<b>費用の補助</b>	無	無	5年に1度の受審が可能となるよう受審料の半額程度を公定価格の加算（上限15万円）として補助	3年に1回に限り、30万8千円を上限に措置費の第三者評価受審費加算を算定できる
<b>昨今の動き</b>	「規制改革実施計画（平成29年6月9日閣議決定）」で、介護分野における利用者の選択に資する情報の提供という観点から改善すべき事項が指摘されたことを受け通知発出	・左記の高齢者分野での対応に即して同様の通知を発出 ・令和3年度報酬改定において、就労継続支援A型の基本報酬にスコア方式が導入。スコア評価の1つとして「前年度末日から過去3年以内の第三者評価の受審状況」が盛り込まれる	保育所における自己評価ガイドライン改訂（令和2年3月）	第3期受審期の1年延長（新型コロナウイルスへの対応） 現在、評価基準の改定作業中
<b>情報公表制度等</b>	有 ※WAMNETを活用した公表 ※第三者評価の受審状況に関する項目についてシステム改修	有 ※WAMNETを活用した公表（平成30年9月から）	各都道府県知事は、子ども・子育て支援法に基づき、特定教育・保育施設等の提供する教育・保育の内容、当該施設等の運営状況に関する情報を公表	第三者評価結果、毎年度の自己評価結果を公表しなければならない

（全社協・政策企画部作成）

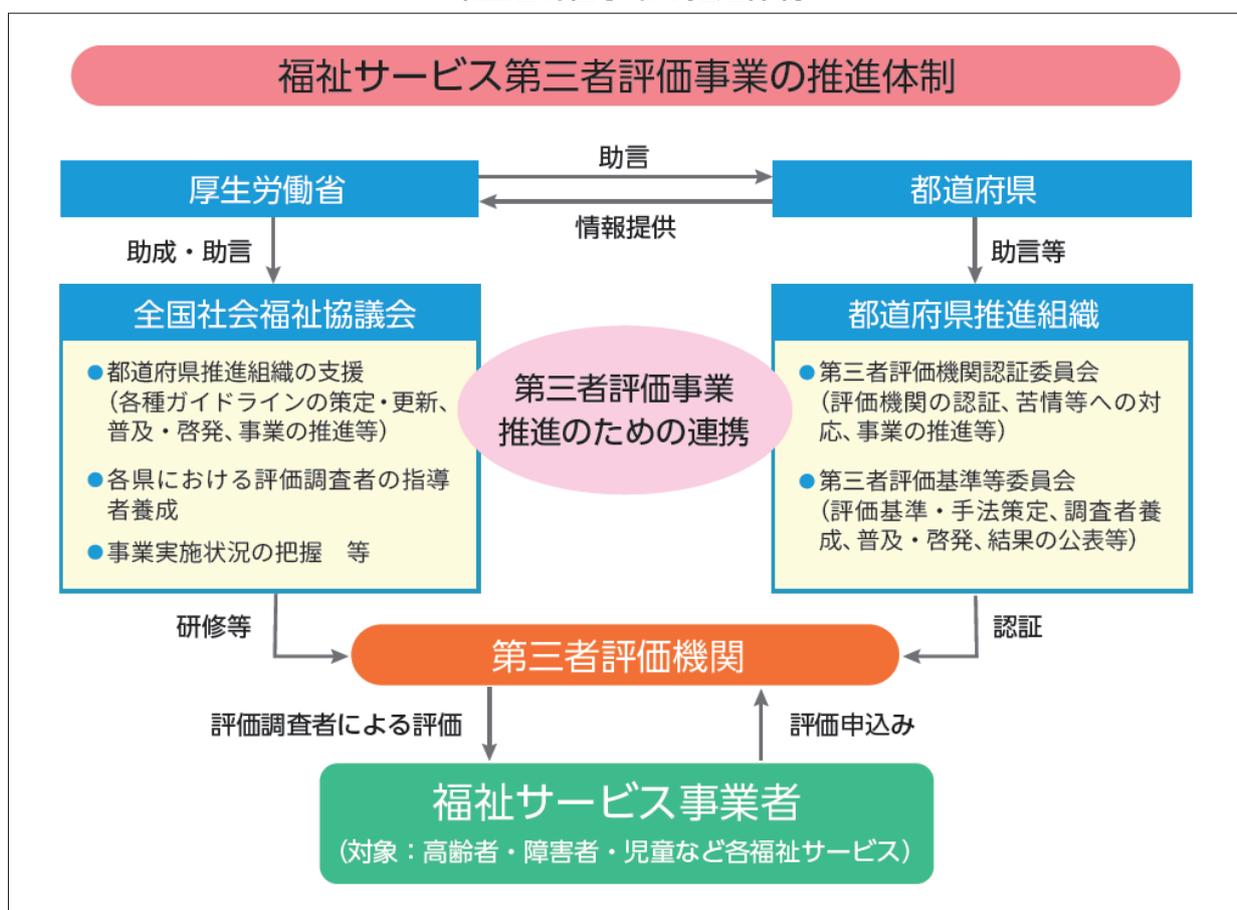
ヒアリング調査時受領資料より引用。

第1部 ヒアリング調査結果概要 II  
 作業部会2（都道府県の機能強化WG（権利擁護支援に関する意識の醸成、利益相反防止策の検討））

## ○第三者評価事業の推進体制

- 全国社会福祉協議会は、第三者評価事業の全国推進組織として位置づけられており、都道府県推進組織の支援、各県における評価調査者の指導者養成、事業実施状況の把握等の役割を担っている。
- 都道府県推進組織では、第三者評価機関認証委員会や第三者評価基準等委員会を設置して、評価機関の認証や評価基準作成を行い、第三者評価事業を進める仕組みである。

### <第三者評価事業の推進体制>

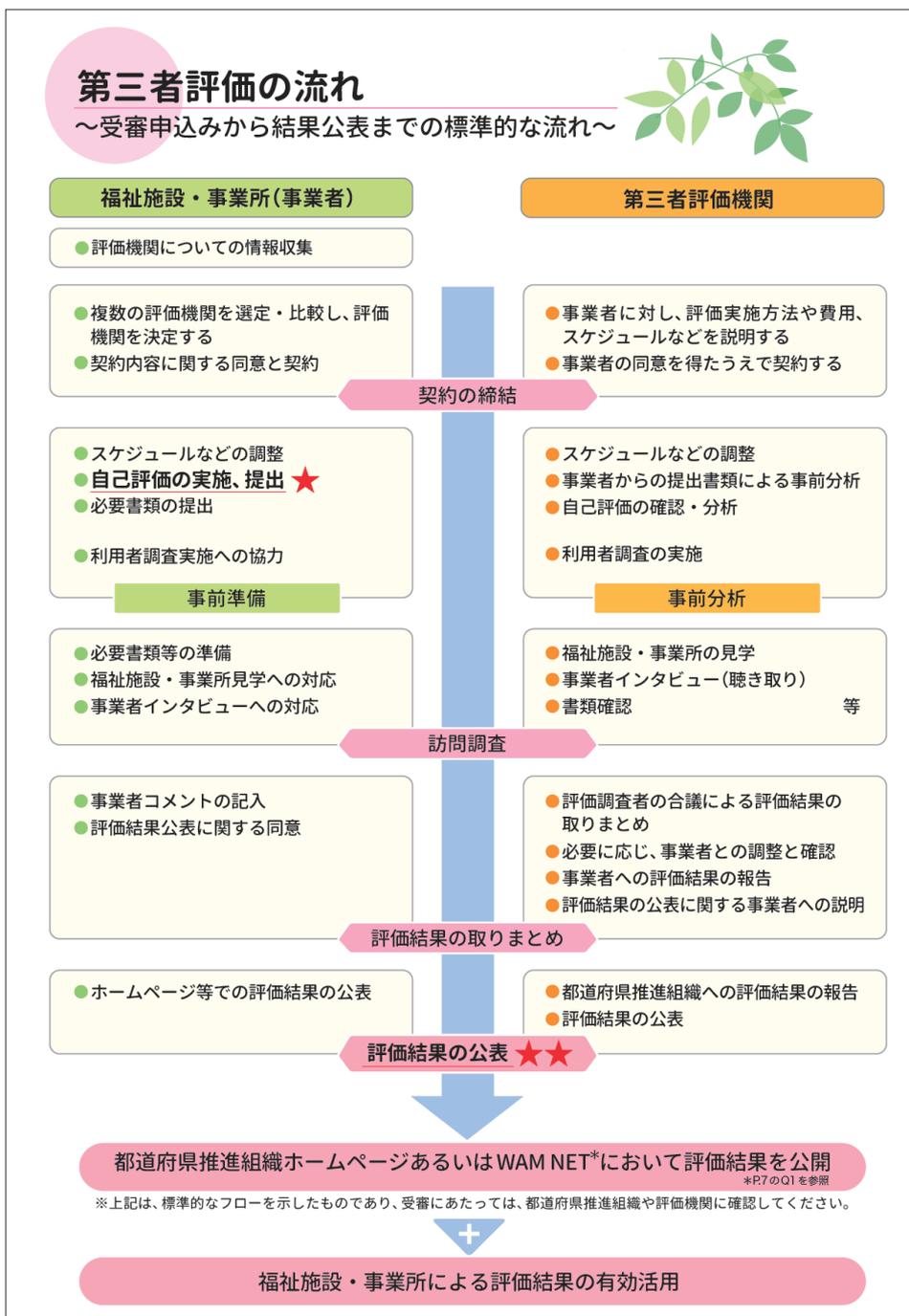


ヒアリング調査時受領資料より引用。

## ○第三者評価事業の流れ

- 福祉施設は、第三者評価機関に関する情報収集を行い、比較検討のうえ評価機関を決定する。評価機関は、事業所に評価実施方法や費用、スケジュール等を説明し、契約を締結する。
- 事前準備として、福祉施設は自己評価の実施と提出、必要書類を提出し、利用者調査の実施に協力する。評価機関は書類確認や自己評価結果、利用者調査等の分析等を行い、訪問調査を実施する。
- 評価は、評価調査者の合議により、事業者への評価結果を作成、報告後、評価結果の公表に関する事業者へのコメントをもらう流れで取りまとめる。その後、都道府県推進組織への評価結果報告を行い、評価結果が公表される。

### <第三者評価事業の流れ>



ヒアリング調査時受領資料より引用。

## ○第三者評価事業の評価基準

- 第三者評価基準のガイドラインは、「共通評価基準（45項目）」と種別ごとの20項目程度の「内容評価基準」で構成される。
- 共通評価基準は45項目、内容評価基準についてはサービス種別や支援内容を踏まえ概ね20項目程度である。

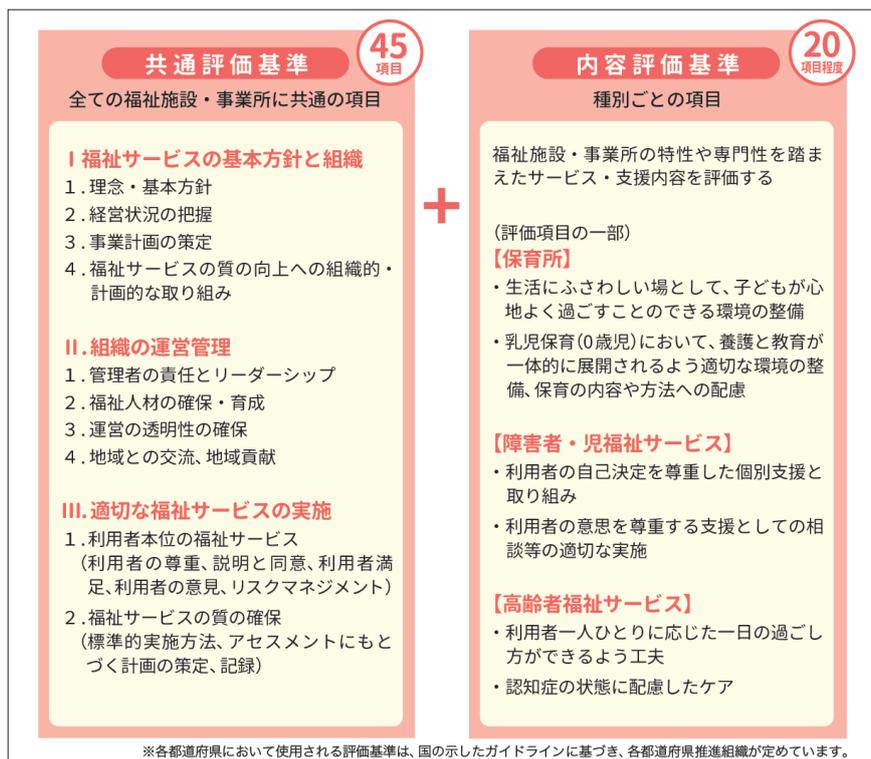
## ○評価基準の構成

- 第三者評価の基準は、「評価対象」、「分類」、「評価項目」、「評価細目」、「判断基準」、「評価の着眼点」、「評価基準の考え方と評価の留意点」という分類で構成されている。
- 評価細目を含め、どのような形で判断するのかを考えていくものが判断基準、評価の着眼点になる。評価基準の考え方と評価の留意点を踏まえ、総合的に判断して判断基準に沿って評価を行う。

## ○判断基準

- 第三者評価基準は「よりよいサービス水準へ誘導するための基準」としてつくられており、判断基準における「a・b・c」は、評価時点での到達度を示すものである。
- 第三者評価では、「b評価」が標準と考えられており、「a評価」に向けた取組余地がある状態である。「a評価」はよりよい福祉サービスの水準、「c評価」は、「b評価」以上になることが期待される、改善点が多い状態である。
- 評価にあたっては、何がどうクリアされているかという「点」ではなく、「面」で評価を行っていく。評価調査者で合議を行い、評価の決定を行う。
- 評価結果に関しても、評価機関が一方的に「a・b・c」の評価をするのではなく、評価結果を事業所に説明し、場合によっては調整・確認したうえで評価を行う。そのため、評価結果に対する異議申し立ての仕組みはつくられていない。

### <第三者評価事業の評価基準>



ヒアリング調査時受領資料より引用。

### 第三者評価基準の構成

- **評価対象**  
評価内容を大きく分類したもの。
- **分類**  
各評価対象における評価基準の枠組みであり、「見出し」となるもの。
- **評価項目**
- **評価細目**  
実際に評価を行う基準となるもの。  
評価項目を補助するために設定。評価項目を評価するための指標（項目）となるもの。
- **判断基準**  
評価項目（評価細目）を評価する判断基準（「a・b・c」の到達度）を示すもの。
- **評価の着眼点**  
評価を行う際に着目する点、主な判断要素（具体的な取り組み等の例）を示すもの。評価にあたっては、「評価基準の考え方と評価の留意点」をふまえたうえで「着眼点」を確認し、総合的に判断して「判断基準（a・b・c）」にそって評価するもの。
- **評価基準の考え方と評価の留意点**  
評価項目（評価細目）や着眼点の解説。評価項目（評価細目）や着眼点が設定されている目的、趣旨・背景、評価の根拠や評価する際の留意点等を記載するもの。

（全社協作成）

### 「判断基準」の考え方

福祉サービス第三者評価基準は、「よりよいサービス水準へ誘導するための基準」であり、判断基準における「a・b・c」は、評価時点での到達度を示すもの

「a評価」：よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上をめざす際に目安とする状態

「b評価」：「a評価」に至らない状況、多くの施設・事業所の状態、「a評価」に向けた取り組みの余地がある状態

「c評価」：「b評価」以上の取り組みとなることを期待する状態

○評価にあたっては、何がどうクリアされたら…という「点」ではなく、「面」で評価を行い、評価調査者で合議を行い評価の決定を行う。

○評価結果に関しては、評価機関が一方的につけるものではなく、評価結果を事業所に説明し、場合によっては調整・確認をするものとなっている。  
そのため、評価結果に対する異議申し立ての仕組みは構築されていない。

（全社協作成）

ヒアリング調査時受領資料より引用。

## ○自己評価を行うことの意義

- 自己評価の取組は、組織運営やサービスの質を見直すことにより新たな気づきを得ること、福祉施設・事業所全体でサービスの質の向上に取り組むきっかけを得ることが、自己評価の意義だと考えている。

## ○評価結果を公表する意義

- 評価結果の公表は、福祉施設・事業所が行う福祉サービスの質の向上のための取組を明らかにすることである。第三者評価事業の目的は、利用者の選択に資することと、サービスの質の向上を図ることであり、評価結果を公表することで利用者の選択に資することができる。

### <自己評価を行うこと及び評価結果を公表することの意義>

#### ★ 自己評価に取り組む意義

- 組織運営やサービスの質を見直すことによって新たな気づきが得られます。
- 福祉施設・事業所全体でサービスの質の向上に取り組むきっかけを得られます。

自己評価は、職員個人の取組みを基礎としながら、チームや福祉施設・事業所全体での議論を経て、課題等が共有されることが重要です。

第三者評価の目的は、福祉施設・事業所の福祉サービスの質を向上させることですが、第三者評価で更なる質の向上の取組み・改善策等を見出し、実際の取組みにつなげていくことが重要です。

共有された課題、さらに第三者評価で得られた課題に、組織的に取り組む基礎となるものが自己評価だといえます。

#### ★★ 評価結果を公表する意義

- 福祉施設・事業所が行う福祉サービスの質の向上のための取組みが明らかになります。

評価結果を広く社会に発信することで、事業運営の透明性が図られ、福祉施設・事業所の理念・基本方針やサービスや支援の内容、特徴をアピールすることができます。

福祉施設・事業所が第三者評価の受審を通して、福祉サービスの質の向上・改善に取り組んでいることを、利用者や家族、地域住民等に発信し、理解を広げることが重要です。

その際には、ホームページや機関誌へ掲載するとともに、報告会等を開催することで、取組みへの理解が一層深まります。

さらに、福祉施設・事業所で仕事をしたいという人にとって、有意義な情報となります。

「福祉サービス第三者評価活用のご案内」(平成29年3月)より引用。

### ○評価機関、評価機関認証の仕組み

- 令和3年4月1日時点の評価機関数：延べ404機関（そのうち、直近3か年の評価件数が「0」の評価機関は延べ74機関）。
- 評価機関の認証は、都道府県推進組織が実施している（社会的養護関係施設第三者評価事業に関する評価機関の認証は、全国推進組織である全社協が実施）。

### ○評価の受審件数

- 制度創設から約20年が経過し、福祉サービス事業所は大幅に増加しているが、第三者評価の受審件数は伸びておらず、令和2年度（暫定値）では5,094件／年である。
- 令和元年度の実績では、受審件数が5,340件、このうち受審率が最も高い分野は義務化されている社会的養護であり、他分野の受審率は低い状況である。
- 都道府県別でみると、東京都が受審件数を増やしているが、他の道府県では非常に低調である。東京都は受審にあたり独自の費用補助（60万円）があり、他にも加算・減算の対象になっているため、事業所の多くは第三者評価を受審している。反対に、他の道府県では受審にあたっての補助がないこともあり、受審件数が非常に低い。

#### <受審件数、サービス属性別及び都道府県別の受審件数等>

制度創設から20年が経過し、事業所数は大幅に増えているが、受審は伸びていない。

（参考）令和2年度受審数（暫定値）：5,094件



（出典：「福祉サービス第三者評価」実施事調査業（令和2年度実施状況）暫定値）に基づき作図）

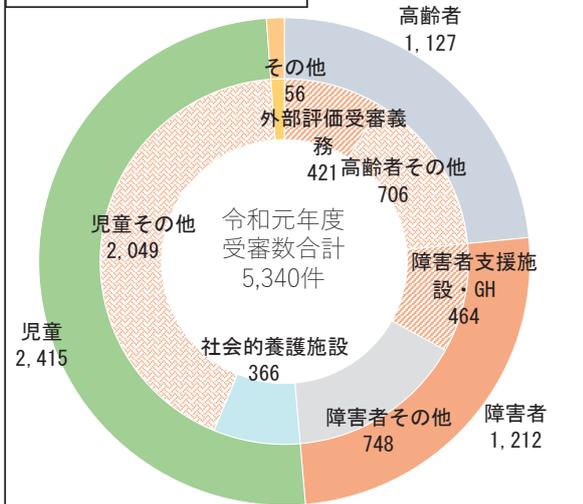
ヒアリング調査時受領資料より引用。

第1部 ヒアリング調査結果概要 II  
 作業部会2(都道府県の機能強化WG(権利擁護支  
 援に関する意識の醸成、利益相反防止策の検討))

## サービス別第三者評価受審状況（令和元年度実績）

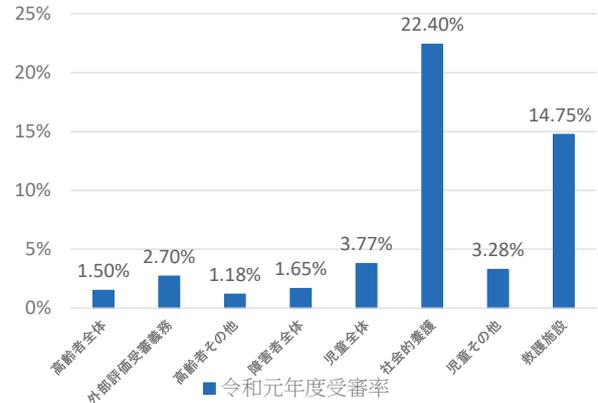
- ① 第三者評価受審件数は、令和元年度は5,340件。
- ② 受審率については、義務化されている社会的養護施設での受審率が高くなっているが、それ以外は低調。

サービス属性別受審数



※「福祉サービス第三者評価事業」実施状況調査（令和元年度実施状況） 社会福祉法人全国社会福祉協議会

サービス属性別受審率



- ※ 「福祉サービス第三者評価事業」実施状況調査（令和元年度実施状況） 社会福祉法人全国社会福祉協議会
- ※ 全国施設数は「令和元年社会福祉施設等調査報告」「令和元年介護サービス施設・事業所調査」「保育所等関連状況とりまとめ」「認定こども園に関する状況について」「福祉行政報告例（令和元年3月末）」「社会的養育の推進に向けて」を参照した。
- ※ 主な施設・サービス別の受審率であることに留意。

（厚生労働省資料を一部改変）

第1部 ヒアリング調査結果概要 II  
作業部会2（都道府県の機能強化WG）権利擁護支援に関する意識の醸成、利益相反防止策の検討）

## 第三者評価の都道府県別受審件数（令和元年度）

No.	都道府県	令和元年度受審件数					都道府県別受審実績数
		合計	高齢分野	障害分野	児童分野	その他	
1	北海道	22	3	6	12	1	321
2	青森県	13	0	3	10	0	263
3	岩手県	12	4	3	5	0	286
4	宮城県	16	5	5	6	0	158
5	秋田県	5	0	4	1	0	92
6	山形県	1	1	0	0	0	61
7	福島県	10	4	2	4	0	132
8	茨城県	12	3	3	6	0	103
9	栃木県	14	0	1	13	0	241
10	群馬県	3	0	2	1	0	132
11	埼玉県	46	4	12	30	0	494
12	千葉県	107	29	11	67	0	975
13	東京都	3,572	1,257	885	1,398	32	36,881
14	神奈川県	294	19	54	219	2	3,080
15	新潟県	18	11	5	2	0	245
16	富山県	6	0	0	6	0	101
17	石川県	13	10	2	0	1	234
18	福井県	12	5	6	1	0	97
19	山梨県	0	0	0	0	0	71
20	長野県	67	7	14	43	3	489
21	岐阜県	28	7	4	16	1	294
22	静岡県	35	6	8	18	3	522
23	愛知県	113	4	50	59	0	1,289
24	三重県	21	3	4	13	1	279
25	滋賀県	8	0	0	6	2	96
26	京都府	255	169	51	35	0	3,250
27	大阪府	73	26	6	39	2	1,171
28	兵庫県	46	11	8	27	0	856
29	奈良県	0	0	0	0	0	50
30	和歌山県	0	0	0	0	0	65
31	鳥取県	39	13	11	12	3	421
32	島根県	23	11	6	6	0	87
33	岡山県	11	2	1	8	0	108
34	広島県	39	10	7	22	0	280
35	山口県	18	8	4	4	2	274
36	徳島県	4	1	3	0	0	57
37	香川県	1	0	0	1	0	65
38	愛媛県	16	0	6	10	0	251
39	高知県	2	1	1	0	0	44
40	福岡県	10	1	1	8	0	222
41	佐賀県	1	0	1	0	0	48
42	長崎県	19	2	3	14	0	205
43	熊本県	26	7	6	12	1	501
44	大分県	7	3	0	3	1	179
45	宮崎県	6	2	0	4	0	80
46	鹿児島県	31	8	11	12	0	196
47	沖縄県	4	0	2	1	1	73
全国合計	受審数	5,079	1,657	1,212	2,154	56	55,419

資料：「福祉サービス第三者評価事業」実施状況調査（令和元年度実施状況） 社会福祉法人全国社会福祉協議会  
 ※ 都道府県別の令和元年度受審件数については、全国推進組織が認証する評価機関が実施した社会的養護関係施設の261件は含まない。  
 ※ 都道府県別受審実績数については、現通知に基づく平成17年度からの累計受審数。  
 ※ 平成17～19年度の実績数については、一部の県で外部評価等が含まれていたためその数を除外している。

（厚生労働省資料）

ヒアリング調査時受領資料より引用。

### (3) 「福祉サービス第三者評価事業」実施にあたっての工夫、課題等

#### 【課題】

#### ○都道府県による推進体制、受審件数のばらつき、評価事業に対する理解の低さ

- 全社協が認証する社会的養護関係施設を対象とした評価機関以外の認証は、都道府県推進組織が認証を行っている。第三者評価の都道府県推進組織の内訳は、行政37、社協7、その他3。都道府県の自治事務として事業が進められている。
- 受審率の状況を踏まえると、第三者評価事業の必要性や意義の理解が薄れてきているのが現状ではないかと考えている。

#### ○評価機関及び評価調査者の数、質の確保

- 評価機関及び評価調査者の数については、受審料だけでは評価機関として経営が成り立たず、撤退が進んでいる。また、新たな評価調査者の確保が困難なため、評価調査者の高齢化も進んでいる。
- 評価機関及び評価調査者の質の確保については、第三者評価を受審する事業所が少ないため、評価調査者が評価を行う機会が限られ、経験を積むことができない。
- また、評価調査者の資格要件が「組織運営管理業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者」であり、誰でも評価調査者になってしまう。無試験であるため、評価調査者の質をどのように担保するかが課題である。

#### <受審件数、サービス属性別及び都道府県別の受審件数等>

#### 令和2年度都道府県別受審数

受審数が1桁の県が13県。義務化されている社会的養護関係施設を除くと25県にのぼる。

都道府県名	受審数	うち社会的養護関係施設を除く	都道府県名	受審数	うち社会的養護関係施設を除く
北海道	20	13	滋賀県	14	9
青森県	10	5	京都府	215	209
岩手県	9	8	大阪府	74	51
宮城県	15	10	兵庫県	61	38
秋田県	17	9	奈良県	7	1
山形県	9	2	和歌山県	8	1
福島県	13	9	鳥取県	33	25
茨城県	20	8	島根県	13	9
栃木県	23	9	岡山県	12	5
群馬県	7	2	広島県	44	33
埼玉県	40	28	山口県	17	9
千葉県	119	110	徳島県	8	3
東京都	3,572	3,493	香川県	1	1
神奈川県	322	300	愛媛県	14	9
新潟県	5	4	高知県	6	0
富山県	15	11	福岡県	30	12
石川県	6	1	佐賀県	5	1
福井県	12	4	長崎県	31	23
山梨県	6	1	熊本県	17	14
長野県	20	16	大分県	16	10
岐阜県	24	19	宮崎県	5	2
静岡県	16	12	鹿児島県	18	5
愛知県	105	85	沖縄県	22	19
三重県	18	14	<b>全国合計</b>	<b>5,094</b>	<b>4,662</b>

(出典：「令和3年度福祉サービス第三者評価事業に関するアンケート調査」に基づき作表)

ヒアリング調査時受領資料より引用。

3-1. 公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート

(1) 法人概要

法人概要は記載略（前述 p.115 参照）。

(2) 当法人にとっての「支援困難事例」についての考え方

○「支援困難事例」とは

- 当法人は全国に 50 支部あり、会員が個人で後見人等を受任することを原則としている。
- そのため、「個人受任が難しく、組織として受任している法定後見事例」を「支援困難事例」と整理している。  
（例）本人：他害等暴力行為がみられる 等  
          周囲の関係者：暴力団員、反社会的勢力であることが疑われる者 等

(3) 受任している事例の概要

○件数

- 非公表。

○事例概要

- 相談ルート、受けている事例は一律ではなく、以下のような例が挙げられる。
  - ・地域包括支援センター等からの相談事例：対応に苦慮されている方や「首長申立てをしたいが順番がまわってこない」という相談で、詳細をたずねたところ、個人での受任が厳しいと推測された事例
  - ・家庭裁判所からの依頼事例：様々な機関に受任を打診したが、いずれも断られ、最終的に担い手がいないという依頼をされることが多い。
  - ・会員が個人として後見人等に就任したものの、対応しきれなくなり、法人後見委員会に相談が寄せられた事例 等

## （4）受任体制、形態（関係部署・機関との連携も含む）

### ○法人後見に関する組織体制

- 本部：法人後見委員会を設置
- 各支部（都道府県単位）：法人後見委員会を設置。また、個々の事務担当者を支援する体制を構築している（支部の状況による）。

### ○受任体制

- 事務担当者が利用者に対して行う支援を「日常業務」「非日常業務」に分類。事務担当者レベルで対応可能なことと、重要事項や法的判断を要する場面で支部や本部が判断すること等、業務を整理している（事務担当者の上に法人後見委員会があり、その上に本部がある）。
- 法人受任した場合、事務担当者の個人名、事務所を明かさずに動くことも可能。
- 事務担当者の配置状況は、各支部で異なる。1～2年で定期的に交代する場合もあれば、2人1組体制等をとって、時々交代するところもある。
- 大規模都市の支部では法人受任が可能だが、小規模都市の支部はそもそも会員も少なく、受任することが難しいのが現状。
- 体制構築が難しい支部で法人受任がふさわしいと思われる事案が発生した際は、法人本部も支援し、何らかの形で支部のキーパーソンに体制を構築してもらっている。

### ○関係機関（特に警察、医療機関（精神科））との連携

- 警察については、最近では地域の困りごとから殺人事件に発展するようなケースもあることから、当法人支部からの相談も受けてくれている。体制や対応方法については都道府県により異なるが、できるだけ広聴相談のような、地域の困りごとを担当してくれる部署に相談するようにしており、関係構築を重視している。
- 地域によっては、精神科病院の医師との関係構築を重視している。また、精神疾患について詳しい専門家の方から、事例の見立てや対応に留意すべき点等について助言をいただいている。

## (5) 「支援困難事例」を受任するうえで担当者や組織に求められること

### ○知識・技術の習得

- 一般会員向け研修：発達障害やパーソナリティ障害に関する内容の理解も必要。
- 法人後見の事務担当者向け研修：法人後見実務に加え、不当要求への対処方法等も研修内容に追加した(講師は弁護士)。ただし、後見事務担当者の研修受講は義務ではない。
- 本部の役員及び事務局、支部の法人後見委員会：民事介入暴力(民暴)関係の研修を実施(講師は弁護士)。

### ○事例対応における柔軟性、SOSを発信できる力

- 事務担当者には力量差がある。ある程度距離を置いたり、受け流したり、跳ね返したりすることも必要。それができる人と、一生懸命やろうとして、結局耐えきれなくなってしまう人とがいる。
- 周囲の人やネットワークに助けを求めたり、自分でうまく対応できない時に、きちんと助けを求められる人の方が対応しやすい。

### ○法人としてのリスク管理

- 10年ほど前、暴力性のある事案を受任する中で、実際に会員が脅迫を受ける等のトラブルがあったことから、会員や家族、事務所等の生命、財産の安全確保という目的で、法人として「危機管理ハンドブック」を作成した。

### ○関係機関(特に警察、医療機関(精神科))との連携

- 前述。

## (6) 法人後見から個人後見、地域に引き継ぐための検討事項、課題等

### ○支援チームとしての状態や支援方針等の共有

- これまで当法人の中で支援を完結させており、「地域や他の司法書士に移行する」という発想はなかった。
- しかし、今後、状態が落ち着いてきた方は、法人で受任することによるメリットよりもデメリットの側面が強くなるため、地域への移行も考えられる。
- 一方で注意が必要なのは、「落ち着いている状態をどのように維持するか」という状態や支援方針等が支援チームで検討、共有できること。「状態が落ち着く」とは「事務担当者と本人の信頼関係が構築されている」こと。その場合、事務担当者がそのまま個人として就任するのが自然な流れである。そのため「安定したから引き継ぐ」ことで、再び不安定な状態に戻すことにもつながりかねないことが懸念される。
- 引き継ぐにあたっての留意点として、以下の体制を構築できることが重要と考える。
  - ・事務担当者が自分の情報開示を制限しながらの支援を可能とする体制
  - ・日常的に本人を支える支援者(ヘルパーやケアマネジャー、相談員等)とチームでの支援を可能とする体制

## （7）「公的関与による後見」の全国展開に向けて重要と考えること

### ○人口規模や地域資源の状況等への配慮

- 大規模都市でないと担当者の確保、支援体制構築が難しい。（再掲）

### ○多職種による連携体制構築及び役割分担の必要性

- 地域に引き継ぐといっても、地域にどのような担い手がいるか、詳しく知らないこともあり、今後はさらなる地域との連携が必要だと考えている。これまでは「支援困難事例」を受けることは「地域の他の人や組織に迷惑をかけてはいけない、自分たちだけで完結させること」という発想もあったように感じる。しかし、リスクも含め、地域や多くの関係者で分担し合う体制づくりの必要性を感じている。
- 専門職団体は、多職種で法人をつくることができない仕組みになっており、どうしても司法書士だけで構成される法人になる。地域で法人後見のような取組を行うということであれば、一定の範囲で司法書士及びリーガルサポートの会員が協力することはできるかと思う。本来的には、地域に多職種が連携した仕組みがあって、その一つの役割を担う主体としてリーガルサポートのような専門職団体の役割があると考えている。

### ○法人が担う事例の選別及び評価

- 懸念するのは、法人等の受け皿があると、そこに全てを任せられるような錯覚を持たれること。法人後見は労力のかかる取組であり、経験が蓄積されるまでは、やることなすこと全てが初めてなので本当に大変である。そのうえ、対応を間違えて事故や不正が起こるリスクも、個人が事務担当者として担当する以上、ゼロではない。
- 法人後見は万能の器ではなく、やはり「法人として受任すべき案件を選別する」発想は非常に大切である。こうしたことは、個々人はもちろん、社会全体でも考えていくべきことかとも思う。
- 「法人として受任すべき案件の選別」が、法人後見の評価のあり方にもつながってくるだろう。現状、各都道府県で、法人後見に期待するものに差がありすぎるのではないかと思う部分がある。「リーガルサポートが担う法人後見」「都道府県等が関与して行う法人後見」「パブリックガーディアンとして行う法人後見」といったイメージのコンセンサスが取れれば、第三者評価における「第三者」の範囲も見えてくる。今後議論を進めていく必要があると考える。

### 3-2. 特定非営利活動法人 後見ネットかがわ

(事務局：社会福祉法人 香川県社会福祉協議会)

#### (1) 法人概要

法人所在地	香川県高松市
法人設立年月	2013（平成25）年3月
法人設立の目的	高齢者、障害者等の権利擁護の推進を目的として、多様なネットワークを活かして、成年後見制度の活用・利用促進と啓発を行うことにより、誰もが安心して暮らすことができるよう、地域福祉の増進を図り、広く公益に貢献すること。
事業内容	(1) 成年後見人等の受任（任意後見を含む）に係る事業 (2) 成年後見人等の支援・養成事業 (3) 成年後見制度の利用支援に関する事業 (4) 成年後見人等監督業務 (5) 市民後見人の養成・支援・監督に関する業務 (6) 相続財産管理人等に関する事務 (7) 成年後見制度等権利擁護に係る相談、広報

(社福) 香川県社会福祉協議会「定款」(<http://www.kagawaken-shakyo.or.jp/kyougikai/koukennettokagawateikan.pdf>)、「香川県における権利擁護支援ネットワーク構築に向けた取組（都道府県の役割と機能）」(令和3年4月28日、第3回地域連携ネットワーク ワーキンググループ\_資料3) (以下「第3回地域連携ネットワーク ワーキンググループ\_資料3」) から引用。

第1部 ヒアリング調査結果概要  
II  
作業部会2(都道府県の機能強化WG)権利擁護支援に関する意識の醸成、利益相反防止策の検討)

#### ○法人設立経緯

- 平成19年度 市民後見人養成事業開始（香川県から県社会福祉士会に委託）
- 平成21～22年度 成年後見人人材活用ワーキンググループ設置  
・養成した市民後見人の活動のバックアップを目的とした専門職団体による協議の場。香川県障害福祉課が実施。
- 平成23年度 かがわ後見ネットワーク設立  
・香川県弁護士会、リーガルサポート香川県支部、香川県社会福祉協議会、県内市町社協、事務局：県社協
- 平成25年3月 特定非営利活動法人後見ネットかがわ設立（事務局：県社協）
- 法人設立当時、県内の全市町社協が法人後見に取り組んでいないという状況だった。また、専門職が単独で受任するには難しい事例が増加していたこともあり、法人後見の必要性が高まってきたが、全市町社協での法人後見の実施は難しい状況にあった。
- そうした状況を受けて、かがわ後見ネットワークでの協議をもとに、県内全体で、法人での受任が必要な場合、サポートする団体が必要だという認識のもとで、後見ネットかがわの設立に至った。

### ○法人の位置付け

- かがわ後見ネットワークは権利擁護支援体制の構築に向けた団体間のネットワークという位置づけ。一方で、後見ネットかがわは実動部隊というような形で設立した。
- 県社協としての法人後見ではなく、専門職個人と市町社協等が会員となって設立した法人としての後見である。

### ○県社協が NPO 法人の事務局を担うことについて

- 県社協として、地域のさまざまな団体の事務局を担うことは、これまでも行っており、実際、後見ネットかがわの他にも「フードバンク香川」という NPO 法人の事務局も担っている。そのため、団体の事務局を担うことへの違和感はなく、また、必要な取組は行うべきという組織的判断のもとに、県社協が後見ネットかがわの事務局も担っている。
- また、後見ネットかがわの事務局運営は、市町社協の法人後見支援や、日常生活自立支援事業、生活困窮者自立支援事業等との連動性が高いと考えているため、県社協としての機能の一部だとも認識している。

### ○県社協の組織体制

- 当社協では地域福祉部地域福祉課において、後見ネットかがわ、フードバンク香川の事務局を引き受けている。
- 体制としては、全体で5名（管理者として地域福祉部長、地域福祉課長が各1名。その他、個別事例担当者を県社協の嘱託職員として3名雇用している）。

### ○会員

- 会員の区分は個人と団体である（個人、団体ともに、任意での参画）。
  - ・ 弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職等
  - ・ 団体（市町社会福祉協議会（すべての市町社協ではない）、社会福祉法人施設等）  
 専門職団体も当初は団体として参画いただくことも検討したが、最終的に、専門職個人が会員として NPO 法人の活動に協力するという事になった。
- 市町社協も同様。すべての市町社協が会員として参画しているわけではない。それぞれの市町社協による法人後見に対する考え方や体制面等の状況が異なるため、任意での参画となっている。
- 個人、団体ともに、いずれも会費を納入いただいている。

「第3回地域連携ネットワーク ワーキンググループ\_資料3」、ヒアリング調査時の聞き取りから趣旨を変えない程度に要約、整理。

## (2) 当法人が受任している事例についての考え方

- 福祉や法律などの多様な関わりが必要な場合が多く、他では引き受けることが難しい事例を引き受けることが多い。
- 本人だけではなく、世帯全体への関わりが必要な場合  
=個人が単独で受任することが難しい事案
- 本人の資産の状況や申立人が誰かということは問わない。
- 受任件数の上限は設けていない。
- 人や家族を成年後見制度だけで支えることは難しい。他の仕組みも活用しながら、本人や家族が地域で生活できることを重視している。
- そのため、地元でしかできない部分は市町社協で、法律関係の対応は司法関係者で、書類の作成や専門職等との調整機能を県社協が担うというかたちでのチーム支援を行うことをめざしている（後述）。

## (3) 受任している事例の概要

### ○件数

- 58件（令和3年3月1日時点）

### ○事例概要（58件の内訳）

- 性別：1：1
- 平均年齢：40歳代前半
- 障害種別：知的障害、精神障害（重複を含む）が最も多く60%超。
- 認知症高齢者は20%弱。
- 平均関与期間：4年弱
- 主な相談ルート：裁判所30%弱、市町行政20%弱の割合が高い。
- 主な申立人：親族40%強。市町長30%強の割合が高い。
- 類型：後見30%弱、保佐40%強、補助10%未満、その他（未成年後見）
- 支援困難な内容：頻回な電話対応（本人・親族等）40%強。虐待対応20%弱。
- 平均年齢が低いのは、未成年後見で受任した人が成人になっても引き受けるケースがあったり、精神障害、知的障害の方の事例で比較的年齢の若い世代の方が多い等の理由が考えられる。

## （4）受任体制、形態（関係部署・機関との連携も含む）

### ○主な受任形態のパターン

- 事例や地域資源の状況に応じて、おおむね以下のような受任形態となっている。
  - ・ 法律及び福祉の専門職、市町社協、県社協事務局
  - ・ 法律及び福祉の専門職、県社協事務局
  - ・ 市町社協、県社協事務局（専門職の関与なし）
  - ・ 地域の関係者、市町社協、県社協事務局（専門職の関与なし）
  - ・ 県社協事務局のみ

### ○市町社協、後見ネットかがわとの受任パターン（専門職の関与の有無を問わず）

- 市町社協が後見ネットかがわの会員である場合：後見ネットかがわの会員として一定期間活動後、地元の市町社協に引き継ぐ（後見人等の交代）という前提で活動していた。
- 市町社協が後見ネットかがわの会員である／ない両方の場合：市町社協と後見ネットかがわとで複数後見で受任する。権限を分ける／同じ権限をもつ、両方の場合があるが、ある程度状態が落ち着いて、将来的な見通しが立ったら、地元の市町社協に引き継ぐ（後見人等の交代）ということ想定している。

## （5）法人後見から市町社協に引き継ぐための検討事項、課題等

### ○支援チームとしての状態や支援方針等の共有

- 当法人の理事長は「人は地域で生きている」、「人は最期まで人として存在する」と考えている。
- 実際に、市町社協では、障害年金の手続きや日常生活自立支援事業につなぐことにとどまらず、スクールソーシャルワーカーや民生委員もチームに加わって家族を支援したり、身寄りのない高齢者が、地域の社協に、死後事務や任意後見という言葉を使わずに将来に対する不安の相談に来たりする。
- このように、地域で生活する人にとって地元の市町社協が安心できる存在であるのであれば、やはり市町社協が、本人や家族が地域で生活することを支える支援を行うことが重要だと考えている。
- 一方、後見ネットかがわとしては、その市町社協の体制や地域資源等をふまえ、市町社協を支えるチーム支援に向けた調整やその一翼を担うことが役割と考えている。
- ただし、受任当初から、状況が落ちついたら地元の市町社協に引き継ぐ（後見人等の交代）とか、そもそも、本人や家族はどのような状況で生活できることを希望しているか、その状況をどのような体制で実現するかといった方針や認識を共有していないと、引き継ぐのは難しい。時期は定めなくても、最初から事例を知っていただいたり、引き継ぐことを共有して話を進めていくことも重要。

### ○方針や認識を共有するうえで重要なこと

- お互いに引き継ぐことを前提に支援を進めるうえで重要なことは、いくつかある。
  - ・ 市町社協と県社協との組織同士、担当者同士の信頼関係構築。
  - ・ 地元の市町社協で支えるという気持ちとそれを実現できるような都道府県社協によるサポート（何かあった場合に相談・助言を行うこと）

## (6) 「公的関与による後見」の全国展開に向けて重要と考えること

### ○それぞれが担う役割や方針の明確化、共有

- 当法人設立当初から状況が変わり、全市町社協で法人後見を受任できるようになった。それであれば、後見ネットかがわが担う役割の変化や明確化も必要になるが、現時点で、法人内でそれらを十分に協議できていない（例：引き受け手がいない事例を受任する、将来的に市町社協に引き継ぐ等）。
- 同時に、市町社協と県社協との間でも後見ネットかがわが担う役割や機能について、共有できていない。
- 各市町や地域資源の状況変化もふまえ、「本人や家族が希望する生活の実現に向けて必要なことは何か」という点で、それぞれが担う役割や方針の明確化、共有が必要といえる。

### ○都道府県、都道府県社協による現場の状況把握

- 都道府県、都道府県社協は、元々個別の事例や具体的な支援に直接かかわることはとても少ない。しかし、後見ネットかがわの活動を通じて、現場で起きていることや苦勞、課題等に直接かかわることが増えた。また、事例を通じて、現場の支援者とのつながりもできる。そのため、実際の現場の状況を理解したうえで、成年後見制度利用促進法への対応を進める中で、必要と考えられる取組みについて話しあえるので、関係機関との協議の機会が広がったり、信頼関係の構築につながったと感じている。
- もともと、かがわ後見ネットワークでの関係を通じて、市町や市町社協の関心や強み弱みをサポートするかたちで関係を構築してきたが、その延長として、都道府県、都道府県社協からの法人後見受任事例に対する主体的なアプローチにより、現場の状況や課題等の把握が強化されたと感じている。

### ○引継先の条件等の違い

- 各市町社協の法人後見の実施要綱等が異なり、どのような場面や条件等で法人後見を引き受けられるかが少しずつ異なっているという実態がある（例えば、対象者（住民票を置く、居住している等））。
- また、各市町の成年後見制度利用支援事業の実施要綱等も異なっている（報酬助成を利用できる対象者や条件（本人の預貯金額が○万円以上／以下）、報酬助成の支払い先等）。
- 市町から市町社協へ権利擁護に係る委託金や補助金が出されている場合（権利擁護センター等の運営や広報、研修事業等）、個別の事例に関して、市町社協が成年後見制度利用支援事業を利用しづらい場合がある等という話も聞いている。
- これらのことから、当法人が受任した事案について、市町社協への引継ぐ際には市町及び市町社協との十分な調整が必要であると考えられる。
- 法人後見に対する期待も大きくなっているが、市町社協として体制をどのように整えるかというのは、大きな課題と感じている。

### ○法人としての財源確保、残った財産を受け取る仕組みの検討

- 現在、後見ネットかがわの財源は、会費、後見報酬、法人後見支援事業の受託金（香川県）である。
- 後見報酬は年度によって変動が大きく、そもそも会費も少額のため、会費だけで成り立たないことは、当初から想定済みだった。

- 現時点で、一般の方にどんどん会員になっていただくという話にはなっていない。今後、住民の方に協力いただくにも、その手段（クラウドファンディング、会費等）をどうしたらいいかということは考えている。
- また、被後見人等が亡くなられて、相続人がいない事例もある。その場合、相続財産管理人選任の申立てをする事例もあるが、以前、特別縁故者の申立てをして、その財源をもとに成年後見制度を必要とする別の方に活かせるような仕組みにできないかと、組織内で議論したことがある。
- 実際に、その事例では特別縁故者の申立てをしなかったが、法人として後見人等として受任していた方の財産を同じ法人が受け取るとすると、厳しい適格性が求められると考える。実際に、市町社協からも同様の相談が寄せられており、今後、どのような取扱いが望ましいか、課題だと考えている。

<特定非営利活動法人 後見ネットかがわの活動について>

5 特定非営利活動法人後見ネットかがわの活動について①

- 設 立 平成25年3月
- 理事長 松本タミ弁護士
- 会 員 個人（弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職等）・  
団体（市町社会福祉協議会、社会福祉法人施設等）
- 目 的 高齢者、障害者等の権利擁護の推進を目的として、多様なネットワークを活かして、成年後見制度の活用・利用促進と啓発を行うことにより、誰もが安心して暮らすことができるよう、地域福祉の増進を図り、広く公益に貢献すること。
- 受任件数 58件（令和3年3月1日時点）

類型	人数
後 見	18
保 佐	25
補 助	3
未成年	9※
未成年後見監督人	3

※内、児童相談所長申立て6

5 特定非営利活動法人後見ネットかがわの活動について②

<法人としての考え方>

- 県社協の法人後見ではなく、専門職個人と社協等が設立した法人での後見の実施。
- 受任する事案について
  - ・福祉や法律などの多様な関わりが必要な場合
  - ・本人だけではなく、世帯全体への関わりが必要な場合
    - 個人が単独で受任することが難しい事案
    - チームで対応できる仕組みへ
    - 法人で受任することにより、継続的な関わりができるように。
  - ・本人の資産の状況や誰が申し立てたかは問わない。
- 法人後見の受任から見えてきた課題を明らかにしていく
  - 次の仕組みにつなげていく。地域につないでいく。（地元の市町社協との協働）
  - 様々な事業とつながって本人やその世帯に関わる。（生活困窮、おもしろネットワーク、ボランティア等）
- 理事長の言葉・・・「人は地域で生きている」、「人は最期まで人として存在する」

第1部 ヒアリング調査結果概要 II  
 作業部会2（都道府県の機能強化WG（権利擁護支  
 援に関する意識の醸成、利益相反防止策の検討））

## (1) 関与している法人の概要

非公表。

## (2) 関与している法人にとっての「支援困難事例」についての考え方

### ○ 「支援困難事例」とは

- 前提として、「支援困難事例」といっても、どのような事例を「支援困難」というか、判断基準が形成されていないという問題がある。
- 関与している法人（以下、「当法人」という。）が考える「困難事例」は、高齢者の理解や介護の経験・スキルで対応できる範疇を超える事例を言う。そうしたノウハウの蓄積をもっている専門職団体と、スキルをもたない民間事業者とが「困難」と言う案件には、相当な違いがあると思う。立場によって「困難」の内容が異なることへの留意が必要である。
- その前提をふまえたうえで、当法人が考える「支援困難事例」の例として、以下を挙げる。
  - ・ 信頼関係が築かれていない中で法定後見が開始するケース：
    - \* 当法人が提供する、身元保証契約等を含む総合サポート契約を利用させていただいている方の場合、「お元気なとき」から関係を構築することができる。他方で、突然職権で後見人等を受任した場合においては、関係構築に時間を要するという意味で支援の困難さがある。
  - ・ 精神疾患のある、または疑われる方への対応が必要となるケース：
    - \* 現状、精神疾患のある、または疑われる方の対応に苦慮する事例が増えている。契約締結前に、明らかに精神疾患がみられるケースについてはかなり慎重に確認を重ね、当法人で支援可能な方でなければ契約はしない。他方で契約後にそうした症状が出始めるケースもある。こうしたケースが増えてくると、我々がもつスキルやネットワークで対応できることの限界を超え、多くの時間と労力を費やすことになる。
  - ・ 安定的に連絡が取れるキーパーソンが不在のケース、支援チームの形成が難しいケース：
    - \* 医療保護入院が必要になった身寄りがいない方の場合、後見人と保佐人しか同意の権限を有さないため、任意後見契約では対応できなくなるケースがある。そのため、医療保護入院までを見据えると、信頼できる後見人等との連携が重要になる。医療体制におけるキーパーソンを探すことと、キーパーソンの意向を早期に確認することが必要といえる。
    - \* 親族がいたとしても、安定的に連絡が取れるキーパーソンがいないケースは「困難事例」に該当するだろう。
    - \* また、後見人等にケースを任せきりにされるケースも「困難事例」といえる。

### （3）受任している事例の概要

#### ○件数

- 非公表

#### ○事例概要

- 一例として、以下のような事例が挙げられる。
  - ・信頼関係が築かれていない中で法定後見が開始するケース：
    - \*自治体から相談が寄せられた案件。夫婦世帯の妻の保佐人に選任された。本人にとって、我々は味方であると理解してもらうまでに約1年を要したケース。
  - ・精神疾患のある、または疑われる方への対応が必要となるケース：
    - \*幻覚、幻聴、妄想等の影響から関係者が理解できない言動を行い、事態を収拾するための対応を余儀なくされることがある。例えば、頭のなかで常に聞こえる何らかの声に従い、入居施設のなかでひどい迷惑行為に及び、本人の記憶違いや思い込みから周囲に対して執拗な苦情を繰り返す等。
    - \*精神疾患のある、または疑われる方への対応が必要となるケースの場合、本人に病識がないため受診の必要性を理解していただけないこと、受診できたとしても、医療機関によっては一度では状態を把握しきれず、入院加療できるようになるまでに時間がかかること等の困難がある。

### （4）受任体制、形態（関係部署・機関との連携も含む）

#### ○事務担当者の配置状況

- 複数体制で対応。主担当者は固定とすることが多い。
- 上席担当者も支援内容を確認し、必要に応じて助言をする体制となっている。
- 法律的なことは、事例を通じて関係のある法律専門職に相談することもできる。
- 特に任意後見契約を締結している、親族からの支援が期待できない方が「支援困難」な状態となった場合、支援部門の責任者と現場責任者とで支援記録や情報を確認しつつ協議し、弁護士や福祉専門職の意見も聞きつつ判断するという手法をとっている。

## (5) 「支援困難事例」を受任するうえで担当者や組織に求められること

### ○知識・技術の習得

- 最近、特に、精神疾患のある、または疑われる方への対応が必要となるケースが増えてきたこともあり、精神疾患に関する基礎知識や制度の理解が必須と考える。

### ○関係機関（特に警察、医療機関（精神科））との連携

- 支援困難事例を受任するうえでの留意事項としては、受任する件数の上限や事例の要件等を決める、職員を複数体制とする、損害賠償保険に加入するといったことも有効と考えられるが、それ以上に親族の協力を得られるかが最優先事項と考えている。
- また、特に精神疾患のある方の入院を受け入れてくれる病院と、理解ある医師の協力を得られるかどうかを最も重要である。

## (6) 「公的関与による後見」の全国展開に向けて重要と考えること

### ○地域の関係機関との連携構築

- 本人が思いがけず急に亡くなられた場合、対応が難しい場合がある。特に相続人が不存在、かつ遺言を残していない場合で、本人の情報をあまり把握できていなかった契約締結直後等においては、その後に情報を集めるのが難しく、必要な手続きを行うのに時間がかかることがある。当法人としては、できる限り普段から地域包括支援センターや市町村社協との連携に努めているが、急死される等予想外の事態が生じたときには、情報収集を可能とする連携の仕組みがあれば助かると考える。
- 仮に「困難事例」とされていた方の状態が落ち着き、民間団体に支援の担い手がリレーする場合を想定すると、ある程度のところまで元の後見人等の方に関与いただけたら、問題が再発した際に相談、連携することが可能であれば、民間事業者で後見人等受任の経験が少ない法人でも、不可能ではないと考える。
- 上記のことから、法定後見人等選任前に、医療保護入院を行う際や退院後の環境づくり等において都道府県等からのお力添えをいただけるとありがたい。

### ○死後事務を取り扱う際の費用回収

- 当法人の「総合サポート契約」には、身元保証、生活支援、死後事務支援のほか「その他」があり、死後の財産を相続人に引き渡したり、相続人不存在の場合には相続財産管理人の申立てを行ったりする。そのため、後見人等としての立場かどうかを問わず、本人の死後から財産の引継ぎまで、義務を遂行している。その分の費用を「預託金」としていただいているが、手続きが複雑になると費用が不足することもあり、その場合、相続財産管理人選任の申立ての手続内で不足分の費用を請求している。他方で費目によってはその手続きに1年半～2年を要することから、小さな団体では資金の回収が極端に滞ることが推測される。これもある意味「困難事例」に該当するのではないかと思う。
- 上記のことから、死後事務を取り扱う際の費用負担の問題にも目を向けていただけるとありがたい。

